大田原市総合計画 基本計画【後期】

おおたわら
国造りプラン

～ 知恵と愛のある　協働互敬のまち　おおたわら ～

令和 4(2022) 年度～令和 8(2026) 年度

市の鳥　ヒバリ

市の魚 ミヤコタナゴ

市の木　イチョウ

市の鳥　ウグイス

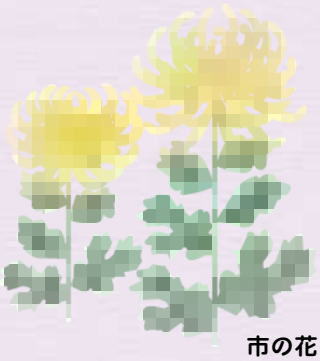

市の花　キク

令和４年３月

大田原市

大田原市総合計画 基本計画【後期】

おおたわら
国造りプラン

～ 知恵と愛のある　協働互敬のまち　おおたわら ～

令和 4(2022) 年度～令和 8(2026) 年度

令和４年３月

大田原市

市の鳥 ヒバリ

大田原市民憲章

1　わたしたちは

自然を愛し　環境をととのえ

大田原を美しいまちにしましょう

市の魚 ミヤコタナゴ

1　わたしたちは

歴史と伝統を生かし　よい風習をそだて

大田原を文化の高いまちにしましょう

市の木 イチョウ

1　わたしたちは

心身をきたえ　仕事にはげみ

大田原を豊かなまちにしましょう

市の花 キク

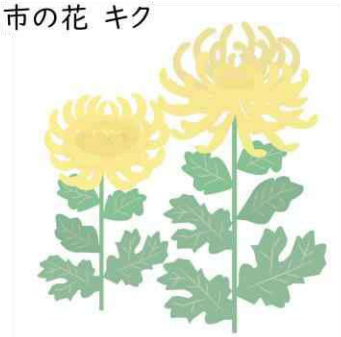

1　わたしたちは

若い力をそだて　としよりをうやまい

大田原を明るいまちにしましょう

1　わたしたちは

きまりを守り　なごやかな家庭をつくり

大田原を住みよいまちにしましょう

市の鳥 ウグイス

昭和４９年１１月１日制定

おおたわら国造りプラン後期基本計画の策定にあたって

私たちが住む大田原市は、那須五峰から広がる那須野が原の扇状地に位置し、水と緑に囲まれた豊かな大地に育まれ、四季折々の美しい自然にふれられる風光明媚なまちです。

また、日本三古碑の一つである国宝の「那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）」など多くの史跡が存在し、古代から住民が生活をしてきた長い歴史をもち、江戸時代より受け継がれた城下町を礎として、未来に向かって躍進する希望あふれるまちです。

昭和 29 年 12 月 1 日に市制が始まり、幾多の市域の変遷を経て、平成 17 年 10 月 1 日に旧湯津上村と旧黒羽町との合併により現在の姿となり、合併以降、旧 3 市町村が進めてきた「まちづくり」の方針を尊重しつつ、「新市建設計画」の考え方に基づき、持続可能で均衡ある発展を目指してきました。

平成 19 年度には、合併後初めての大田原市総合計画となる「新大田原レインボープラン」、平成 29 年度には、大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」を作成し、様々な取組を積極的に推進してまいりましたが、人口減少、少子化・高齢化の急速な進行、数十年に一度といわれる激甚災害の頻発化、ＡＩやＩｏＴといったデジタル化の進展、環境やエネルギーを問題とする地球規模の課題に対する意識の高まり、そして新型コロナウイルス感染症対策として打ち出された新しい生活様式など、本市を取り巻く環境はかつて経験したことがないスピードで変化しております。

総合計画に掲げる大田原市の将来像は、「知恵と愛のある　協働互敬のまち　おおたわら」としておりますが、これには、市民と行政とが互いに知恵を出し合い、思いやりの心や郷土愛を育み、互いを尊重し敬い、共に汗を流して働くことで、いつまでも住み続けたいと思う「愛着」と「誇り」を持てる、そして活力あふれる豊かなまちづくりの実現を目指すという思いを込めております。

後期基本計画は、これらの思いを踏まえ、市が抱える課題や時代の変化に柔軟かつスピード感をもって対応することはもとより、喫緊の課題である「人口減少社会」「持続可能な社会の形成」等に対応し、力強く豊かで幸せ感あふれる「おおたわら」の実現のため、前期基本計画を基本としながらも、昨今の社会情勢の変化や市民ニーズの動向などの新しい流れに加え、人口の動向や将来の展望など、様々な要素を踏まえて取りまとめました。

結びに、この計画の策定にあたり、市民意識調査や意見公募手続などで貴重なご意見・ご提言を頂きました市民の皆様、並びに慎重なご審議を頂きました大田原市総合計画審議会委員の皆様に心から感謝申し上げます。

令和４年３月

大田原市長　津久井富雄

【 目　　次 】

第１編　総論
第１章　計画策定の目的 3
第２章　計画の位置づけ 4
第３章　計画の名称 6
第４章　計画の構成と期間 7
第５章　大田原市の概況 8
第６章　市民の意識と期待 10
第７章　大田原市を取り巻く時代の潮流 13

第２編　基本計画【後期】
第１章　はじめに 22
第２章　重点テーマ 24
テーマ１　安定した雇用を創出する 24
テーマ２　新たな人の流れをつくる 26
テーマ３　結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる 28
テーマ４　ひとが集う魅力的な地域をつくる 30
テーマ５　安心な暮らしを守る 32
第３章　分野別計画 34
基本計画の体系 34
各施策の見方 38

基本政策１：豊かな自然と調和する、安らぎある快適な環境のまちづくり 40
１－（１）生活環境の向上 42
１－（２）自然環境の保全 44
１－（３）廃棄物対策の推進 46
１－（４）住宅の整備と多世代が微笑む生活の推進 48
１－（５）土地利用対策の推進 50
１－（６）都市基盤の整備 52
１－（７）道路・河川の整備 54
１－（８）公共交通の整備 56
１－（９）上水道の健全な運営 58
１－（１０）下水道の整備 60

基本政策２：歴史や伝統文化を継承し、豊かな心を育むまちづくり 62
２－（１１）生涯学習社会づくりの推進 64
２－（１２）生きる力を育む学校教育の推進 68
２－（１３）文化・芸術の振興 72
２－（１４）スポーツ・レクリエーションの振興 76
２－（１５）国際化への対応と国内交流の推進 78

基本政策３：次代につなぐ賑わいを創生する、魅力と活力あふれる産業のまちづくり……80
３－（１６）農業の振興……82
３－（１７）林業の振興……86
３－（１８）商業の振興……88
３－（１９）工業の振興……90
３－（２０）観光の振興……92

基本政策４：いたわり、支えあい、すべての市民が健康で安心して暮らせる心のかよったまちづくり……94
４－（２１）健康づくりの推進……96
４－（２２）結婚支援と子育て支援の充実……100
４－（２３）高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実……104
４－（２４）障害者にやさしいまちづくりの推進……108
４－（２５）地域福祉の充実と生活困窮者への支援の充実……112
４－（２６）社会保障の充実……116

基本政策５：市民にひらかれた安全で安心な明るい地域をともにつくるまちづくり……118
５－（２７）防犯体制と対策の充実……120
５－（２８）防災体制の充実……122
５－（２９）交通安全対策の推進……126
５－（３０）消費者保護対策の充実……128
５－（３１）市民参加行政の推進……130
５－（３２）広報広聴活動の充実……132
５－（３３）自治会・コミュニティの活性化……134
５－（３４）人権尊重意識の普及と高揚……136
５－（３５）男女共同参画の推進……138

基本政策６：情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり……140
６－（３６）行政の効率的・効果的運営……142
６－（３７）財政の健全運営……144
６－（３８）広域連携の推進……146
６－（３９）地域情報化の推進……148

資料編

１　用語解説……152
２　大田原市総合計画策定の経緯……158
３　都市宣言一覧……159
４　諮問書及び答申書……161
５　大田原市総合計画審議会条例……163
６　大田原市総合計画基本計画策定委員会設置要領……166

（注）本文中において、特に解説が必要な語句は、末尾に「※」を付していますので、資料編の用語解説を参照してください。

おおたわら国造りプラン

第1編　総　論

第１章　計画策定の目的

大田原市では、平成 17（2005）年 10 月 1 日に旧湯津上村、旧黒羽町と合併し新市としてスタートした翌年度となる平成 19（2007）年３月に、総合計画として「新大田原レインボープラン」を、平成 29（2017）年３月には新たな総合計画「おおたわら国造りプラン」を策定し、「知恵と愛のある協働互敬のまちおおたわら」を将来像に、まちづくりを進めてきました。

この間、我が国は成長社会から深刻な人口減少社会へ突入し、各自治体経営においては、経済構造や人口構造の変化、技術革新の進展、各世代の価値観の変化等、多様化した社会・経済環境への対応や、さらには SDGs※、感染症対策、自然災害の被害の甚大化など、新たな課題への対応が求められています。

このため、将来にわたる時代の潮流を見通し、これからのまちづくりの明確なビジョンを描き、だれもが生きがいを感じ、安全・安心な暮らしを続けられる、活力あふれるまちづくりの実現に向けて、あらゆる英知を結集していくことが求められています。

「おおたわら国造りプラン」は、市民と行政とが互いに知恵を出し合い、連携と協働により取組の方向性を導き出し、魅力あふれるまちづくりを進めていくための指針であり、前期基本計画（平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度）が最終年度を迎えることから、これまでの成果を検証するとともに、本市が抱える課題等を明らかにし、基本構想で掲げた将来像を実現するため、後期基本計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）を策定するものです。

大田原市総合計画策定の変遷

計画期間	計画名
昭和 46（1971）年度～ 昭和 53（1978）年度	大田原市振興計画 ～緑と光とやすらぎのある 「首都圏でもっとも平和な住みよい都市」をめざして～
昭和 52（1977）年度～ 昭和 60（1985）年度	大田原市新振興計画 ～緑と光とやすらぎのある 「首都圏でもっとも平和な住みよい都市」をめざして～ ※昭和 52（1977）年度に「大田原市振興計画」を改定
昭和 61（1986）年度～ 平成 7（1995）年度	大田原市総合計画 ～緑と光とやすらぎのある豊かな田園工業都市をめざして～
平成 8（1996）年度～ 平成 17（2005）年度	おおたわら新世紀レインボープラン ～自然との共生　ひとが輝き　まちが輝く～
平成 17（2005）年 10 月 1 日　3市町村の合併	
大田原市・湯津上村・黒羽町　新市建設計画 計画期間：平成 17（2005）年度～平成 27（2015）年度	
平成 19（2007）年度～ 平成 28（2016）年度	大田原市総合計画「新大田原レインボープラン」 ～住む人が輝き　来る人がやすらぐ　幸せ度の高いまち～
平成 29（2017）年度～ 令和 8（2026）年度	大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」 ～知恵と愛のある　協働互敬のまち　おおたわら～

第２章　計画の位置づけ

（１）市の最上位計画

本計画は、市政運営の方向性を示し、まちづくりの最上位に位置する計画であり、各分野別の個別計画に方向性を与えるものです。また、国・県等における政策・施策の方向性を踏まえ、整合性を図ることで、連携した取組を推進します。

（２）自治基本条例との関係

本計画は、「大田原市自治基本条例」第 13 条の規定に基づき策定した計画であり、当該条項の定めにより効率的・効果的な市政運営を行うとともに、計画的で健全な財政運営に努めるものとしています。

> 大田原市自治基本条例（平成 25 年９月 30 日条例第 35 号）※抜粋
> （行財政運営：効率的な行財政運営を行うために）
> 第 13 条 市は、自治の基本理念、将来像を明らかにし、市民と協力して自治を推進するために総合計画を策定するものとする。
> ２　市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するものとする。
> ３　市は、中長期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

（３）地方自治法との関係

これまで、総合計画の策定においては、総合計画の基本部分である「基本構想」について、地方自治法第 2 条第 4 項の規定により、議会の議決を経たうえで定めることが義務付けられていましたが、平成 23（2011）年の法改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経る手続きの必要性は市の判断に委ねられることとなりました。

この法改正は、地域主権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として行われたもので、市町村において基本構想や総合計画がその役割を終えたということではなく、市町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から措置されたものです。そのため、本市では、「自治基本条例」を根拠に、市政全般を対象とした総合計画を策定し、これに沿って計画的に行政運営を行うこととしています。

また、総合計画は、市の新しいまちづくり及び市政運営の基本方針として策定するものであることから「地方自治法第 96 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例」第 2 条に定めたとおり、これまでと同様に総合計画の基本部分である「基本構想」については、市民の代表である市議会の議決を経ることとしています。

> 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）※抜粋
> 第２条第４項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。 ⇒ 削除

総務大臣通知（総行行第 57 号 総行市第 51 号 平成 23 年5月2日）※抜粋
第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項
1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。（旧法第２条第４項関係）
なお、改正法の施行後も、法第 96 条第２項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

地方自治法第 96 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例（平成 27 年 6 月 30 日条例第 28 号）※抜粋
第 2 条 議会の議決すべき事件は、法令又は他の条例に定めるもののほか、次のとおりとする。
(1) 大田原市自治基本条例（平成 25 年条例第 35 号）第 13 条第 1 項に規定する総合計画に係る基本構想の策定に関すること。

（4）行政改革大綱との関係
「大田原市行政改革大綱」は、本計画における本市の将来像の実現に向けた基本構想の理念に基づく政策・施策を推進するために必要な行政改革の在り方を示しています。このため、本計画の策定に当たっては、本市の市政を将来にわたって安定的に運営していくため、効果的な行政改革を推進できるよう、同大綱の上位計画として位置づけて策定します。

（5）未来創造戦略との関係
平成 26（2014）年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した「大田原市未来創造戦略」は、本市の人口の現状と将来の姿を示した「大田原市人口ビジョン」における将来像を実現するための目標や施策の基本的方向、具体的な施策を定めています。本市の持続可能なまちづくりのため、本計画の策定に当たっては、この「未来創造戦略」の内容を包含しつつ、市政全般にわたる基本的方向や施策等を定めます。

（6）国土強靭化地域計画との関係
「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」に基づき、令和３（2021）年３月に策定した「大田原市国土強靭化地域計画」は、あらゆるリスクを想定し、災害発生時に最悪の事態に陥らないよう、強靭な行政機能、地域社会及び地域経済を事前に作り上げていくための計画となります。また、「大田原市国土強靭化地域計画」は、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画としての性格を持ち、この分野においては本計画と同格の計画となります。

（7）過疎地域持続的発展計画との関係
令和３（2021）年４月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、「特定期間合併市町村に係る一部過疎」に本市の一部（旧湯津上村及び旧黒羽町）が該当することとなったため、この法律の規定の適用を受け、本地域の地域資源を生かした産業の振興、生活環境の整備、地域文化等の振興及び教育の振興等を推進するため、過疎地域持続的発展計画を策定します。

第３章　計画の名称

大田原市は、豊かな自然や地域資源に恵まれた由緒ある伝統と文化の薫るまちです。

日本の律令制に基づいた国が成立する以前、現在の本市一帯は湯津上地区を中心地域とした「那須国（なすのくに）」と呼ばれていました。その国を治めていた那須直韋提（なすのあたいいで）を顕彰するために建立された「那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）」は、韋提の人物像とともに、当時の大きな社会変化を現代の私たちに伝えています。

要衝の地であった「那須国」はその後も繁栄し、日本における重要な役割を果たしていました。

今、私たちは、繁栄の礎である「那須国」の時代に思いを馳せ、先人が築き、守り続けてきた自然や歴史、文化に培われた社会を受け継ぎ、人々が安心して暮らし、子どもを産み育てられる社会環境の創造を目指したまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

ここに、私たちは、『未来につなぐ国造り』を合言葉に、市民と行政とがそれぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、敬い、協働しながらまちづくりを進めるため、本総合計画の名称を

おおたわら国造りプラン

とし、より良い「おおたわら」のまちを築き、次代に引き継いでいきます。

那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）

湯津上の笠石神社に祀られる石碑で、文字の刻まれた石の上に笠のように石を載せていることから「笠石」ともいわれています。花崗岩（かこうがん）が用いられ、碑文は19字8行、全152文字からなります。

永昌（えいしょう）元年（689）、飛鳥浄御原（あすかきよみはら）の大宮から那須の国造（くにのみやつこ）であった那須直韋提（なすのあたいいで）は評督（こおりのかみ）という評（後の都）の長官の官職を賜り、その後、庚子（かのえね）の年（700）に亡くなったため後継者の意斯麻呂（おしまろ）らが、碑を立てて故人を偲び祀ったということなどが記されています。

碑文の内容から、韋提は最初那須の国造であったのが評督になっており、那須国が下毛野国（しもつけぬのくに）（後に下野国（しもつけのくに））に組み入られたことがわかります。また、「永昌」は唐の則天武后（そくてんぶこう）の時代に使用されていた年号であり、碑の文字が六朝（りくちょう）の書風であること、またこの当時新羅人を下野国に居住させたということが「日本書紀」に記されていることなどから、渡来人と非常に密接な関係のある資料として注目されます。

第４章　計画の構成と期間

大田原市総合計画は、平成 29（2017）年度から令和８（2026）年度までの 10 か年のまちづくりの考え方を示す「基本構想」と５か年の具体的施策・事業内容を示した「基本計画」、さらに２か年の事業の財源等を示した「実施計画」から成ります。

（1）基本構想（10 か年）

期間：10 年間【平成 29（2017）年度～令和８（2026）年度】

内容：大田原市のまちづくりの基本的な指針を定めた計画であり、まちづくりの基本理念、目指す将来像と施策の大綱から構成されています。

（2）基本計画（５か年）

期間：前期５年間【平成 29（2017）年度～令和３（2021）年度】

期間：後期５年間【令和４（2022）年度～令和８（2026）年度】

内容：基本構想で示した将来像を具現化するために必要な施策、実施事業を体系化し、明らかにしています。

（3）実施計画（２か年）

期間：２年間

内容：基本計画で示した施策を推進するための主要な事業を財源の裏付けとともに明らかにしています。ローリング方式により毎年度見直しを行い、予算編成の指針とします。

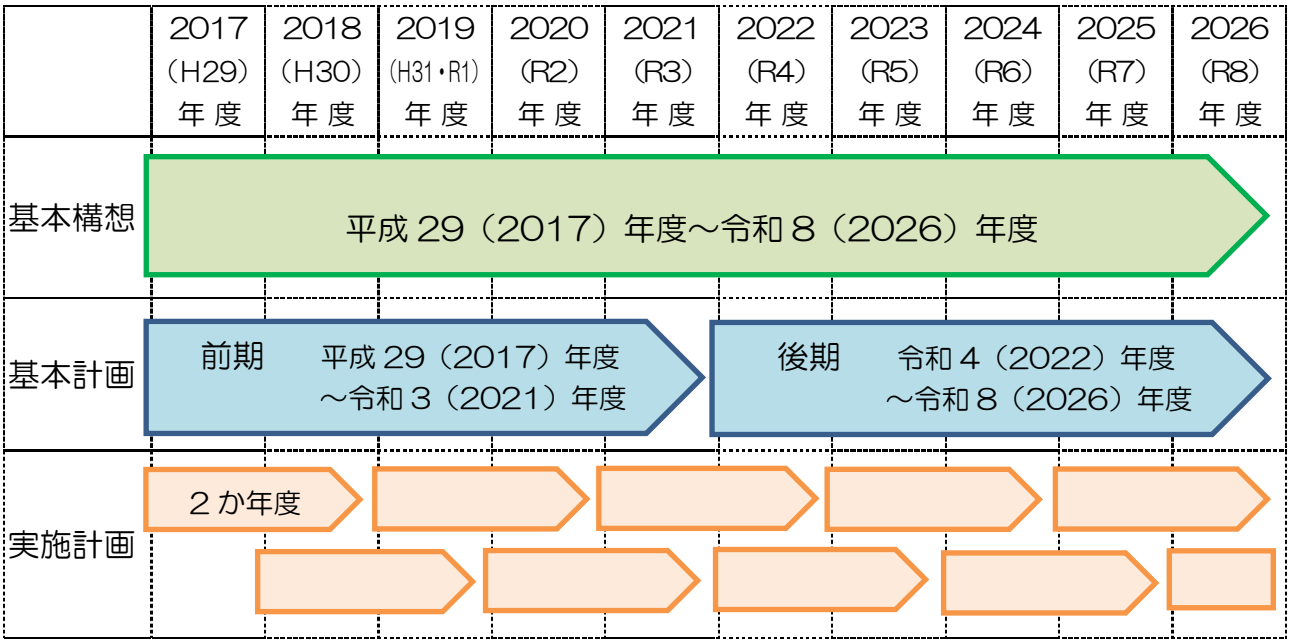

第５章　大田原市の概況

（1）地勢

本市は栃木県北東部に位置し、東は茨城県大子町、西は矢板市、南はさくら市及び那珂川町、北は那須塩原市及び那須町に接しています。面積は 354.36km^2 で、八溝山系の豊富な森林を有し、西に箒川の清流、中央に蛇尾川のせせらぎ、東に関東の四万十川といわれる那珂川の３河川が流れ、恵まれた水を利用した広大で肥沃な水田が広がり一大穀倉地帯となっています。

（2）自然・気候

本市は全国でも数ヶ所でしか生息していない国指定天然記念物のミヤコタナゴをはじめ、磯上のヤマザクラやザゼン草群生地、琵琶池や羽田沼に飛来する白鳥、八溝県立自然公園など、多くの貴重な自然資源に恵まれています。また、那珂川やその支流である箒川は、鮎釣りのメッカとして知られ、シーズン中は関東近郊から訪れる釣り愛好者で賑わいます。

気候は、夏と冬、朝と夕の気温の差が大きい内陸性の気候で、冬季に降水量が少ないという特徴があります。

（3）道路・交通ネットワーク

本市の道路網は、南北方向に国道４号・国道 294 号が、東西方向に国道 400 号・国道 461 号が、それぞれ幹線軸を形成し、さらに市街地から近隣の市町に延びる主要地方道などによって、良好な交通ネットワークが形成されています。

一方、公共交通機関は、JR 宇都宮線（東北線）野崎駅、西那須野駅及び東北新幹線那須塩原駅から市街地を結ぶ市営バスが運行されています。また、市営バスは市役所を基点として市内各地域に路線をめぐらしており、民間バスとともに市民の日常の足となっています。さらに、親園・野崎・佐久山地域、湯津上・黒羽・川西・両郷・須賀川地域ではデマンド交通※が運行されており、地域住民に活用されています。

（4）文化・伝統

本市には、国宝の「那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）」をはじめ国史跡の「侍塚古墳（さむらいづかこふん）」、国重要文化財の「那須神社」や「大雄寺（だいおうじ）」、臨済宗妙心寺派の名刹である「雲巌寺（うんがんじ）」などの文化遺産が数多く残っています。また、『平家物語』の「扇の的」のエピソードで有名な那須与一が生まれ育った“与一の里”、松尾芭蕉が『おくのほそ道』行脚中に残した数々の名句を刻んだ句碑が随所にみられる“芭蕉の里”としても知られています。

那須野が原の開拓に関わる「西郷神社」や「那須基線南端点」などは日本遺産の構成文化財に認定され、また、伝統文化としては、国選択無形民俗文化財の「大捻縄引き（だいもじひき）」が平成 29 年に復活し、「城鍬舞（しろくわまい）」や「正浄寺の雅楽」などの県指定文化財も長い歴史と伝統をもって伝承されています。また、本市は良質な竹の産出地であり、伝統工芸として竹芸品の技術が伝えられ、これまでに勝城蒼鳳氏、藤沼昇氏、２人の人間国宝を輩出しております。

（5）産業

①農業

米は、栃木県内でもトップクラスの生産高を誇ります。また、アスパラガス、にら、うど、いちご、トマト、なすなどの野菜類の栽培が盛んであり、本市を中心に生産される軟白ねぎ「那須の白美人ねぎ」は、その食味において市場の高い評価を受けています。この他、いちごやブルーベリー、梨など果実類や高級国産牛肉の生産にも注力しています。また、本市特産の唐辛子の栃木三鷹（とちぎさんたか）や農業体験のできるグリーン・ツーリズム※によるまちおこしも行っています。

②商業

中心市街地においては、昔からの商店街に加え、市街地再開発事業により「トコトコおおたわら」が拠点施設として整備されています。また、都市計画道路 3·3·1 号沿線を中心に大規模小売店が出店し、商業施設集積地を形成しています。

③工業

野崎工業団地には、大手上場企業またはそのグループ企業が集積していますが、近年、中田原工業団地にも、那須地区消防組合や那須赤十字病院の移転及びその関連企業の集積が進み、大手上場企業の進出などもありました。また、本市には、医療福祉系の大学があり、多くの学生が熱心に学んでいることから、医療福祉産業都市構想の核となる医療福祉関連産業や研究機関をはじめ、これら学生の受け皿となる将来性豊かな企業の誘致を推進しています。

④林業

本市は、古くから「八溝材」の銘柄で知られる優良な木材の供給地としての役割を担ってきましたが、建築様式の変化や外材の輸入拡大などにより、木材需要が停滞しており、林業経営は厳しい状況にあります。また、後継者不足と林業従事者の高齢化や 5ha 未満の小規模林家が 7 割を占めている状況から、今後は林業の集約化を図るなど、不在所有者の山林など手入れの行き届かないところへの対策が必要となっています。

⑤産業分析

本市の産業は、付加価値額、従業員数を見ても製造業が大きな割合を占めています。その中でも特に電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業の付加価値額は合わせて 93,559 百万円となっています。

また、農業品目別農業産出額を見ると、米と野菜が合わせて 15,450 百万円となっています。次いで、鶏卵、肉用牛、生乳の販売金額が多くなっています。

第６章　市民の意識と期待

大田原市総合計画後期基本計画（令和４（2022）年度～令和８（2026）年度）〕を策定するに当たり、「おおたわら国造りプラン」の実効性を確保し、将来のまちづくりの方向性についての市民の皆様の意見や要望を把握するため、市民意識調査を実施しました。

調査は、令和２（2020）年 11 月、大田原市に居住する 18 歳以上の市民 3,000 人を無作為に抽出し、郵送方式（回収については、インターネット方式を併用）で行いました。その結果、有効回答票は 1,655 票、有効回答率は 55.2%でした。

住み心地やまちづくりなどに対する回答結果は以下のとおりです。

（1）大田原市の住み心地等について

①住み心地

大田原市の住み心地について、「住みやすい」が 26.1%、「どちらかといえば住みやすい」が 42.5%となっており、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた“住みやすい”は 68.6%と７割近くの回答者が住みやすいと回答しています。

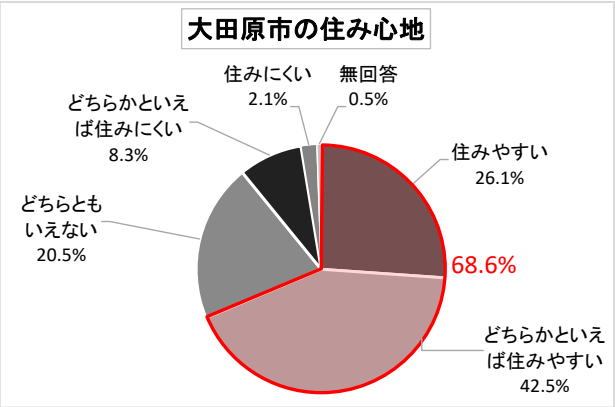

②定住意向

大田原市でのこれからの定住意向について、「ずっと住み続けたい」が 44.2%、「どちらかといえば住み続けたい」が 30.9%となっており、「ずっと住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた“住み続けたい”は 75.1%と回答者の４人に３人が住み続けたいと回答しています。

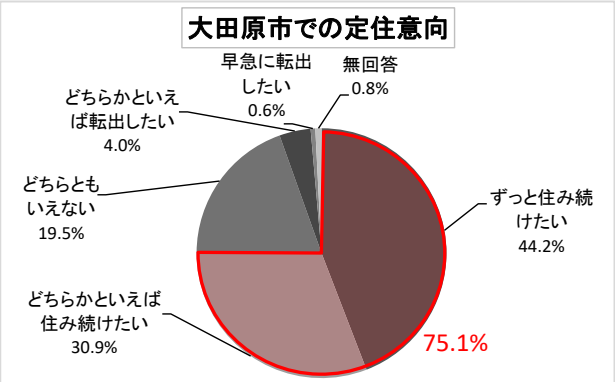

③愛着心

大田原市への愛着心について、「強くもっている」が 13.7%、「ある程度もっている」が 54.7%となっており、「強くもっている」と「ある程度もっている」を合わせた“もっている”は 68.4%となっています。

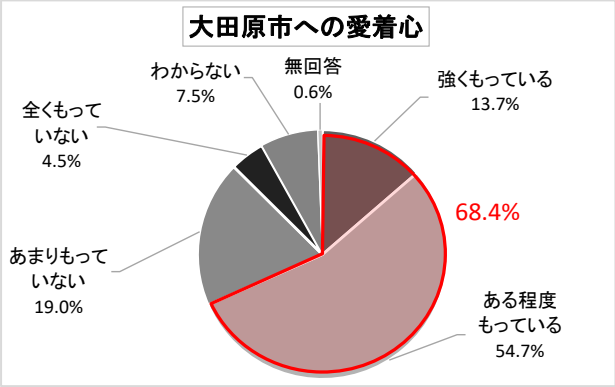

（2）今後求める市の姿について

今後求める市の姿については、「医療・福祉サービスの充実したまち」が 63.9%と最も高くなっています。

次いで、「高齢者・障がい者が安心して暮らせるまち」が 56.5%、「少子化対策の充実したまち」が 30.4%、「買い物などが楽しめる商業の盛んなまち」が 28.9%と続いています。

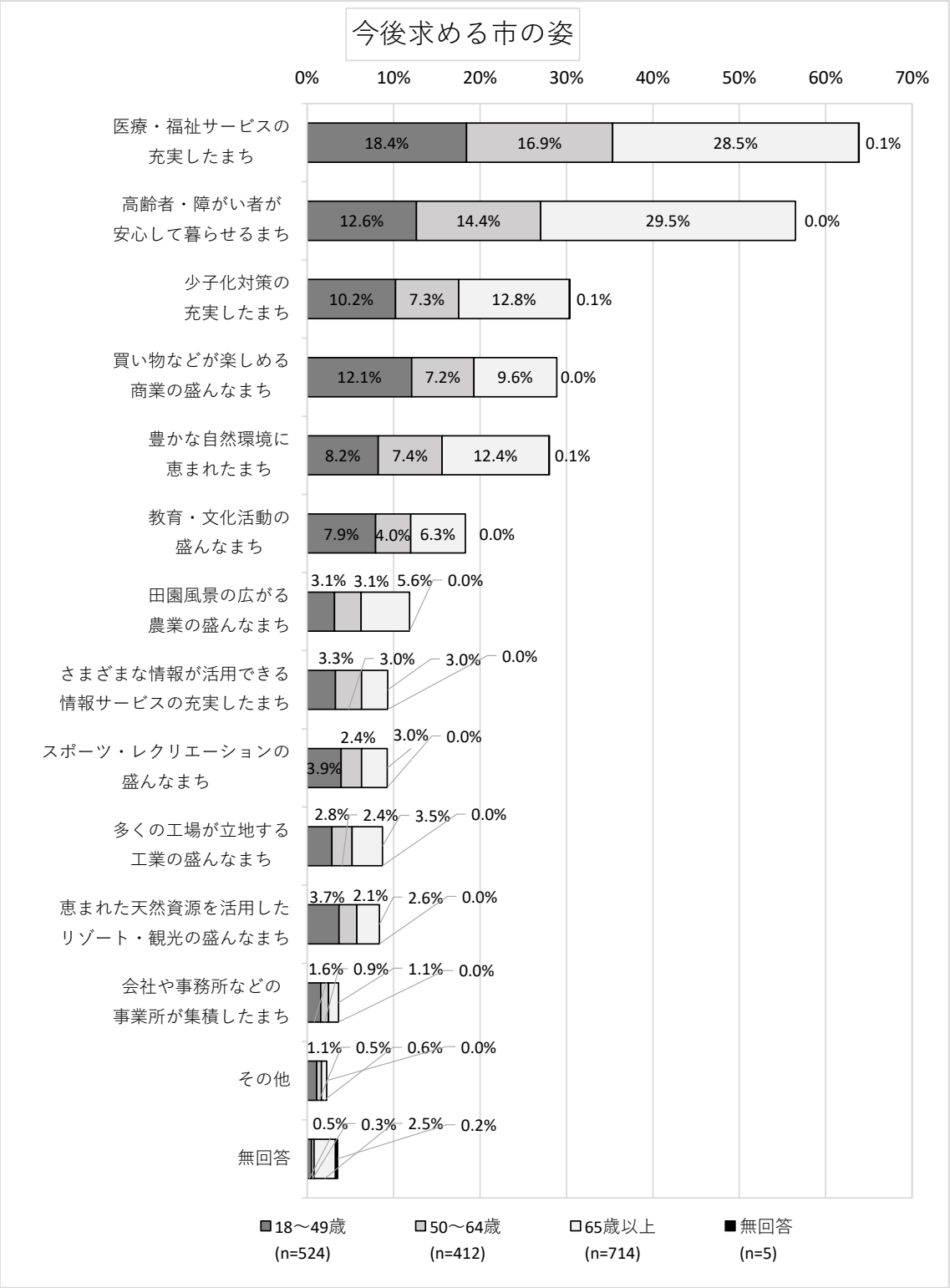

（3）市の活性化のために期待される政策について

市の活性化のために期待される政策としては、「多世代が共に暮らせる福祉、医療の充実」が 54.2%と最も高くなっています。

次いで、「雇用を生み出す新産業の創出」が 40.4%、「防犯、防災など安心できる暮らしの環境の充実」が 33.7%、「道路、交通など発展への基盤整備」が 23.7%、「商業の活性化対策や街なかの賑わいの創出」が 21.3%、「農林業の振興」が 18.7%と続いています。

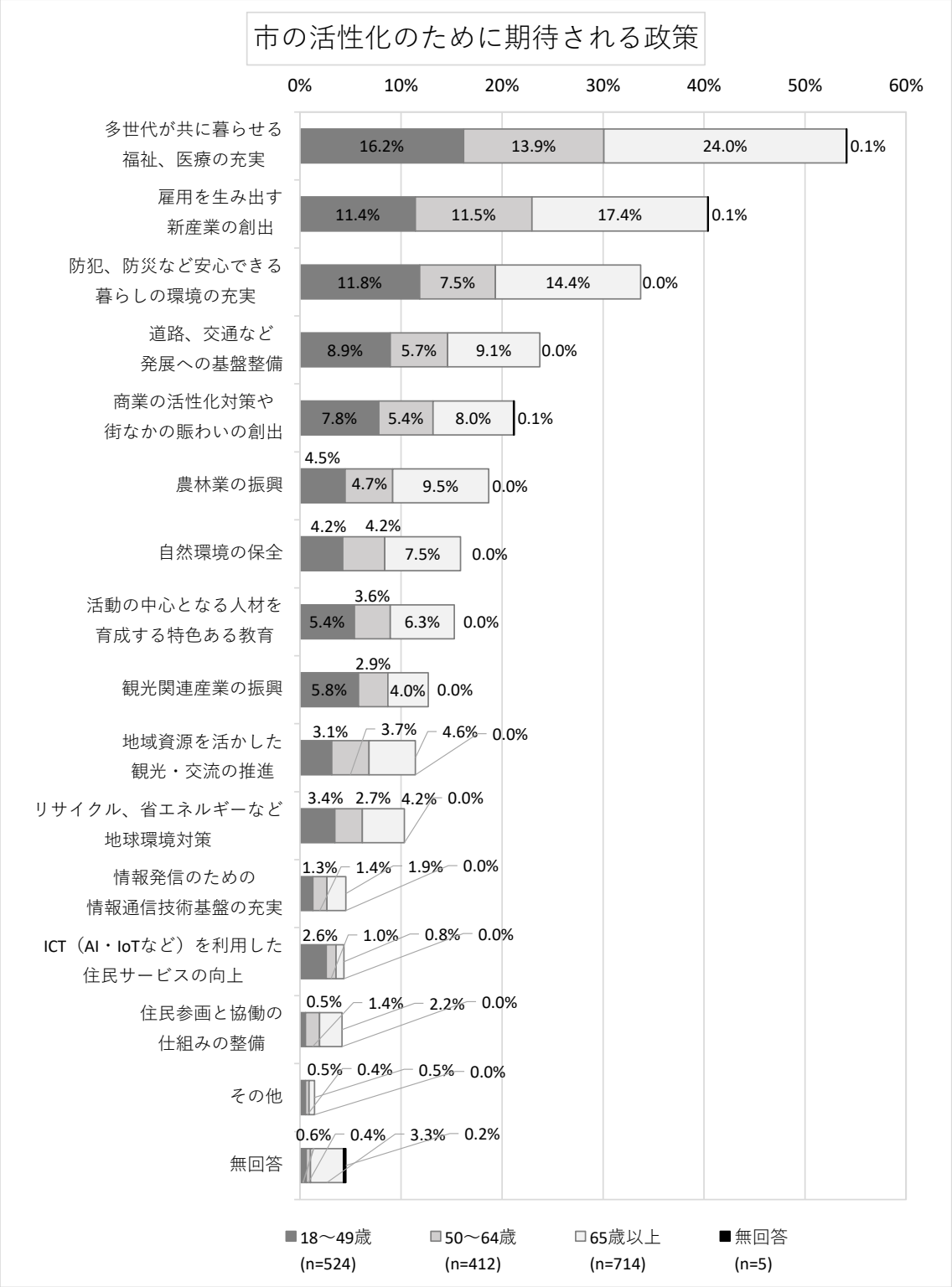

第７章　大田原市を取り巻く時代の潮流

新たなまちづくりを進めるに当たっては、本市を取り巻く社会・経済の動きなど、時代の変化を的確に把握し、速やかに対応していくことが重要となります。

これからのまちづくりにおいて、対応すべき代表的な時代の流れは次のとおりです。

（1）少子高齢化の進行と人口減少時代の到来

我が国では、晩婚化や未婚率の増加などを背景とした出生率の低下による少子化が進んでいる一方、世界に類を見ない高齢化が進行し、急速な高齢者人口の増加による「超高齢社会」を迎えております。これら少子高齢化の進行により、我が国の総人口は、平成 20（2008）年をピークとして人口減少局面に入っており、今後 100 年間で 100 年前（明治時代後半）の水準に戻っていくと予測されています。

本市においても、平成 27（2015）年に 75,457 人（国勢調査人口）であった人口が、現状のまま推移すると令和 42（2060）年には 48,000 人程度まで減少するとの推計（平成 25 年３月：国立社会保障・人口問題研究所）が示されています。また、令和３（2021）年４月に、本市の一部（旧湯津上村及び旧黒羽町）が「一部過疎※」に指定されています。

こうした人口構造の変化により、年金・医療・福祉といった社会保障に必要な経費が増加するとともに、消費の減少による経済の縮小、地域活動の担い手不足によるコミュニティの弱体化、児童・生徒の減少による小規模校の教育効果の低下、空家の増加による住環境の悪化など、市民生活や地域経済、行政運営における様々な影響が想定されます。

今後、本市が人口減少等を見据えた持続可能なまちづくりを進めるのためには、農林業・商工観光業等の更なる振興等により安定した雇用を創出し、「生涯活躍のまちづくり」や「圃場整備事業と合わせた居住環境の創出と産業基盤の整備」の推進など都市部からの人の流れをつくる取組を推進するとともに、若い世代の結婚・出産・子育ての環境整備や教育環境の充実を図るなど、人口減少の克服に向けた施策に対し、より一層積極的に取り組むことが求められています。

（2）地域経済を取り巻く環境の変化（新産業の創出）

世界的な金融・経済動向や貿易環境、消費税増税、新型コロナウイルス感染症※による世界経済への影響など、我が国や地域社会経済は大きく変化しており、新たな産業や安定した雇用の創出など、地方創生の取組を推進し、持続的な経済成長につなげていく必要があります。このため、企業の海外進出や技術革新・製品開発（イノベーション）、人材育成や外国人労働者の受入、国際交流・インバウンド※の推進など、グローバル化に向けた取組については、新型コロナウイルス感染症との共存や終息後を見据えた対応が求められるとともに、感染拡大防止と社会活動の両立を図る必要があります。

本市においても、まちづくりを支える地域経済の活性化を図り、若い世代に安定した雇用を創出することが重要となることから、各分野における産学官金の連携※、ロボット等の先進技術の導入、ＩＣＴ※（情報通信技術）の活用等により、新たな産業を創出する取組を進めていくことが求められています。

また、全国的に交流人口を拡大しようとする動きの中で、本市や周辺地域に数多く存在する有形・無形の優れた文化財の歴史的魅力や人文地理的特色を生かして「日本遺産」として位置づけ、それらの伝統・文化を後世に継承しながら、総合的に活用することで地域活性化に繋げるなど、地方創生に向けた新たな取組を進めていくことが求められています。

（3）広域連携・地域間連携の取組

人口減少や雇用減少に苦しむ地方自治体が、自立的・持続的な地域づくりにより地域の活性化を目指すためには、地方創生への取組が重要であり、地方創生の深化のためには、従来の「縦割り」の事業や取組を超えた、「官民協働・地域連携」などの新たな「枠組み」づくりや、「広域圏域・集落生活圏」などの生活経済実態に即した新たな「圏域」づくりが重要となります。中でも、「広域圏域」という観点においては、自治体単独で施策を進めるのではなく、定住自立圏等の形成・運営により、圏域内の自治体が協働して経済振興施策等に取り組むことが求められています。

本市においても、広域的な課題に対応するため、また地域住民の「いのちと暮らし」を守るため、周辺自治体が枠を越えて連携し形成した「八溝山周辺地域定住自立圏」の中心市として、圏域内の生活機能の確保に向けた取組を進める中で、圏域形成の可能性を最大限に引き出すためのインフラ整備を促進するとともに、圏域内の地域特性を生かした新産業創出に向けた取組を進めていくことが求められています。

（4）安全・安心への意識の高まりと国土強靭化における生活基盤の形成

平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災、平成 27（2015）年 9 月の関東・東北豪雨、令和元（2019）年 10 月の東日本台風（台風第 19 号）など、日本各地で甚大な自然災害が多発しており、防災・減災や安全・安心な地域づくりに対する意識が高まっています。また、高齢者や子どもが巻き込まれる犯罪、空家の増加、感染症の発生などへの懸念から、市民生活の安全・安心の確保が求められ、さらに厳しい地方財政の中、公共施設や道路・上下水道といったインフラの老朽化（長寿命化など）への対応が課題となっています。

このため、市民・地域・行政及び関係機関の連携・協力のもと、起きてはならない最悪の事態に対する事前防災・減災対策として国土強靭化の推進による、減災の視点に立った災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくり施策の展開とともに、地域とのつながりを大切にした防災・防犯等のコミュニティづくりを進めていく必要があります。

本市においても、これらの災害を教訓として、施設整備中心の防災対策だけでは、生命や財産、経済や社会活動を守ることが難しいことが明らかになりました。その中で、日本の社会を古くから支えてきた、困ったときに助け合う「人と人との絆」の大切さが再認識されています。大規模災害の初動においては、行政による対策及び救助体制が整わないことが実情であり、自主防災組織による初期活動が重要とされるなど、あらゆる災害リスクに対応できるような行政機能の構築とともに、地域社会の防災力の強化や被害をできるだけ小さくする減災への取組を進めていくことが求められています。

また、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪や事故が後を絶たないほか、国境を越えた感染症等の発生も見られることから、様々な場面での安全・安心の確保が強く求められています。

（5）環境・エネルギーに対する関心の高まり

地球温暖化の進行、生物多様性の喪失、資源やエネルギーの大量消費、海洋プラスチックごみ問題※など環境問題の多くは、国境を越えて深刻さを増しています。一方、河川や森林等の環境保全とまちの美化活動などが進み、生活に身近な環境についても大切に守り、育んでいく意識が高まっています。

東日本大震災以降、原子力発電や化石燃料に依存しない「太陽光などの再生可能エネルギー※」や「省エネルギー」への取組に対する国民の期待が高まり、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する技術は飛躍的に発展していますが、こうした技術を導入しながら、

脱炭素社会※の実現に向け、環境配慮型のまちづくりが求められています。

しかしながら、これらの普及拡大にはコストや系統連系などの課題が依然として解消されず、化石燃料の消費増加に伴う二酸化炭素排出量の増大は、気候変動防止に向けた取組を進めるうえでの懸念材料となっています。

（６）ＩＣＴ（情報通信技術）の急速な進歩及びSociety5.0※の実現に向けた高度情報ネットワーク社会の進展

インターネットなどＩＣＴとその利用環境は、世界中で急速に進歩しており、スマートフォンやタブレット端末※など情報機器の発達・普及とともに、ＳＮＳ※（ソーシャルネットワークサービス）などコミュニケーション手段も多様化し、社会・経済活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしています。

ＩＣＴは、生活に欠かせないものとなっており、マイナンバー制度※の運用開始など、市民生活に関わるＩＣＴ環境は、今後も変化していくことが予想され、こうした社会環境の変化に迅速かつ的確に対応していくことが求められます。

一方、情報通信機器の使い方や活用において、若者と高齢者の世代間格差、プライバシーや情報セキュリティの確保などの課題が発生しています。

本市においても、都市部からの移住・定住促進に向けたプロモーションの活用による情報発信や学校教育における校務・授業での有効活用、市政や災害などに関する市民への情報提供、市民サービスの向上や自治体経営の効率化を図りつつ、一方で個人情報の保護に留意しながら、ＩＣＴを効果的に活用することが求められています。

また、国では、ＩｏＴ※、ロボット、ＡＩ※（人工知能）、ビッグデータなどの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、多様なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することで、経済発展と社会的課題解決を両立する、新しい社会「Society5.0」の実現を目指しています。このため、情報セキュリティの強化と地域情報化の一層の推進によるサービスの充実を図るとともに、高度情報ネットワークを都市交通や物流、防災、エネルギー、医療・介護、産業、観光等のマネジメントに生かした「スマートシティ※」の取組が求められています。

（７）地方分権と行財政運営の健全化

地方自治体は、社会の成熟化に伴う地域社会での多様化した課題への柔軟な対応が求められており、国・県からの権限移譲や規制緩和など地方分権による新たな役割を担うため、自主性・自立性を高め、自らの判断と責任において運営する行政経営の確立と行財政改革が求められています。

本市においては、普通交付税の合併団体加算措置の終了等に伴う一般財源の減少、義務的経費の高止まり等、厳しい状況が続いていますが、少子高齢化や人口減少など、社会経済情勢の変化に伴う多くの課題に対応し、質の高い住民サービスを持続的に提供するため、市民の声を的確に把握し、費用対効果を考えた上で、事業の優先順位の見直しを進め、行財政改革や財政健全化の推進、行政の透明性の向上、公共施設等の長寿命化を図るなど行政コストを平準化するマネジメント強化が求められています。また、市民や団体、企業などとの協働により、市民に身近な地域の特色や独自性を生かし、自立した活力ある地域社会づくりを進めていくことが求められています。

（８）価値観やライフスタイルの多様化・個性の尊厳

経済の進展や雇用形態の変化など、社会システムが変容する中で、市民意識や生活様式が多様化し、これまでの「物の豊かさ」から「生活の質」や「心の豊かさ」を重視する考え方、そして社会志向よりも個人志向に変化してきています。

また、都市化の進展や核家族化、女性の社会進出や経済の成熟化などに伴って、人々のニーズ、働き方や価値観が多様化し、加えて一人ひとりの個性を尊重する傾向が拡大する一方で、性的指向※や性自認※を理由とする偏見や差別、インターネットによる新たな人権問題も顕在化しています。このため、年齢や性別など分け隔てなく、人と人とがお互いに認め合い支え合う「共生社会」の形成が求められています。

（９）新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式※

新型コロナウイルス感染症は、企業活動の停滞など経済に大きな打撃を与えただけではなく、学校の休業、イベントの自粛など私たちの暮らし方など社会生活にも大きな影響を及ぼしています。

今後も、感染症等の発生に備え、社会経済活動を継続していくには、常識にとらわれることなく、新しい生活様式を取り入れていく必要があります。

（１０）持続可能なまちづくりに向けたＳＤＧｓの取組

2015 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」に基づき、国は、地方創生の実現に向けて地方公共団体によるＳＤＧｓ達成に向けた取組を促進しています。

まちづくりや地域活性化に向けた取組をＳＤＧｓの理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化やまちづくりの課題解決の加速化という相乗効果が期待できることから、本市においても、ＳＤＧｓの視点を取り込んだ計画の見直しを進め、各々の政策においても持続可能性を高めていく必要があります。

SDGs の 17 のゴールの詳細

目標１【貧困】

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

目標２【飢餓】

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

目標３【保健】

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

目標４【教育】

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標５【ジェンダー】

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

目標６【水・衛生】

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

目標７【エネルギー】

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

目標８【経済成長と雇用】

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する

目標９【インフラ、産業化、イノベーション】

強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る

目標１０【不平等】

国内および国家間の格差を是正する

目標１１【持続可能な都市】

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする

目標１２【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

目標１３【気候変動】

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

目標１４【海洋資源】

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

目標１５【陸上資源】

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の促進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

目標１６【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

目標１７【実施手段】

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

（注）後期基本計画においては、すべての施策に SDGs の考え方を反映することとし、各施策と SDGs の関連性をロゴにより示しております。

後期基本計画の各施策とSDGsの17のゴールとの関係

基本政策	施策					
1. 豊かな自然と調和する、安らぎある快適な環境のまちづくり	1	生活環境の向上			○	
	2	自然環境の保全			○	○
	3	廃棄物対策の推進				
	4	住宅の整備と多世代が微笑む生活の推進	○		○	
	5	土地利用対策の推進				
	6	都市基盤の整備			○	
	7	道路・河川の整備				
	8	公共交通の整備				
	9	上水道の健全な運営			○	
	10	下水道の整備			○	
2. 歴史や伝統文化を継承し、豊かな心を育むまちづくり	11	生涯学習社会づくりの推進			○	○
	12	生きる力を育む学校教育の推進	○	○	○	○
	13	文化・芸術の振興				○
	14	スポーツ・レクリエーションの振興			○	○
	15	国際化への対応と国内交流の推進	○		○	○
3. 次代につなぐ賑わいを創生する、魅力と活力あふれる産業のまちづくり	16	農業の振興		○		○
	17	林業の振興				○
	18	商業の振興				
	19	工業の振興				○
	20	観光の振興				
4.いたわり、支えあい、すべての市民が健康で安心して暮らせる心のかよったまちづくり	21	健康づくりの推進		○	○	○
	22	結婚支援と子育て支援の充実	○	○	○	○
	23	高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実			○	○
	24	障害者にやさしいまちづくりの推進			○	○
	25	地域福祉の充実と生活困窮者への支援の充実	○	○	○	○
	26	社会保障の充実	○	○	○	○
5.市民にひらかれた安全で安心な明るい地域をともにつくるまちづくり	27	防犯体制と対策の充実				○
	28	防災体制の充実				
	29	交通安全対策の推進			○	○
	30	消費者保護対策の充実				○
	31	市民参加行政の推進	○	○	○	○
	32	広報広聴活動の充実	○	○	○	○
	33	自治会・コミュニティの活性化	○	○	○	○
	34	人権尊重意識の普及と高揚			○	○
	35	男女共同参画の推進	○		○	○
6.情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり	36	行政の効率的・効果的運営				
	37	財政の健全運営				
	38	広域連携の推進			○	○
	39	地域情報化の推進	○	○	○	○

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	○	○				○	○	○	○	○		○
	○					○		○	○	○		○
						○	○		○	○		○
	○					○						○
						○				○		○
	○			○		○		○		○		○
	○			○		○		○	○			○
		○		○		○						○
	○			○		○						○
	○			○		○		○				○
○					○	○					○	○
○	○				○	○					○	○
						○						○
						○						○
					○	○		○			○	○
	○	○	○	○		○	○			○		○
		○	○	○		○	○			○		○
			○			○						○
			○	○		○						○
			○			○						○
						○						○
○			○		○	○					○	○
			○		○	○					○	○
			○		○	○					○	○
			○		○	○					○	○
			○	○	○	○						○
						○					○	○
				○		○		○				○
				○		○						○
						○					○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○					○	○					○	○
○			○		○	○					○	○
						○					○	○
						○					○	○
			○	○		○	○	○		○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

おおたわら国造りプラン

第2編 基本計画【後期】

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

第１章　はじめに

（１）基本計画の目的

基本計画は、基本構想で掲げた大田原市の将来像

知恵と愛のある　協働互敬のまち　おおたわら

の具現化に向けて、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、計画期間中において、特に重要となる事項について、戦略的に取り組むべき施策群と分野別の具体的な施策・基本事業を明らかにしたものです。

（２）基本計画の構成について

この基本計画は、行政の組織・分野にとらわれない目的別計画である「重点テーマ」と、各分野に合わせて体系化した計画である「分野別計画」で構成しています。

①重点テーマ

重点テーマは、基本構想で定めた市の将来像を具現化するために、特に重要となる事項を分野別計画から抽出し、行政の分野、領域にとらわれず、組織横断的に設定した次の５つのテーマにより構成しています。

テーマ１　安定した雇用を創出する
テーマ２　新たな人の流れをつくる
テーマ３　結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる
テーマ４　ひとが集う魅力的な地域をつくる
テーマ５　安心な暮らしを守る

なお、重点テーマについては、「大田原市未来創造戦略」で掲げた次の４つの基本目標との整合性を図り設定しています。

基本目標①　活力ある豊かな大田原市をつくるとともに、安心して働けるようにする
基本目標②　大田原市とのつながりを築き、新しい人の流れをつくる
基本目標③　結婚・出産・子育ての希望をかなえる
基本目標④　ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な大田原市をつくる

②分野別計画

分野別計画は、基本構想で定めた市の将来像を具現化するために必要となる施策について、行政の分野に合わせて体系化したものです。

具体的には、「基本構想」の第２章第２節「まちづくりの基本政策」及び第３章「施策の大綱」に基づき、分野ごとに６つの基本政策、39 の施策を展開していきます。

基本政策１	豊かな自然と調和する、安らぎある快適な環境のまちづくり（社会基盤）
基本政策２	歴史や伝統文化を継承し、豊かな心を育むまちづくり（教育文化）
基本政策３	次代につなぐ賑わいを創生する、魅力と活力あふれる産業のまちづくり（産業）
基本政策４	いたわり、支えあい、すべての市民が健康で安心して暮らせる心のかよったまちづくり（保健福祉）
基本政策５	市民にひらかれた安全で安心な明るい地域をともにつくるまちづくり（市民生活）
基本政策６	情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり（行財政）

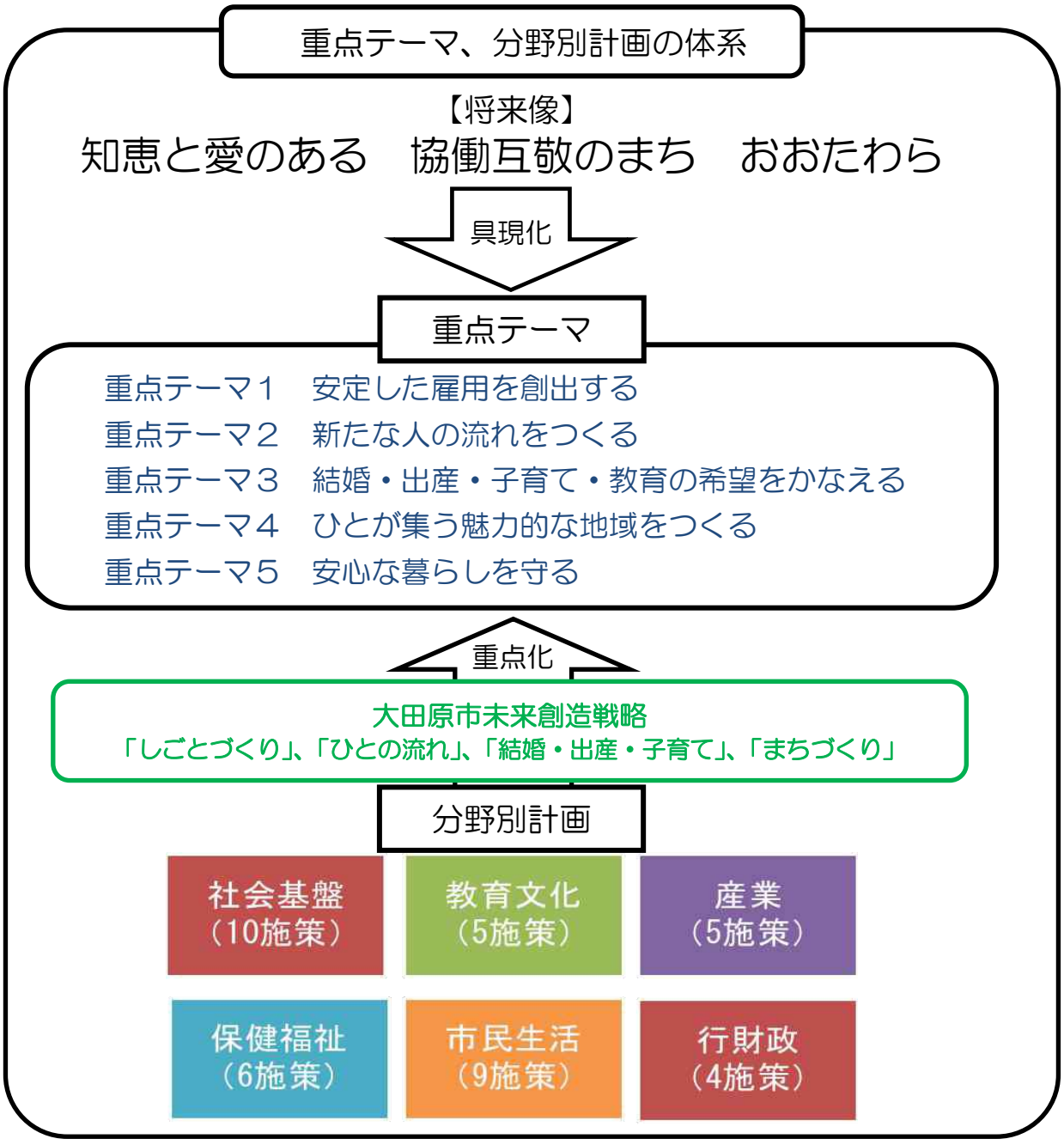

第２章　重点テーマ

テーマ１　安定した雇用を創出する

（１）だれもが働けるよう、雇用の創出に努めます。

①新たな産業の創出
- ◆未利用材等、木質バイオマス※の利用促進（政策３　林業の振興　P.87）
- ◆市内公共建築物へのＣＬＴの利用とＣＬＴ製造工場立地の推進（政策３　林業の振興　P.87）
- ◆立地についての支援策のＰＲ推進（政策３　工業の振興　P.91）
- ◆新技術の研究開発支援と大田原ブランドの創出推進（政策３　工業の振興 P.91）
- ◆起業家への支援（政策３　工業の振興　P.91）

②担い手育成の推進
- ◆認定農業者※や新規就農者の育成（政策３　農業の振興　P.83）
- ◆経営感覚に優れた担い手や後継者の確保と育成（政策３　農業の振興　P.83）
- ◆林業の担い手の育成（政策３　林業の振興　P.87）
- ◆優れた技能者の顕彰等による企業を担う人材の育成（政策３　工業の振興　P.91）
- ◆関係機関やＮＰＯ法人等との連携による雇用・就業支援（政策３　工業の振興　P.91）

野崎工業団地

（２）地域の特性を生かし、地場産業の振興を図ります。

①地域特産物の競争力強化
- ◆農地・農業用水・農業用施設の保全（政策１　自然環境の保全　P.45）
- ◆圃場整備、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払事業による農地の保全と農業生産基盤の整備（政策１　土地利用対策の推進　P.51）
- ◆特産物の生産推奨とブランド化の支援（政策３　農業の振興　P.83）
- ◆園芸作物の生産振興への支援（政策３　農業の振興　P.83）
- ◆圃場整備の推進（政策３　農業の振興　P.83）
- ◆中山間地域の振興（政策３　農業の振興　P.83）
- ◆バイオマスエネルギーを活用した循環型農業への支援（政策３　農業の振興　P.83）
- ◆環境保全型農業の推進（政策３　農業の振興　P.83）
- ◆森林施業の集約化等の推進（政策３　林業の振興　P.87）
- ◆大田原ブランド認定制度の推進（政策３　観光の振興　P.93）

②商業の活性化
- ◆地域経済の消費喚起と好循環化（政策３　商業の振興　P.89）
- ◆中心市街地の活性化（政策３　商業の振興　P.89）
- ◆空き店舗対策の充実（政策３　商業の振興　P.89）

③地元企業への支援
- ◆創業及び事業継承の促進（政策３　商業の振興　P.89）
- ◆中小企業及び小規模企業の経営改善及び向上の促進（政策３　商業の振興　P.89）
- ◆経営安定のための資金融資による支援（政策３　工業の振興　P.91）

【テーマ１　安定した雇用を創出する　の目標値】

目　標　値　名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
新規就農者数	18 人／年	20 人／年
大田原ブランド認定件数（累計）	22 件	30 件

大田原市全景

テーマ２　新たな人の流れをつくる

（１）地域資源を活用し、情報発信を強化し、人の呼び込みを促進します。

①魅力発信の強化
- ◆情報発信施設の充実（政策３　観光の振興　P.93）
- ◆各種情報媒体を有効に活用した地域情報の発信
  （政策５ 広報広聴活動の充実　P.133）
- ◆各課と連携した情報発信体制の強化（政策５　広報広聴活動の充実　P.133）

②地域資源を生かした誘客
- ◆広域連携による観光資源を活用した誘客の拡大（政策３　観光の振興　P.93）
- ◆地域グルメ等を活用した観光プログラム・特産品の開発
  （政策３　観光の振興　P.93）
- ◆イベント等を活用した地域観光情報の積極的な発信（政策３　観光の振興 P.93）
- ◆登録ＤＭＯ※の設置（政策３　観光の振興　P.93）

③移住定住の促進
- ◆新たな土地利用の促進（政策１　土地利用対策の推進　P.51）
- ◆都市部から農山村へ定住促進を目指した交流
  （政策２　国際化への対応と国内交流の推進　P.79）
- ◆移住定住に関する相談窓口の設置（政策６　広域連携の推進　P.147）
- ◆移住定住促進プロモーションの推進（政策６　広域連携の推進　P. 147）
- ◆民間移住支援機関と連携した情報発信（政策６　広域連携の推進　P.147）
- ◆地域おこし協力隊を活用した地域活性化（政策６　広域連携の推進　P.147）

大田原屋台まつり

（２）他地域との様々な交流を通じて、大田原市の魅力を発信します。

①観光を通じた地域の活性化
- ◆都市住民との交流の推進（政策１　自然環境の保全　P.45）
- ◆文化財の適切な保存管理（政策２　文化・芸術の振興　P.73）
- ◆文化財に関する調査・研究の推進（政策２　文化・芸術の振興　P.73）
- ◆大田原市史の編さん（政策２　文化・芸術の振興　P.73）
- ◆観光施策と連携したスポーツイベントの開催（政策２　スポーツ・レクリエーションの振興　P.77）
- ◆観光資源を活用した都市部との交流促進（政策３　観光の振興　P.93）

②食を通じた交流
- ◆食と農を通じた都市住民との交流（政策３　農業の振興　P.83）
- ◆グリーン・ツーリズム事業の更なる推進（政策３　観光の振興　P.93）

③地域間連携の推進
- ◆国道・県道整備の要望活動（政策１　道路・河川の整備　P.55）
- ◆那須地区内外の市町との連携強化（政策６　広域連携の推進　P.147）
- ◆八溝山周辺地域定住自立圏構想（中心市）の推進（政策６　広域連携の推進 P.147）

【テーマ２　新たな人の流れをつくる　の目標値】

目　標　値　名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
転出超過数（転出者数ー転入者数）（注）	151 人／年（R1）	75 人／年（R6）
グリーン・ツーリズム交流人口（延べ人口）	795 人／年	10,000 人／年

（注）転出超過数の現状値と最終目標は、令和２（2020）年３月末時点の第２期大田原市未来創造戦略に基づく

芭蕉の里くろばねマラソン大会

テーマ３　結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる

（１）希望どおりの結婚、子育てができる環境をつくります。

①若い世代への結婚支援
- ◆出会いの機会創出への支援（政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.101）
- ◆出会いを仲介する人材の育成と支援
  （政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.101）

②地域における子育て支援
- ◆青少年育成活動への支援（政策２　生涯学習社会づくりの推進　P.65）
- ◆子育て世代包括支援センターの充実
  （政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.101）
- ◆乳児家庭全戸訪問の充実（政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.101）
- ◆子育て支援情報の充実（政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.101）
- ◆予防接種の推進（政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.101）
- ◆思春期保健対策の充実（政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.101）
- ◆保育サービス事業の充実（政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.101）

③安心して子育てができる環境づくり
- ◆放課後児童の安全・安心な居場所の確保
  （政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.101）
- ◆保育環境の充実（政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.101）
- ◆子育てのための施設充実（政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.101）
- ◆児童虐待の予防・早期発見の推進（政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.102）
- ◆関係機関の連携強化（政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.102）
- ◆養育支援家庭訪問の充実（政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.102）
- ◆ひとり親家庭への支援（政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.102）
- ◆ワーク・ライフ・バランス※実現に向けての啓発事業
  （政策５　男女共同参画の推進　P.139）

朝の会（しんとみ保育園）

（２）自ら学び、情操豊かな子どもが育つ環境をつくります。

①教育活動の充実
◆地域学校協働活動の推進（政策２　生涯学習社会づくりの推進　P.65）
◆高等教育機関等への支援、連携（政策２　生涯学習社会づくりの推進　P.65）
◆校務及び授業におけるＩＣＴの活用
（政策２　生きる力を育む学校教育の推進　P.69）
◆特別支援教育※の推進（政策２　生きる力を育む学校教育の推進　P.69）
◆文化芸術作品の鑑賞機会の充実（政策２　文化・芸術の振興　P.73）
◆中学生高校生海外交流事業（政策２　国際化への対応と国内交流の推進　P.79）
◆学校等における人権教育の推進（政策５　人権尊重意識の普及と高揚　P.137）

②施設の充実と活用
◆図書館の機能充実と障害者の利用促進（電子図書の整備等）
（政策２　生涯学習社会づくりの推進　P.65）
◆生涯学習施設の充実（政策２　生涯学習社会づくりの推進　P.65）
◆学習環境の整備（政策２　生きる力を育む学校教育の推進　P.69）

③教育支援の充実
◆スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※等、専門家派遣の充実
（政策２　生きる力を育む学校教育の推進　P.69）
◆教育支援相談の実施（政策２　生きる力を育む学校教育の推進　P.69）
◆要支援者への就学援助（政策２　生きる力を育む学校教育の推進　P.69）
◆外国人児童生徒への支援（政策２　生きる力を育む学校教育の推進　P.69）

【テーマ３　結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる　の目標値】

目　標　値　名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
全国学力・学習状況調査での「授業におけるＩＣＴ活用意欲を持つ児童・生徒」の割合	未実施	90.0 ％
学童保育館定員数	1,239 人	1,469 人

大田原中学校新校舎

テーマ４　ひとが集う魅力的な地域をつくる

（１）行政だけではできないまちづくりを市民参加により実現します。

①市民活動の推進
- ◆ボランティア、ＮＰＯ等の活動の支援（政策５　市民参加行政の推進　P.131）
- ◆大学生による地域貢献活動の推進（政策５　市民参加行政の推進　P.131）
- ◆地縁を生かした地域活動の充実（政策５　自治会・コミュニティの活性化　P.135）
- ◆地域・世代を越えた市民活動の推進
  （政策５　自治会・コミュニティの活性化　P.135）

②市民参加の仕組みづくり
- ◆国民体育大会開催に向けた準備と円滑な運営
  （政策２　スポーツ・レクリエーションの振興　P.77）
- ◆協働の場や機会づくりの推進（政策５　市民参加行政の推進　P.131）
- ◆協働推進を担う人材の確保・育成（政策５　市民参加行政の推進　P.131）
- ◆ボランティア団体、ＮＰＯ等が市政参画できる体制の整備
  （政策５　市民参加行政の推進　P.131）
- ◆ＳＮＳ等の活用による新たな選挙啓発の取組の推進
  （政策５　市民参加行政の推進　P.131）
- ◆自治会活動への支援及び自治会加入推進
  （政策５　自治会・コミュニティの活性化　P.135）
- ◆地域ネットワーク組織化への支援
  （政策５　自治会・コミュニティの活性化　P.135）

③「市民の声」の把握と行政情報の提供
- ◆各種情報媒体を有効に活用した行政情報の提供
  （政策５　広報広聴活動の充実　P.133）
- ◆市と市民の対話づくりの推進（政策５　広報広聴活動の充実　P.133）
- ◆事務改善の推進（政策６　行政の効率的・効果的運営　P.143）
- ◆事務事業の見直し（政策６　行政の効率的・効果的運営　P.143）
- ◆行政資料や市政情報の積極的な情報公開
  （政策６　行政の効率的・効果的運営　P.143）
- ◆公文書の適正管理（政策６　行政の効率的・効果的運営　P.143）
- ◆電子申請の活用（政策６　行政の効率的・効果的運営　P.143）
- ◆ＩＣＴを活用した業務プロセス改革（政策６　地域情報化の推進　P.149）

（２）市民が協力しあい笑顔と幸せがあふれるまちを築きます。

①地域で支え合う仕組みづくり
◆地域ボランティア等による清掃活動の推進（政策１　廃棄物対策の推進　P.47）
◆青少年の社会活動への参加促進（政策２　生涯学習社会づくりの推進　P.65）
◆地域住民や森林ボランティアによる森林整備活動の支援
（政策３　林業の振興　P.87）
◆観光案内人の養成と拡充（政策３　観光の振興　P.93）
◆市民との協働による健康づくりの推進（政策４　健康づくりの推進　P.97）
◆福祉ボランティア等の人材育成と活動支援
（政策４　地域福祉の充実と生活困窮者への支援の充実　P.113）
◆自主防犯組織の活動支援（政策５　防犯体制と対策の充実　P.121）
◆市内全自治会に自主防災組織の組織化推進（政策５　防災体制の充実　P.123）

②地域人材の参画・育成支援
◆学習成果の活用（政策２　生涯学習社会づくりの推進　P.65）
◆コミュニティ・スクール※の推進（政策２　生きる力を育む学校教育の推進　P.69）
◆社会活動への参加促進
（政策４　高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実　P.105）
◆シルバー人材センターへの支援
（政策４　高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実　P.105）
◆高齢者福祉を支える人材の育成
（政策４　高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実　P.105）
◆コミュニティ活動を促進する人材の育成
（政策５　自治会・コミュニティの活性化　P.135）

【テーマ４　人が集う魅力的な地域をつくる　の目標値】

目　標　値　名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
安心生活見守り事業における見守り活動件数	91,666 件／年	98,000 件／年
自主防災組織数（自治会数）	125 自治会	169 自治会

声かけ訓練（安心生活見守り事業）

テーマ５　安心な暮らしを守る

（１）自然災害や火災などに備えた危機管理体制を強化し、市民の安全・安心を守ります。

①大規模災害への対策
◆避難対策の充実（政策５　防災体制の充実　P.123）
◆地域防災計画に基づく安全・安心なまちづくりの推進
（政策５　防災体制の充実　P.123）

②災害に備えたまちづくり
◆障害者のための防災・防犯体制の充実
（政策４　障害者にやさしいまちづくりの推進　P.109）
◆食料・物資・資機材の計画的な備蓄（政策５　防災体制の充実　P.123）
◆地域防災の中核を担う消防団員の確保と教育訓練
（政策５　防災体制の充実　P.123）
◆相互応援協力及び派遣要請体制の充実（政策５　防災体制の充実　P.123）
◆災害発生後に必要な生活必需品等の調達供給体制の構築
（政策５　防災体制の充実　P.123）
◆地域防災のリーダーとなる防災士の養成（政策５　防災体制の充実　P.123）
◆庁舎の免震・耐震設備の定期的診断と適切な維持管理
（政策５　防災体制の充実　P.123）

（２）事故や犯罪に巻き込まれるのを未然に防ぐ安全・安心なまちづくりを進めます。

①犯罪の防止
◆障害者のための防災・防犯体制の充実
（政策４　障害者にやさしいまちづくりの推進　P.109）
◆地域防犯ネットワークの推進（政策５　防犯体制と対策の充実　P.121）
◆防犯意識の啓発（政策５　防犯体制と対策の充実　P.121）
◆防犯に関する情報提供の充実（政策５　防犯体制と対策の充実　P.121）
◆防犯灯の適切な設置・管理（政策５　防犯体制と対策の充実　P.121）
◆大田原市防犯協会との連携強化（政策５　防犯体制と対策の充実　P.121）
◆消費者の自立を促すための啓発と相談事業の充実
（政策５ 消費者保護対策の充実　P.129）

②交通安全の推進
◆交通安全教育の推進（政策５　交通安全対策の推進　P.127）
◆交通マナーの向上（政策５　交通安全対策の推進　P.127）
◆交通安全運動の推進（政策５　交通安全対策の推進　P.127）
◆交通危険箇所の改善（政策５　交通安全対策の推進　P.127）

③子どもが遊べる施設の充実
◆公園の適切な維持管理（政策１　都市基盤の整備　P.53）
◆公園施設の長寿命化（政策１　都市基盤の整備　P.53）
◆立地適正化計画に基づく居住誘導（政策１　都市基盤の整備　P.53）
◆スポーツ施設の適正な維持管理と利用促進
（政策２　スポーツ・レクリエーションの振興　P.77）
◆子育てのための施設充実（政策４　結婚支援と子育て支援の充実　P.101）

（３）だれもが安心して生活できるまちづくりを推進します。

①生活基盤の整備
◆生活道路の維持補修の推進（政策１　道路・河川の整備　P.55）
◆橋梁の健全度の点検及び修繕（政策１　道路・河川の整備　P.55）
◆上水道施設等の耐震化（政策１　上水道の健全な運営　P.59）
◆老朽化した管路の優先度に応じた更新（政策１　上水道の健全な運営　P.59）
◆生活排水処理構想に基づく、下水道整備事業の推進（政策１　下水道の整備　P.61）
◆下水道施設のストックマネジメント※計画に基づく、計画的かつ効果的な維持管理（政策１　下水道の整備　P.61）

②生活環境の向上
◆感覚（生活環境）公害低減の促進（政策１　生活環境の向上　P.43）
◆再生可能エネルギーの活用促進（政策１　生活環境の向上　P.43）
◆温室効果ガスの削減（政策１　生活環境の向上　P.43）
◆火葬場整備についての調査検討（政策１　生活環境の向上　P.43）
◆生物の多様性や生態系の保全（政策１　自然環境の保全　P.45）
◆ごみ分別徹底による減量化と資源化の推進（政策１　廃棄物対策の推進　P.47）
◆不法投棄対策の強化（政策１　廃棄物対策の推進　P.47）
◆地域ボランティア等による清掃活動の推進（政策１　廃棄物対策の推進　P.47）
◆建築指導の推進（政策１　住宅の整備と多世代が微笑む生活の推進　P.49）
◆優良な空家等の活用（政策１　住宅の整備と多世代が微笑む生活の推進　P.49）
◆地域の医師会等との連携体制の充実（政策４　健康づくりの推進　P.97）
◆生活支援体制整備事業の推進（政策４　高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実　P.105）
◆認知症総合支援事業の推進（政策４　高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実　P.105）
◆在宅医療（在宅看取りを含む）・介護連携の推進（政策４　高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実　P.105）
◆高齢者の権利擁護・虐待防止の推進（政策４　高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実　P.105）
◆介護給付適正化事業の推進（政策４　高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実　P.105）

③外出支援の充実
◆市営バス事業の効率的な運営（政策１　公共交通の整備　P.57）
◆デマンド交通など地域特性に応じた交通モードの検討・設定（政策１　公共交通の整備　P.57）

④予防対策による健康づくりの推進
◆生活習慣病発症予防対策の充実（政策４　健康づくりの推進　P.97）
◆生活習慣病の重症化予防の推進（政策４　健康づくりの推進　P.97）
◆子どもの肥満・虫歯予防の推進（政策４　健康づくりの推進　P.97）
◆がん予防・早期発見対策の推進（政策４　健康づくりの推進　P.97）
◆がんの精密検査受診率の向上（政策４　健康づくりの推進　P.97）
◆感染症予防対策の啓発及び体制整備（政策４　健康づくりの推進　P.97）
◆予防接種の実施（政策４　健康づくりの推進　P.97）
◆特定健康診査※・特定保健指導※の受診率（実施率）向上（政策４　社会保障の充実　P.117）

【テーマ５　安心な暮らしを守る　の目標値】

目　標　値　名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
市内の刑法犯罪発生件数	235 件／年	100 件／年
市営バスの利用者数	280,200 人／年	460,000 人／年
デマンド交通の利用者数	21,244 人／年	25,000 人／年

第３章　分野別計画

【基本計画の体系】

		基本政策	施策	基本事業
基本理念	【将来像】知恵と愛のある　協働互敬のまち　おおたわら	１　豊かな自然と調和する、安らぎある快適な環境のまちづくり	１　生活環境の向上	１．生活環境の保全
				２．地球温暖化対策の推進
				３．火葬場・墓地の整備
			２　自然環境の保全	４．自然環境の保全
				５．環境保全意識の啓発
				６．公益的機能の発揮
			３　廃棄物対策の推進	７．循環型社会※形成の推進
				８．廃棄物の適正処理の推進
			４　住宅の整備と多世代が微笑む生活の推進	９．快適な住まいづくりの支援
				10．福祉施策と連携した住環境づくり
				11．市営住宅の管理
				12．空家等の適正管理と有効活用
			５　土地利用対策の推進	13．計画的な土地利用の推進
				14．地籍調査の推進
			６　都市基盤の整備	15．都市計画道路の整備
				16．都市公園の整備
				17．良好な居住環境の整備
			７　道路・河川の整備	18．幹線道路の整備
				19．安全安心な道路整備
				20．河川の整備
				21．橋梁の長寿命化
			８　公共交通の整備	22．バス路線の充実
				23．鉄道交通の充実とバス路線との連携強化
				24．需要に応じた交通モードの設定
			９　上水道の健全な運営	25．安全な水の安定供給
				26．上水道の普及
				27．水道事業の健全経営
			１０下水道の整備	28．下水道事業の普及促進
				29．安定かつ効果的な下水道処理の推進
				30．浄化槽事業の推進
				31．農業集落排水施設の適正な維持管理
				32．雨水排水施設の適正管理

		基本政策	施策	基本事業
基本理念	【将来像】知恵と愛のある　協働互敬のまち　おおたわら	２　歴史や伝統文化を継承し、豊かな心を育むまちづくり	１１ 生涯学習社会づくりの推進	33. 生涯学習推進体制の充実
				34. 生涯学習活動の支援
				35. 生涯学習施設の活用
				36. 青少年健全育成の推進
				37. 高等教育の充実
			１２ 生きる力を育む学校教育の推進	38. 教育活動の充実
				39. 教育支援体制の充実
				40. 教育環境の整備・充実
				41. 地域とともにある学校づくり
			１３ 文化・芸術の振興	42. 文化芸術の振興
				43. 文化施設の充実と活用
				44. 文化財の保存と活用
				45. 郷土の歴史・文化の普及啓発
				46. 人材の育成・体制の強化
			１４ スポーツ・レクリエーションの振興	47. スポーツ活動の推進
				48. スポーツ団体等の育成
				49. スポーツ施設の管理と活用
				50. スポーツを通したまちづくりの推進
			１５ 国際化への対応と国内交流の推進	51. 国際化に対応した地域社会づくり
				52. 国際交流の促進
				53. 地域間交流の促進
		３　次代につなぐ賑わいを創生する、魅力と活力あふれる産業のまちづくり	１６ 農業の振興	54. 農業担い手の育成
				55. 農業生産の振興
				56. 農業生産基盤の整備
				57. 多面的機能※の発揮
				58. 食育※・地産地消※の推進
			１７ 林業の振興	59. 森林整備の充実
				60. 木材消費の環境づくり
				61. 特用林産物※生産の充実
			１８ 商業の振興	62. 商業の活性化
				63. 中小企業及び小規模企業の経営基盤の強化
			１９ 工業の振興	64. 企業誘致の促進
				65. 中小企業及び小規模企業への支援
				66. 産学官金の連携への支援
				67. 人材の育成・確保
			２０ 観光の振興	68. 魅力ある観光地づくり
				69. 観光施設の整備
				70. 広域交流事業の促進

		基本政策	施策	基本事業
基本理念	【将来像】知恵と愛のある　協働互敬のまち　おおたわら	4　いたわり、支えあい、すべての市民が健康で安心して暮らせる心のかよったまちづくり	２１ 健康づくりの推進	71．健康づくりの推進
				72．予防対策の推進
				73．感染症予防対策の推進
				74．地域保健医療対策の推進
			２２ 結婚支援と子育て支援の充実	75．若い世代への結婚支援
				76．地域における子育て支援の充実
				77．子育てに関する経済的支援の充実
				78．安心して育児ができる環境づくり
				79．仕事と子育ての両立支援
				80．要保護児童対策の充実
			２３ 高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実	81．地域包括ケアシステムの構築
				82．高齢者の健康と生きがいづくりの推進
				83．高齢者にやさしいまちづくりの推進
				84．介護保険の適正運営
				85．生涯活躍のまちづくりの推進
			２４ 障害者にやさしいまちづくりの推進	86．相談支援と情報提供の充実
				87．障害者福祉サービスの充実
				88．障害者の保健・医療体制の充実
				89．障害者の社会参加の推進
				90．障害者にやさしいまちづくりの促進
			２５ 地域福祉の充実と生活困窮者への支援の充実	91．地域福祉活動推進体制の整備
				92．地域福祉ネットワークの整備
				93．バリアフリー※のまちづくり
				94．生活困窮者への支援の充実
			２６ 社会保障の充実	95．国民健康保険事業の適正運営
				96．後期高齢者医療制度の啓発
				97．国民年金制度の啓発
				98．生活保護制度の適正実施
		5　市民にひらかれた安全で安心な明るい地域をともにつくるまちづくり	２７ 防犯体制と対策の充実	99．地域での犯罪抑止活動の推進
				100．防犯意識の高揚
				101．防犯環境の整備
			２８ 防災体制の充実	102．減災に向けた対策の充実
				103．災害応急対策の充実
				104．消防力の充実強化
				105．本庁舎の維持
				106．防災体制の充実
				107．救急救助体制の充実
				108．国民保護体制の充実
			２９ 交通安全対策の推進	109．交通安全意識の普及啓発
				110．道路交通環境の整備

		基本政策	施策	基本事業
基本理念	【将来像】知恵と愛のある　協働互敬のまち　おおたわら	５　市民にひらかれた安全で安心な明るい地域をともにつくるまちづくり	３０ 消費者保護対策の充実	111．消費生活相談の充実
				112．啓発活動の強化
				113．消費者の自立支援
				114．消費者団体の活動促進
			３１ 市民参加行政の推進	115．協働のまちづくりの推進
				116．市民参画の推進
			３２ 広報広聴活動の充実	117．市民への行政情報の提供
				118．市民の声の把握
				119．魅力ある地域情報の発信
			３３ 自治会・コミュニティの活性化	120．地域コミュニティ活動の活性化
				121．コミュニティ活動拠点の整備
			３４ 人権尊重意識の普及と高揚	122．人権尊重の社会づくり
				123．人権に関する相談支援体制の充実
				124．人権意識高揚に向けた関係機関との連携及び支援
			３５ 男女共同参画の推進	125．男女共同参画意識の確立
				126．あらゆる分野への男女共同参画の推進
				127．男女が共に心豊かに暮らせる環境の整備
				128．ＤＶ※に対する正しい理解の周知啓発
		６　情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり	３６ 行政の効率的・効果的運営	129．計画的行政経営の推進
				130．組織体制の改善
				131．行政サービスの充実
			３７ 財政の健全運営	132．持続可能な財政運営
				133．事務事業の見直しと経費の削減
				134．市有財産の適正管理
			３８ 広域連携の推進	135．広域行政の推進
				136．近隣市町との連携強化
				137．定住自立圏構想の推進
				138．移住定住の促進
			３９ 地域情報化の推進	139．電子市役所の推進
				140．市民サービスの向上と地域活性化の推進

〈各施策の見方〉

基本構想の施策の大綱ごとに作成しています。

基本政策 1

1－(1) 生活環境の向上

施策を取り組むに当たり、踏まえるべき現状や解決すべき課題を記載しています。

現状と課題

- ○ かけがえのない環境を子どもたちに引き継ぐために、市民・市民団体・事業者・行政の協働により、環境に学び、環境を大切にする心を醸成し、恵み豊かな美しい自然を守り育てることで、自然環境を保全する取組を推進しています。
- ○ 公害対策については、工場排水や公共水域の水質検査を行い、定期的な監視によって環境汚染の未然防止に努めています。
- ○ 2050 年ゼロカーボンシティ※実現のため、クリーンエネルギー自動車購入費の一部を補助することにより、二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組を推進しています。
- ○ 持続可能な地域社会を実現するため、バイオマス発電、小水力発電※、風力発電等の新エネルギー導入について検証を進めることが必要です。また、行政自らも公共施設へのＰＰＡモデル※の導入等、太陽光発電システムの設置や公用車に電気自動車を導入するなど、脱炭素社会に向けた取組が必要です。
- ○ 墓地については、核家族や単独世帯の増加に伴い、墓地の需要が高まりを見せていることから、市民のニーズに応じた墓地提供が必要です。
- ○ 大田原市火葬場は供用開始から 30 年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいるため、平成 27（2015）年度に実施した老朽度調査の結果を基にした計画的な施設修繕により継続使用するか、超高齢社会の進行を見据えた施設規模の見直しも含め、新たな施設を整備するかの検討が必要です。

施策の現状と課題の内容を分かりやすくするため、データをグラフ等で表しています。

● クリーンエネルギー自動車購入費補助件数の推移

出典：生活環境課調べ

施策の方向

市民の良好な生活環境を確保するため、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減を目指し、市民生活における省エネルギー化の推進や、バイオマス等の再生可能エネルギー導入の検証を継続するとともに、住宅用太陽光発電システム及びクリーンエネルギー自動車等の普及推進を図ります。

また、火葬場については老朽化に伴う施設再整備の手法について検討を進めます。

施策が目指す方向性を明らかにしています。

SDGs の 17 の目標のうち、各施策と関係性が強い目標をロゴで示しています。

施策の実現に向けた取組を展開するに当たり、基本となる事業とその概要を記載しています。

施策の展開と具体的な取組

1－（1）－1．生活環境の保全

騒音・振動や悪臭といった感覚公害への適切な対応を図るとともに、低減のための啓発と周知を進めます。また、環境調査・監視体制を継続し、事業場による公害対策を維持しつつ、公害の未然防止策を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎感覚（生活環境）公害低減の促進
○事業場による公害対策の維持
○公害の未然防止策の推進
○環境調査・監視体制の継続

施策を推進するための具体的な取組を記載しています。なお、重点的に推進する取組を「重点テーマ」に位置づけています。

1－（1）－2．地球温暖化対策の推進

持続可能な地域社会を実現するため、太陽光発電システム設置を推進するとともに、バイオマス発電等の再生可能エネルギー導入について検討を進めていきます。また、グリーン購入の促進や公共施設の新エネルギー導入、エネルギー管理と使用の合理化を促進し、本市自らが排出する温室効果ガスを削減することで、2050 年ゼロカーボンシティの実現に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○太陽光発電システム設置推進
◎再生可能エネルギーの活用促進
◎温室効果ガスの削減
○グリーン購入の促進
○公共施設の新エネルギー導入
○エネルギー管理と使用の合理化促進

1－（1）－3．火葬場・墓地の整備

火葬場については、施設規模の見直しも考慮した新たな整備について調査検討を進めます。また、墓地については、需要の推移を適宜把握し、良質な環境に囲まれた霊園整備に努めます。
適正な維持管理に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎火葬場整備についての調査検討
○需要に対応すべき新しい墓地形態の調査・整備

計画期間中の施策の達成状況を分かりやすく示す尺度として、目標指標を記載しています。

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
クリーンエネルギー自動車購入費補助件数（累計）	51 件	100 件
本市の事務事業に係る二酸化炭素排出量	8,039 t／年	7,922 t／年

部門別計画

計画名	計画期間
環境基本計画	平成 28（2016）年～令和 7（2025）年
地球温暖化防止実行計画（事務事業編）第 5 期計画	令和 3（2021）年～令和 7（2025）年
地球温暖化防止実行計画（区域施策編）	平成 28（2016）年～令和 7（2025）年

施策を推進するために策定している部門別の計画を記載しています。部門別計画の無い施策もあります。

基本計画【後期】

基本政策１

豊かな自然と調和する、安らぎある快適な環境のまちづくり

基本政策　1

豊かな自然と調和する、安らぎある快適な環境のまちづくり

豊かな自然環境を子どもたちに引き継ぐため、人と自然が共生する循環型社会の形成を目指すとともに、道路や上下水道、公共施設など都市基盤の計画的な整備と適切な保全を進め、豊かで美しい自然と調和した安らぎのある都市環境の提供により、快適で住み続けたくなるまちづくりを進めます。

（１）　生活環境の向上
（２）　自然環境の保全
（３）　廃棄物対策の推進
（４）　住宅の整備と多世代が微笑む生活の推進
（５）　土地利用対策の推進
（６）　都市基盤の整備
（７）　道路・河川の整備
（８）　公共交通の整備
（９）　上水道の健全な運営
（１０）　下水道の整備

基本政策 1

1－（1） 生活環境の向上

現状と課題

- かけがえのない環境を子どもたちに引き継ぐために、市民・市民団体・事業者・行政の協働により、環境に学び、環境を大切にする心を醸成し、恵み豊かな美しい自然を守り育てることで、自然環境を保全する取組を推進しています。
- 公害対策については、工場排水や公共水域の水質検査を行い、定期的な監視によって環境汚染の未然防止に努めています。
- 2050 年ゼロカーボンシティ※実現のため、クリーンエネルギー自動車購入費の一部を補助することにより、二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組を推進しています。
- 持続可能な地域社会を実現するため、バイオマス発電、小水力発電※、風力発電等の新エネルギー導入について検証を進めることが必要です。また、行政自らも公共施設へのＰＰＡモデル※の導入等、太陽光発電システムの設置や公用車に電気自動車を導入するなど、脱炭素社会に向けた取組が必要です。
- 墓地については、核家族や単独世帯の増加に伴い、墓地の需要が高まりを見せていることから、市民のニーズに応じた墓地提供が必要です。
- 大田原市火葬場は供用開始から 30 年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいるため、平成 27（2015）年度に実施した老朽度調査の結果を基にした計画的な施設修繕により継続使用するか、超高齢社会の進行を見据えた施設規模の見直しも含め、新たな施設を整備するかの検討が必要です。

● クリーンエネルギー自動車購入費補助件数の推移

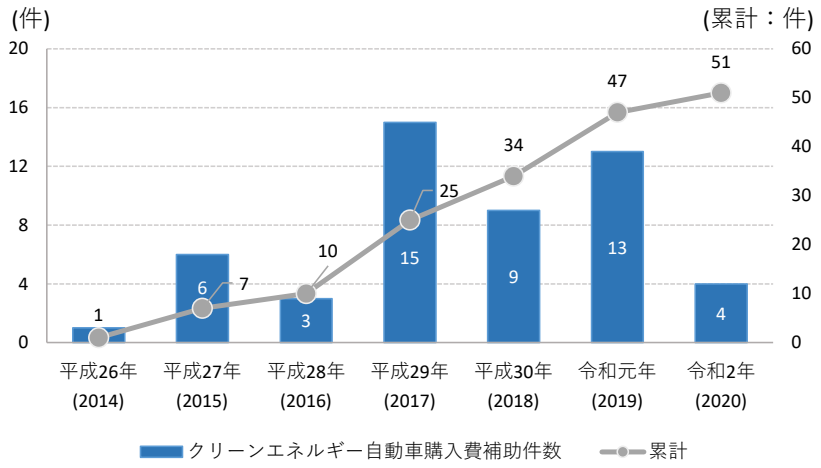

出典：生活環境課調べ

施策の方向

市民の良好な生活環境を確保するため、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減を目指し、市民生活における省エネルギー化の推進や、バイオマス等の再生可能エネルギー導入の検証を継続するとともに、住宅用太陽光発電システム及びクリーンエネルギー自動車等の普及推進を図ります。

また、火葬場については老朽化に伴う施設再整備の手法について検討を進めます。

施策の展開と具体的な取組

1－（1）－1．生活環境の保全

騒音・振動や悪臭といった感覚公害への適切な対応を図るとともに、低減のための啓発と周知を進めます。また、環境調査・監視体制を継続し、事業場による公害対策を維持しつつ、公害の未然防止策を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎感覚（生活環境）公害低減の促進
○事業場による公害対策の維持
○公害の未然防止策の推進
○環境調査・監視体制の継続

1－（1）－2．地球温暖化対策の推進

持続可能な地域社会を実現するため、太陽光発電システム設置を推進するとともに、バイオマス発電等の再生可能エネルギー導入について検討を進めていきます。また、グリーン購入の促進や公共施設の新エネルギー導入、エネルギー管理と使用の合理化を促進し、本市自らが排出する温室効果ガスを削減することで、2050 年ゼロカーボンシティの実現に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○太陽光発電システム設置推進
◎再生可能エネルギーの活用促進
◎温室効果ガスの削減
○グリーン購入の促進
○公共施設の新エネルギー導入
○エネルギー管理と使用の合理化促進

1－（1）－3．火葬場・墓地の整備

火葬場については、施設規模の見直しも考慮した新たな整備について調査検討を進めます。また、墓地については、需要の推移を適宜把握し、良質な環境に囲まれた霊園整備に努めます。併せて、火葬場・墓地の適正な維持管理に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎火葬場整備についての調査検討
○需要に対応すべき新しい墓地形態の調査・整備
○火葬場の適正な維持管理
○市営墓地の適正な維持管理

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
クリーンエネルギー自動車購入費補助件数（累計）	51 件	100 件
本市の事務事業に係る二酸化炭素排出量	8,039 t／年	7,922 t／年

部門別計画

計画名	計画期間
環境基本計画	平成 28（2016）年～令和 7（2025）年
地球温暖化防止実行計画（事務事業編）第 5 期計画	令和 3（2021）年～令和 7（2025）年
地球温暖化防止実行計画（区域施策編）	平成 28（2016）年～令和 7（2025）年

基本政策 1

1－（2） 自然環境の保全

現状と課題

○ 八溝山系の豊かな森林、平野部を流れる那珂川、箒川、蛇尾川とその支流や、そこに広がる田園風景は、長い間人々の手により守られ、人に安らぎを与えるとともに希少な動植物の生息・生育する場でもあります。気候の変動や外来生物の侵入による在来種の生態系に対する影響が問題となる中、このかけがえのない豊かで美しい自然環境を子どもたちへ引き継ぐためには、市民・市民団体・事業者・行政の協働による取組が必要です。令和２（2020）年には市民ボランティア団体との協働により、新たに「令和の名木」を選定し、豊かな自然を後世につなぐ礎を築くことができました。

○ 古くから農林業の生産活動の場として人間のさまざまな働きかけにより形成・維持されてきた里山林では近年、管理不足による森林機能の低下やイノシシなどの野生動物による農林業被害、また不法投棄の増加などが深刻な問題となっています。これらの手入れの行き届かない里山林を守り育てるため、「とちぎの元気な森づくり県民税」を財源とした保全活動を実施しています。里山林を持つ地域では、住民が自ら里山林のやぶの刈り払いや不要木の除去作業を実施するなど、明るく安全な里山林の再生を目指した活動を行っています。

○ 農村部では、後継者不足や高齢化の進行による集落機能の低下に伴い、農地、農業用水や里山の保全管理等、多面的機能の維持管理が困難な状況にあります。一方で、地域ぐるみで農村環境の良好な保全と質的向上を図るため、令和２（2020）年度は市内 51 組織が「多面的機能支払交付金」事業に取り組んでおり、その活動は本市農振農用地面積の過半をカバーするほどの広がりを見せていることから、今後もこれらの活動を継続し、充実を図ることが必要です。

● 水生生物教室参加人数

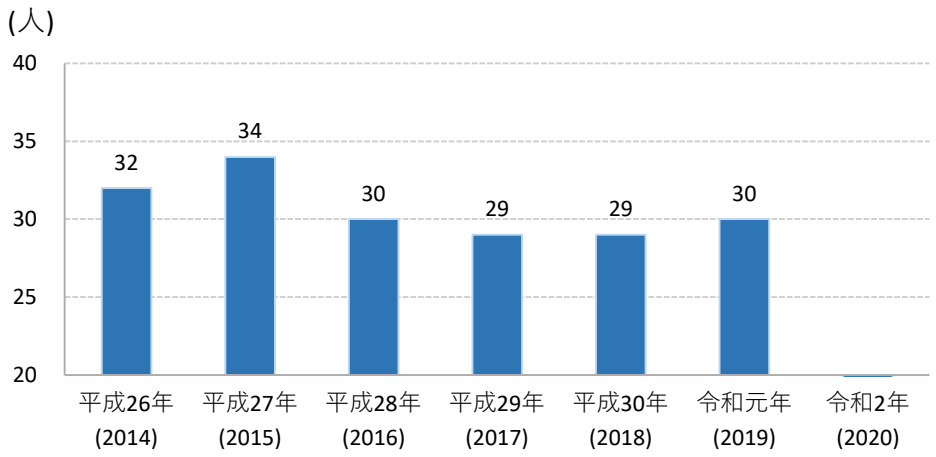

出典：生活環境課調べ
（注）令和２（2020）年の水生生物教室は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止。

施策の方向

環境に学び、環境を大切にする心を醸成し、恵み豊かな美しい自然を守り育てることで、かけがえのない環境を子どもたちに引き継ぐために、市民・市民団体・事業者・行政の協働により、自然環境を保全する取組を推進します。

施策の展開と具体的な取組

１－（２）－４．自然環境の保全

身近な自然環境でもある農地・農業用水・農業用施設の維持保全を図るとともに、森林や河川などの環境保全対策の充実に努めます。また、本市の希少な動植物の保全活動を市民等との協働により推進することで、本市が持つ生物多様性や生態系の保全に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎農地・農業用水・農業用施設の保全
○森林や河川などの環境保全対策の充実
○大気環境・水環境の保全
◎生物の多様性や生態系の保全
○民間の環境保全活動の促進
○有害鳥獣及び森林病害虫等による被害の防止

１－（２）－５．環境保全意識の啓発

環境に配慮した生活の実践を目指し、環境教育や環境学習を推進するとともに、特に、子どもの環境への理解と関心を高めるため、環境教育の場の提供に努めます。また、古木銘木の保全活動や、樹木の自主保全の促進を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○環境学習による意識の啓発
○古木銘木の指定、樹木の自主保全の奨励

１－（２）－６．公益的機能の発揮

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮できるよう保全管理の促進を図るとともに、都市住民との交流の場を通じて、本市の魅力をＰＲします。また、自然とのふれあい活動や自然体験施設の充実などにより、保健・教育的な森林の活用を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○自然の公益的機能の保全と活用
◎都市住民との交流の推進
○保健休養の場の整備
○自然とのふれあい活動の推進
○自然体験施設の充実

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
水生生物教室参加人数（累計）	184 人	300 人
水環境（河川の生物化学的酸素要求量）（注）	1.0 mg／ℓ 以下	1.0 mg／ℓ 以下
民有林保安林面積	3,634 ha	3,724 ha

（注） 数値は栃木県で実施している公共用水域の調査河川の１年間平均値

部門別計画

計画名	計画期間
農村環境計画	平成 20（2008）年～
森林整備計画	令和３（2021）年～令和 13（2031）年
環境基本計画	平成 28（2016）年～令和７（2025）年
大田原市気候変動適応計画	令和３（2021）年～令和７（2025）年

基本政策 1

1－（3） 廃棄物対策の推進

現状と課題

○ 循環型社会形成実現のため３R※（Reduce：発生抑制、Reuse：再利用、Recycle：再生利用）を引き続き推進しますが、特にごみ減量化と資源化の取組として、まずは２R（Reduce：発生抑制、Reuse：再利用）の徹底を図るため、４種 17 分別の啓発、指導を継続し一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の目標の達成を目指します。また、受益者負担の原則を鑑み、『ごみ有料化※』の導入を検討します。

○ 家庭や事業所が排出する、食べられるのに廃棄される食品等の全国的な問題である『食品ロス※』の削減については、家庭から排出される食品残さ等の食品ロス削減の啓発を継続して行います。また、海洋生物等に影響を及ぼすとされるマイクロプラスチック※問題など、今後、ペットボトル等のプラスチック類削減の取組については、国や県、県内市町の動向を見極めながら取組を研究する必要があります。

● ごみ処理状況

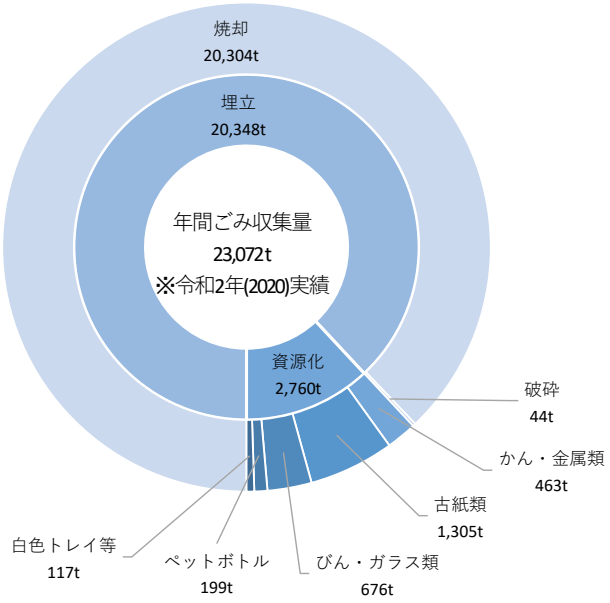

出典：生活環境課調べ

● 市民一人当たりのごみ排出量

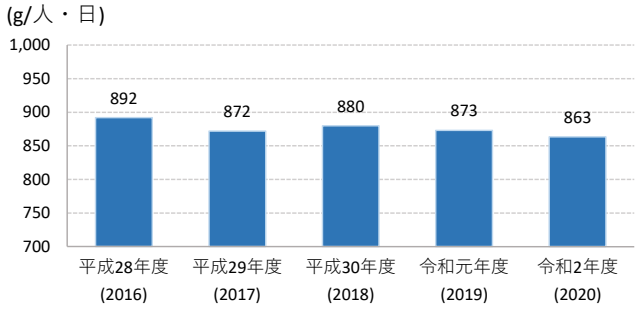

出典：生活環境課調べ

● ごみの資源化率

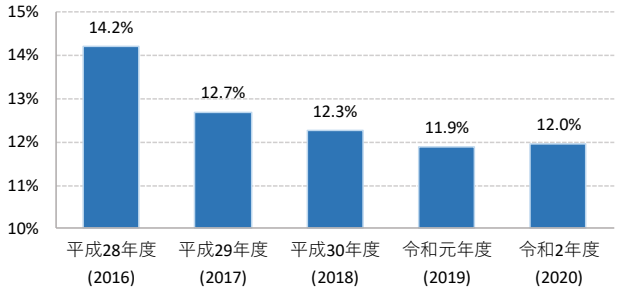

出典：生活環境課調べ

施策の方向

人と自然が共生する循環型社会の形成を目指し、市民・事業者・行政が協働することで、継続的かつ効果的に廃棄物の発生を抑制し減量化を図るとともに、再資源化を図るなど限りある資源を有効に活用して、地球環境を保全する取組を推進します。

施策の展開と具体的な取組

１－（３）－７．循環型社会形成の推進

循環型社会の確立に向け、大田原市一般廃棄物処理基本計画に基づいて継続的かつ効果的にごみの発生を抑制し、減量化を推進するとともに、資源の再生利用の促進を図ります。また、市民や事業者の理解や協力を促す助成・啓発事業を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎ごみ分別徹底による減量化と資源化の推進
○ごみ問題に関する情報提供と教育の推進
○ごみ減量化に対する市民・事業者・行政の協働の推進
○有機性廃棄物の資源化の推進
○厨芥ごみ処理機器購入費助成事業
○レジ袋削減普及啓発事業

１－（３）－８．廃棄物の適正処理の推進

今後も継続した監視や意識啓発、地域ボランティアによる清掃活動等を行い、ごみを捨てにくい環境づくりを推進します。また、地域が主体となったごみステーションの適正な維持管理を促進し、ごみ収集体制の効率化や広域的な処理施設の運営を進め、廃棄物の適正処理を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎不法投棄対策の強化
◎地域ボランティア等による清掃活動の推進
○ごみ収集体制の効率化
○広域的な処理施設の運営
○指定廃棄物の適正な保管

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
一人１日あたりのごみ排出量	863ｇ／人・日	833g／人・日（R7）
ごみの資源化率	12.0％	18.5％（R7）
厨芥ごみ処理機器補助件数	６件／年	30件／年（R7）

部門別計画

計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）	平成28（2016）年～令和７（2025）年
環境基本計画	平成28（2016）年～令和７（2025）年

広域クリーンセンター大田原

基本政策 1

1－（4） 住宅の整備と多世代が微笑む生活の推進

現状と課題

- 近年、価値観やライフスタイルの多様化、高齢化の進展などにより、快適な住宅づくりや、ゆとりある住環境の整備が求められています。高齢者や障害者に対する必要な住宅支援については、住宅改造にかかる費用の一部補助を実施していますが、これらの周知を含め各種制度についての情報提供の充実が課題です。また、子育てをする夫婦が働きながら安心して子育てができ、高齢者も安心して老後を家族とともに過ごせるなど、子どもから高齢者まで、多世代家族が支えあって暮らせるような住環境整備及び子育て環境の向上を促進する支援制度の多角的な検討を進めることが必要です。
- 災害等に対する安全性を確保するため、耐震改修促進計画に基づき耐震診断、改修や建替えの啓発及び支援を行っています。更なる促進に向け、啓発等とともに、住まいに関する情報提供や相談体制の確立が求められています。
- 市営住宅については、長寿命化計画に基づき安全で安心して住むことができるよう計画的な改修整備を行っています。今後は社会経済状況や将来の需要を勘案し、民間ストックの活用や新たな整備の可能性などを含め、入居者にとって便利で快適なものとなるように供給方法について検討することも必要です。
- 適切に管理が行われていない空家等は、防災、衛生、環境などの面で地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているため、大田原市空家等対策計画に基づく適切な対応が求められています。

新築住宅棟数の推移

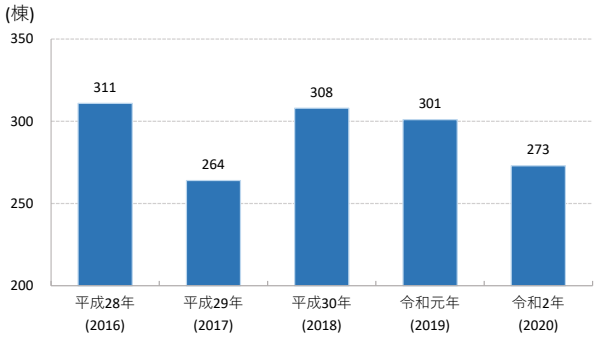

出典：税務課調べ

空家等総数の推移

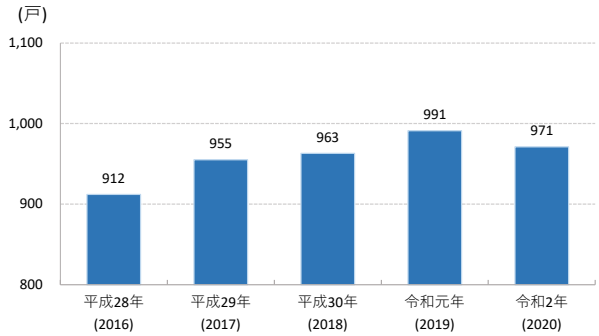

出典：建築住宅課調べ

施策の方向

若年世帯や子育て世帯が安心して暮らし、高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現を目指します。

そのため、住宅セーフティネット※機能の強化や住宅地の魅力の維持と向上に努めるとともに、市営住宅の供給及び適切な維持管理を図ります。

また、空家の有効的な利活用を推進します。

施策の展開と具体的な取組

１－（４）－９．快適な住まいづくりの支援

建築指導の推進、住宅の耐震診断や改修の啓発・支援により、安全で安心な住環境の整備に努めます。また、市内の建設業団体等と連携し、啓発及び相談体制の強化を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎建築指導の推進
○住宅の耐震診断、改修の啓発及び支援
○ブロック塀等改修の啓発及び支援
○木造住宅耐震化促進普及員制度の推進

１－（４）－１０．福祉施策と連携した住環境づくり

大田原市住生活基本計画（大田原市住宅マスタープラン）に基づき、住宅相談窓口の充実を図るとともに、住宅のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン※化の啓発及び多様な住まい方の情報提供に努めます。また、市営住宅本来の事業に支障のない範囲において、社会福祉事業への活用を検討するとともに、住宅セーフティネット機能の強化に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○住宅相談窓口の充実
○住宅のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の啓発
○市営住宅の社会福祉事業への活用
○多様な住まい方への対応
○住宅セーフティネット機能の強化促進

１－（４）－１１．市営住宅の管理

長期的な維持管理を実現する市営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅の適正な維持管理を推進するとともに、市営住宅の計画的な修繕、改修等に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○長寿命化計画に基づく市営住宅の適正な維持管理
○市営住宅の計画的な改修
○市営住宅ストック総合活用計画の推進

１－（４）－１２．空家等の適正管理と有効活用

「大田原市空家等対策計画」に基づき、管理不全の空家等の適正管理を促進するとともに、空家等情報バンク制度の活用を推進し、市内に所在する空家等の有効活用の促進を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○空家等の適正管理の推進
◎優良な空家等の活用

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
建築物の完了検査率	97.9 ％	98.0 ％
管理不全の空家	148 軒	120 軒

部門別計画

計画名	計画期間
住生活基本計画（住宅マスタープラン）	平成 30（2018）年～令和４（2022）年
市営住宅等長寿命化計画（市営住宅ストック総合活用計画）	平成 30（2018）年～令和４（2022）年
建築物耐震改修促進計画	令和３（2021）年～令和７（2025）年
空家等対策計画	令和２（2020）年～令和 10（2028）年

基本政策 1

1－（5） 土地利用対策の推進

現状と課題

- 本市の土地利用の状況は、農用地が 32.3%、森林が 43.2%、宅地が 6.6%を占めており、市総合計画の土地利用構想に基づき、地域の特性に応じた合理的な土地利用を推進しています。また、合併前の旧大田原市全域が都市計画区域であり、そのうち 11.1%を用途地域に指定していますが、加えて「大田原市立地適正化計画」に基づき、居住環境や都市機能の維持・誘導を図ります。近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、各地域における拠点づくりや秩序ある土地利用の誘導を行い、土地利用のあり方についても見直しを図ることが課題です。
- 本市は、農地や平地林が広がる田園地帯と八溝県立自然公園を含む 15,293ha に及ぶ森林地域を有する一方、先人たちが築き上げてきた歴史的街並みが残されているなど、変化に富んだ景観を持ち合わせています。これらの多様な風景は本市の貴重な財産であり、将来にわたって適正に維持保全を図っていくことが必要です。
- 本市では栃木県の景観条例に基づき良好な景観形成を展開してきましたが、今後は地域の特色を生かした景観形成への取組が必要です。
- 圃場整備事業による効率的な農業基盤の整備と併せた非農用地区域の創出などの新たな手法により用地を確保し、本市の農業特性や良好な子育て環境を生かした宅地等の供給を行い、市外からの人の流れの創出、ＵＩＪターンの受け皿としての企業誘致・居住環境の創出を図るなど、新たな土地利用を視野に入れての農村整備が必要です。
- 地籍調査は土地の実態を正確に把握するための基礎資料としてだけではなく、災害時における都市基盤等の迅速な復旧や都市再生にも資する可能性のある重要なものです。本市の地籍調査の状況は令和２（2020）年度末で進捗率は 24.3%と低い状況でありますが、今後も国土調査事業十箇年計画に基づき計画的に取り組む必要があります。

土地利用状況

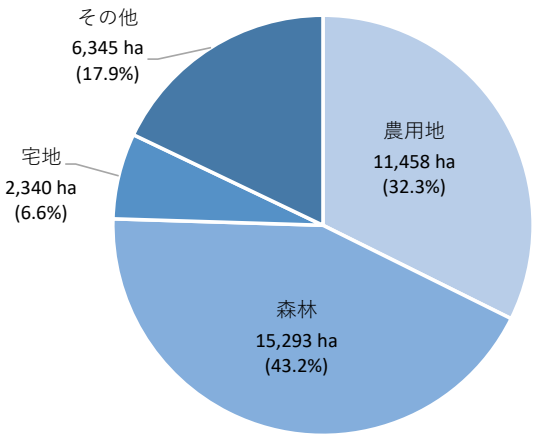

出典：大田原市固定資産税概要調書（令和２（2020）年１月１日）
令和元（2019）年度版栃木県森林・林業統計書

施策の方向

豊かな自然環境の維持・保全、良好な住環境の整備促進、魅力ある安全で安心な土地利用の実現を目指します。

施策の展開と具体的な取組

１－（５）－１３．計画的な土地利用の推進

社会経済情勢の変化に伴う土地利用の動向を見極めながら、土地利用の適切な誘導と規制を合理的・計画的に進めます。また、地域の特色を生かした美しい景観形成に向けた土地利用の推進を図るとともに、農地の保全と農業生産基盤の整備を進めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○土地利用の適切な誘導と規制
○国土利用計画法の遵守と効果的な運用
○美しい景観の形成に向けた土地利用の推進
◎圃場整備、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払事業による農地の保全と農業生産基盤の整備
◎新たな土地利用の促進
○市街地内空き地の利活用促進

１－（５）－１４．地籍調査の推進

国土調査事業十箇年計画に基づき、土地の有効活用を図るための基礎となる地籍調査を計画的に推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○計画的な地籍調査の推進

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
地籍調査進捗率	24.3 %	26.9 %

部門別計画

計画名	計画期間
国土利用計画大田原市計画	平成 19（2007）年～
大田原市土地利用調整基本計画	平成 19（2007）年～
都市計画マスタープラン	平成 22（2010）年～令和 7（2025）年
第７次国土調査事業十箇年計画	令和 2（2020）年～令和 11（2029）年

圃場整備（下深田地区）

基本政策 1

1－（6） 都市基盤の整備

現状と課題

- ○ 市街地の骨格となる幹線街路の整備を進めています。
- ○ 公園については、老朽化の進んだ既存の公園施設を計画的に改修していくことが課題です。
- ○ 中心市街地では、城下町・宿場町として栄えた当時の街並みを感じさせるような市街地の都市景観づくりを進めてまいりました。
- ○ 生活の賑わいや潤いを生み出す都市環境の形成を図るため、都市計画道路など都市基盤施設の整備を推進するとともに、適切な維持管理が求められています。
- ○ 良好な居住環境づくりに当たっては、魅力ある都市景観の維持・形成、利便性の高い交通環境の整備、土地利用の適切な誘導によるコンパクトなまちづくりなど、計画的かつ多様な施策の推進が必要です。

都市計画道路整備率

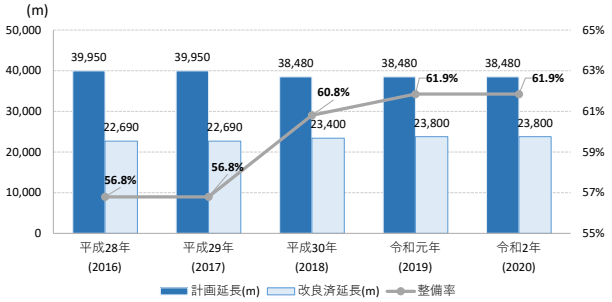

出典：都市計画課調べ

都市公園面積の推移

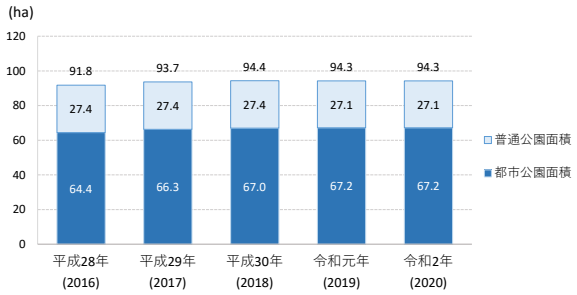

出典：都市計画課調べ

施策の方向

都市計画道路や公園等、都市基盤の計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。また、魅力ある都市環境を創るため、土地区画整理や市街地再開発等の手法も検討します。

さらに、人口の急激な減少と高齢化が進む中で、安心で快適な生活環境を創出する「コンパクトなまちづくり」を推進します。

中央多目的公園

施策の展開と具体的な取組

１－（６）－１５．都市計画道路の整備

市街地における円滑な都市交通の確保を図るため、都市基盤となる幹線街路の整備を進めます。また、広域的な都市交通として、国や県、周辺市町と連携した幹線街路の整備を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○幹線街路の整備
○周辺市町と連携した幹線街路の整備
○国県と連携した幹線街路の整備

１－（６）－１６．都市公園の整備

市民の憩いの場であり、緊急時の避難場所としての機能も有する公園について、機能の充実と強化を図ります。また、適切な維持管理に努めるとともに、既存施設の健全度の点検を実施し、計画的な修繕に努めることで、公園施設の長寿命化を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎公園の適切な維持管理
◎公園施設の長寿命化
○公園施設の機能充実と強化
○地域との連携

１－（６）－１７．良好な居住環境の整備

秩序ある市街地の街区形成を推進するとともに、景観計画などの関連計画等の策定の検討を進めながら、自然と歴史を生かした美しい都市景観の維持・形成を推進します。また、高齢者や子育て世代が安心して暮らせるよう、歩行空間の確保や公共交通ネットワークの充実を図るとともに、土地利用の適切な誘導によるコンパクトなまちづくりを推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○秩序ある市街地の街区形成の推進
○中心市街地の都市景観づくりの推進
○コンパクトなまちづくりの推進
◎立地適正化計画に基づく居住誘導

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
公園緑地面積	94.3 ha	94.5 ha
中心市街地における歩行者・二輪車の通行量	2,929 人（H29）	3,350 人
立地適正化計画に基づく居住誘導区域の人口	23,342 人	23,342 人

部門別計画

計画名	計画期間
大田原市立地適正化計画	令和２（2020）年～令和 22（2040）年

基本政策 1

1－（7） 道路・河川の整備

現状と課題

- 本市の幹線道路は、市街地中心部から放射状に延びる主要県道と東西南北に位置する国道で形成されていますが、これらの主要幹線道路と市内各地を結ぶ道路の整備や都市交通網のアクセス強化と快適性の向上が急務です。
- 市街地郊外及び農村部や山間地においては、生活道路の整備が依然立ち遅れているため、早急な対策が必要です。
- 国道・県道の整備促進や、バイパス建設の整備促進要望活動を関係市町と連携して行う必要があります。特に、観光資源の活用や経済流通発展のため、八溝地域における栃木県東部を縦貫する高規格道路の整備促進に向けた取組が必要です。
- バリアフリーに対応した安全で安心な道路及び自転車歩行者道の整備を進めるなど、子どもたちを事故から守り、高齢者や障害者等が安全かつ安心して利用できる道路交通環境の整備が求められています。
- 那珂川、箒川、蛇尾川をはじめとする河川については、良好な水質保全に努めるとともに、雨水排水対策のための市街地河川の計画的な整備・改修を継続的に進めていく必要があります。
- 老朽化した橋梁の適正な維持管理のため、長寿命化計画を平成 22（2010）年度に策定し、平成 26（2014）年度から橋梁の点検を継続実施しています。

施策の方向

主要幹線道路とのアクセスを強化するとともに、道路のバリアフリー化を推進します。

また、観光資源の活用や経済流通発展のため、八溝地域における栃木県東部を縦貫する高規格道路整備の実現を目指します。

さらに、市が管理する河川の環境保全に努めるとともに、老朽化した橋梁の適正な維持管理を図ります。

ラウンドアバウト（環状交差点）

施策の展開と具体的な取組

１－（７）－１８．幹線道路の整備

主要施設へのアクセス向上のため、幹線道路の整備を促進するとともに、八溝地域における栃木県東部を縦貫する高規格道路整備を始めとした、国道・県道整備の要望活動等を近隣市町と連携して行います。また、市内外を結ぶ広域幹線道路の計画的な整備を進めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○主要施設へのアクセス向上のための幹線道路整備
○市内外を結ぶ広域幹線道路の整備
○幹線道路の計画的整備
◎国道・県道整備の要望活動

１－（７）－１９．安全安心な道路整備

市民が日常利用する生活道路の維持補修に努めるとともに、交通安全施設等の整備やバリアフリーに対応した道路整備を推進します。また、道路里親制度の充実や愛ロードとちぎ実施団体との連携により、道路環境美化活動を推進することで、安全で快適な道路環境の保全に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎生活道路の維持補修の推進
○交通安全施設等の整備推進
○道路整備におけるバリアフリー化の推進
○道路環境美化活動の推進

１－（７）－２０．河川の整備

那珂川、箒川、蛇尾川等の一級河川の環境保全を図りながら、整備改修のための要望活動を推進します。また、愛リバーとちぎ実施団体との連携により、河川環境美化活動を推進することで、市民の河川愛護意識の高揚に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○河川整備改修のための要望活動
○河川美化活動の推進
○河川環境の保全
○河川愛護意識の高揚

１－（７）－２１．橋梁の長寿命化

橋梁の長寿命化計画に基づき、橋梁の健全度の点検を実施し計画的な修繕に努めることで、橋梁の長寿命化を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎橋梁の健全度の点検及び修繕

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
道路愛護会活動参加人数	13,927 人／年	18,000 人／年
河川愛護会活動参加人数	4,865 人／年	6,000 人／年
橋梁の健全度点検数（対象橋梁数４１７橋）（累計）	210 橋	417 橋

部門別計画

計画名	計画期間
橋梁長寿命化修繕計画	平成 22（2010）年～

基本政策 1

1－（8） 公共交通の整備

現状と課題

- 地域公共交通は、通勤・通学・買物・通院といった「くらしの足」を支えるとともに、趣味や余暇のための「おでかけの足」を満たし、生活の質を高め、地域住民の活動や人口交流を活発化させる役割を持っています。現代では、モータリゼーション※の進展やライフスタイルの多様化などを背景に、全国的に路線バスの利用者が減少し、「市民の足」となる地域公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- 本市は自家用車の利用が多く、公共交通の利用が極めて少ない状況となっています。しかし、運転免許を持たない学生や高齢者などの「くらしの足」として、観光地や商業施設への「おでかけの足」として利用を考慮した路線づくりを行うため、「民間路線バス」と「市営バス」の競合解消のほか大幅な路線編成をし、一部地域ではデマンド交通を導入するなど、本市の地域公共交通を維持しています。
- 少子化などによる人口減少や、高齢化による運転免許証返納者の増加など、社会の変化により公共交通の利用者が増減し、常に需要に対応した変化が求められています。また、地域公共交通に伴う公費負担額が増加傾向にあり、地域の需要に見合った運行形態の見直しが必要になっています。
- 近隣市町と連携して、公共交通の乗継を可能とし利便性の向上を図っています。通院や通学など、市町の区域を越えて相互乗入を行い、「市民の足」を互いに支え合う必要が求められています。
- デマンド交通は、運行区域を拡大し、高齢者の通院や買物だけでなく、学生の通学や学童保育施設の送迎など地域住民に必要な交通手段となっております。今後は、持続可能な交通手段として確立するため、更なる利用促進を図る必要があります。
- ＧＴＦＳ（経路検索サービスや地図サービスへの情報提供を目的として策定された世界標準の公共交通データフォーマット）の活用やＩＣカードの導入など公共交通に対するニーズの多様化と環境に配慮したグリーンスローモビリティ※や自動運転車両など時代に即した環境循環型へ考慮した対応など、効率的で持続可能な新たな交通施策の導入の検討が求められています。

● 路線バス（市営バス・関東自動車）利用者数

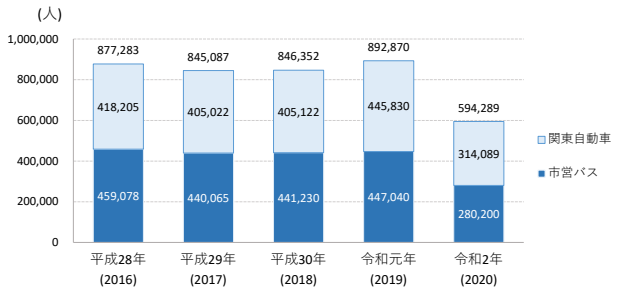

出典：生活環境課調べ（関東自動車株式会社提供資料）
（注）令和２（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響による大学・高校の長期休校等で利用者が減少。

● デマンド交通利用者数

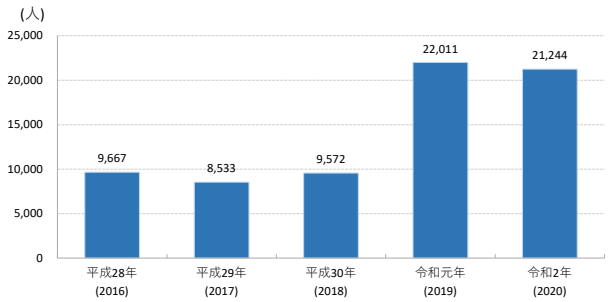

出典：生活環境課調べ（山和タクシー有限会社提供資料）

施策の方向

鉄道駅やバスターミナルにおける乗り継ぎの利便性向上を図るとともに、公共交通の空白・不便地域における移動手段の確保に努めます。

施策の展開と具体的な取組

１－（８）－２２．バス路線の充実

地域公共交通計画に基づき、行政サービスを低下させずに運行経費の削減に向けた対策に取り組むことで、市民がより利用しやすく将来的にも持続可能な公共交通体系の構築に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎市営バス事業の効率的な運営
○利用者の利便性向上

１－（８）－２３．鉄道交通の充実とバス路線との連携強化

鉄道交通の充実と、民間バス・市営バスとの連携を強化することにより、地域公共交通の充実を図ります。また、栃木県及び近隣の沿線市町との連携を図りながら鉄道事業者への要望活動を今後も継続推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○鉄道事業者への要望活動推進
○鉄道事業者との連携強化

１－（８）－２４．需要に応じた交通モードの設定

中心市街地の活性化に向けての新たな路線の改編や、デマンド交通など地域の特性に応じた交通モードを検討・設定し、路線バスとデマンド交通のバランスのとれた公共交通体系の構築に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎デマンド交通など地域特性に応じた交通モードの検討・設定

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
市営バスの１人あたりの運行経費	927 円	420 円
市営バスの利用者数	280,200 人／年	460,000 人／年
デマンド交通の１人あたりの運行経費	2,672 円	1,800 円
デマンド交通の利用者数	21,244 人／年	25,000 人／年

部門別計画

計画名	計画期間
大田原市地域公共交通計画	令和４（2022）年～令和９（2027）年

基本政策 1

1－（9） 上水道の健全な運営

現状と課題

- 現状の管路の範囲内で未接続世帯の水道加入率を促進し、普及率の向上を図ります。
- 水道施設の耐震診断結果に基づき、計画的に施設の補強・修繕・更新を行います。
- 法定耐用年数を超え更新時期を迎える管路、特に拡張期に布設した基幹管路（導水、送水、大口径）の更新が課題であり、計画的に管路を更新する必要があります。また、有収率※を向上させるには、漏水件数の多い給水管更新が課題です。
- 平成 29（2017）年度に策定した「大田原市水道事業ビジョン」、「大田原市水道事業施設整備基本計画」に基づき、更なる施設の効率的・経済的な運用を図り、安全で安定した水の供給に努めることが必要です。
- 業務の効率化と経費削減に努め、建設投資の規模や実施時期の平準化を図り、持続可能な経営基盤の確立を図ることが求められています。
- 緊急時における給水体制は、施設及び管路復旧を主とし、早期通水復旧を目指します。

有収率

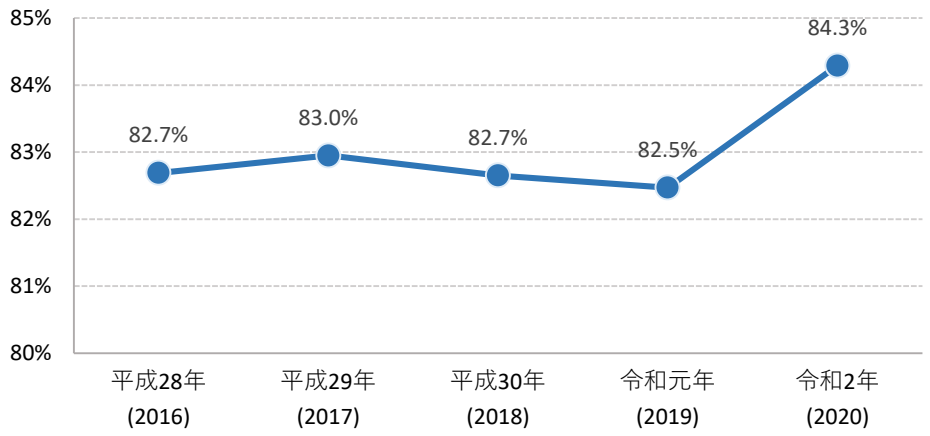

出典：上下水道課調べ

施策の方向

施設の老朽化に伴う更新及び耐震化を計画的・効率的に実施するとともに、経営基盤の強化を図りながら、水道普及率の向上を図り、安全で安心な水の供給に努めます。

また、災害等の対策として、より一層の危機管理体制の強化を図ります。

施策の展開と具体的な取組

１－（９）－２５．安全な水の安定供給

上水道施設等の適切な維持管理や耐震化など災害対策の強化を図りながら、耐用年数の経過した老朽管や、漏水が頻発する管路の更新を進めます。また、水源の確保と保全により安全な水の安定供給に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎上水道施設等の耐震化
◎老朽化した管路の優先度に応じた更新
○上水道施設等の適切な維持管理
○緊急時における水道施設復旧体制の確保
○配水設備の更新

１－（９）－２６．上水道の普及

現状の管路の範囲内で自家用飲用井戸から上水道への切替促進により、普及率の向上を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○水道加入促進による水道普及率の向上

１－（９）－２７．水道事業の健全経営

施設更新需要を考慮した適正な水道料金の検討や建設投資の適正化など、中長期的視点に立った資産管理手法の導入を進め、経営基盤の強化に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○経営戦略の見直しによる経営基盤の強化
○施設更新需要を考慮した適正な水道料金の検討

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
有収率	84.3 %	87.7 %
配水池の耐震化適合施設数（累計）	9 施設	13 施設

部門別計画

計画名	計画期間
大田原市水道事業施設整備基本計画	平成 30（2018）年～令和 8（2026）年

送水管の耐震化

基本政策 1

1－（10） 下水道の整備

現状と課題

- 下水道の整備については、公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業での整備を進めてきており、計画どおり進んでいます。
- すでに下水道整備の完了した施設の有効活用のため、更に水洗化率向上を図ることが必要です。
- 下水道の整備は、比較的人口密度の低い郊外が整備対象となってきており、整備区域によっては投資効率の低い事業となる可能性もあることから、平成 27（2015）年度に実施した大田原市生活排水処理構想の見直しにおいて、浄化槽整備との比較検証による整備手法の再検討を行うなど、財政面を考慮した効率的・効果的な整備を進めています。令和３（2021）年度には、次期大田原市生活排水処理構想の見直しに着手し、令和４（2022）年度より新構想にて整備を推進してまいります。
- 生活排水の処理及び公衆衛生向上の促進を図るため、下水道事業及び農業集落排水事業以外の区域では、浄化槽整備の推進が必要です。
- 農業集落排水事業については施設整備が完了しており、今後は、下水道との統廃合の時期を考慮し、機能保全対策と適正な維持管理を行い、施設の長寿命化に努めることが必要です。
- 人口減少などの影響による使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用の増大により、経営環境が厳しくなると見込まれることから、安定的な経営を行うため公営企業会計による適正な経営状況の把握が必要とされています。
- 市街地におけるゲリラ豪雨などによる浸水対策として、雨水排水施設等の適正な維持管理が必要です。
- 下水道管路施設の耐震対策として、平成 27（2015）年度に大田原市下水道総合耐震対策計画を策定し、平成 28（2016）年度から令和２（2020）年度の５か年計画で、防災拠点等からの流下機能を確保するために、耐震化工事を実施しました。

生活排水処理人口普及率及び水洗化率

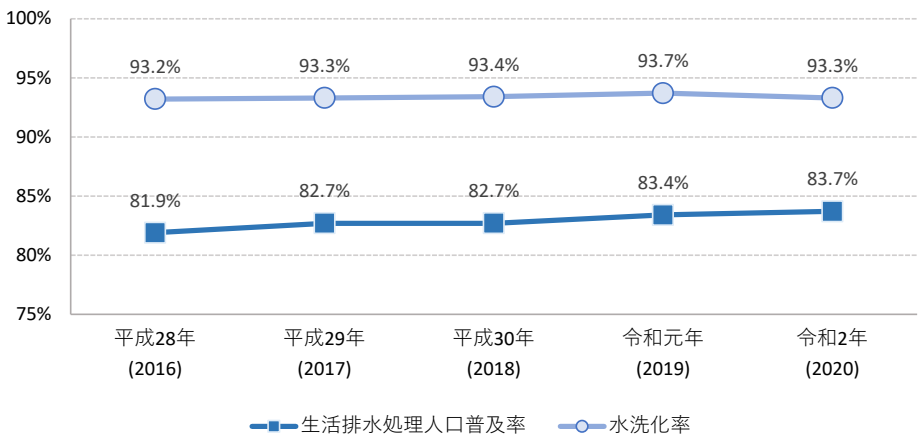

出典：上下水道課調べ

施策の方向

市民が安全で快適な生活が送れるよう、生活排水の適正な処理による公共用水域の水質の保全、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を推進します。

また、施設の適正な維持管理と地震対策を強化し、長期にわたる継続的な有効活用に努めます。

施策の展開と具体的な取組

１－（１０）－２８．下水道事業の普及促進

生活排水処理構想に基づき、効率的な下水道整備事業の推進に努め、早期完成を目指すとともに、すでに整備の完了した下水道施設の有効活用のため、下水道の普及啓発や下水道接続負担助成の活用により、水洗化を促進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎生活排水処理構想に基づく、下水道整備事業の推進
○水洗化の促進と下水道の普及啓発
○下水道接続負担助成の活用

１－（１０）－２９．安定かつ効果的な下水処理の推進

下水道施設の総合的な地震対策を推進するとともに、下水道施設のストックマネジメント計画を策定し、計画的かつ効率的な維持管理に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○下水道施設の総合的な地震対策の推進
◎下水道施設のストックマネジメント計画に基づく、計画的かつ効率的な維持管理
○公営企業会計の導入に伴う、事務事業民間委託の促進
○下水汚泥等の資源化促進

１－（１０）－３０．浄化槽事業の推進

公共設置型浄化槽の適正管理を継続するとともに、補助金交付型の浄化槽事業を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○補助金交付型の浄化槽事業の推進

１－（１０）－３１．農業集落排水施設の適正な維持管理

老朽化した施設の適正な維持管理を行うとともに、隣接する公共下水道への統廃合に向けた調査検討を進めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○農業集落排水施設の適正な維持管理
○下水道への統廃合に向けた調査検討の推進

１－（１０）－３２．雨水排水施設の適正管理

雨水排水施設等の適正な維持管理に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○雨水排水施設の適正な維持管理

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
生活排水処理人口普及率（注）	83.6 %	90.0 %（R7）
水洗化率（注）	93.3 %	96.7 %（R7）

（注） 最終目標は令和２（2020）年度末時点の生活排水処理構想に基づく

部門別計画

計画名	計画期間
生活排水処理構想	令和３（2021）年～令和 17（2035）年

基本計画【後期】

基本政策 2

歴史や伝統文化を継承し、豊かな心を育む まちづくり

基本政策 ２

歴史や伝統文化を継承し、豊かな心を育むまちづくり

市民のだれもが自らの学びを地域社会に生かすことのできる生涯学習社会の形成を目指し、児童生徒が生きる力を身に付けるための特色ある学校教育活動を進めるとともに、他国の文化への理解と国際化意識の高いまちづくりを進めます。

また、より活力ある生涯スポーツへの取組を進めるとともに、本市の誇れる文化遺産を次代に継承し、歴史と伝統を生かした文化の高いまちづくりを進めます。

（１１）　生涯学習社会づくりの推進
（１２）　生きる力を育む学校教育の推進
（１３）　文化・芸術の振興
（１４）　スポーツ・レクリエーションの振興
（１５）　国際化への対応と国内交流の推進

基本政策 2

2－（11） 生涯学習社会づくりの推進

現状と課題

- 全ての市民が生涯にわたって生き生きと充実した生活を送り、活躍するためには、市民のライフステージ※に応じた学習機会と多様な学習の場の充実を図ることが必要です。
- 生涯学習によるまちづくり活動への支援に加え、学びたい人と学びの成果を生かしたい人をコーディネートする体制づくりや、コーディネーターの育成・活用を図るなど、学んだ成果を生かし地域社会とつながる体制づくりにより、生涯に渡り活躍できる社会の実現を目指した取組を進めることが必要です。
- 市内全ての地区公民館エリアに市民主導型の地区生涯学習推進協議会が設立されましたが、各地区の生涯学習を推進するとともに、地域の教育力の向上を図る活動への支援が必要です。
- 市民の多様化する学習意欲を支えるため、地区公民館や図書館等の生涯学習施設の利活用を促進し、生涯学習施設をより一層身近な学びの場としていくことが必要です。
- 指定管理者制度※を導入している市立図書館は、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭・学校・地域と連携して、子どもの読書活動を推進しています。今後も生涯学習の情報拠点として、情報の収集・提供などレファレンスサービスの充実を図ることが必要です。
- 本市の将来を担う青少年の健全育成について、家庭・学校・職場・地域が一体となり連携・協力して取り組み、青少年が社会に適応できる生きる力を育むことで、未来に希望の持てる社会環境を整えることが必要です。
- 本市では、多様化する市民のニーズに応えるため、国際医療福祉大学などの高等教育機関との連携による学習環境の質的向上を図ってきました。今後も、高等教育機関との連携を強化し、体系的・専門的な学習機会の提供を図ることが必要です。

生涯学習関係学級・講座参加者

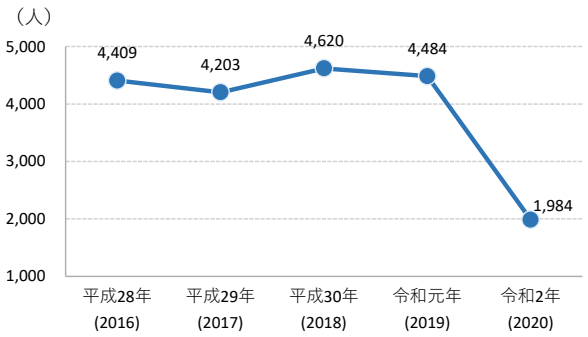

出典：生涯学習課調べ
（注）令和２（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響による学級・講座の中止で参加者が減少。

図書館利用者数（入館者数）

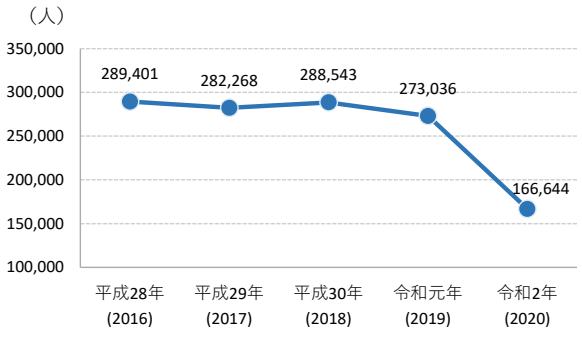

出典：生涯学習課調べ
（注）令和２（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響による休館で利用者数が減少。

施策の方向

市民一人ひとりが、多様な個性と能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていける生涯学習社会の形成を推進するとともに、だれもが生きがいを持ち、学んだ成果を地域社会に還元、貢献できる喜びと自己有用感を実感できる人づくり・地域づくりを推進します。

また、若い力を育て、若者が未来に希望の持てる社会づくりを目指した地域活動を市民とともに推進します。

施策の展開と具体的な取組

2－（11）－33．生涯学習推進体制の充実

学校と地域の様々な機関や団体が連携して行う地域学校協働活動を推進します。また、地域の生涯学習指導者の育成を推進するとともに、多様な学習情報の提供や相談体制の整備を行い、「生涯学習都市宣言」の普及啓発に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎地域学校協働活動の推進
○生涯学習指導者の育成
○学習情報の提供
○相談体制の整備
○「生涯学習都市宣言」の普及啓発

2－（11）－34．生涯学習活動の支援

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するため、講座メニューの充実により多様な学習機会の提供を行います。また、生涯学習人材登録制度「輝きバンク」の活用を推進するとともに、市民が講座等から得た知識や経験を地域活動や公益的活動に生かせる体制を整備します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○多様な学習機会の提供
○人材登録制度「輝きバンク」の活用充実
○市民学校や各種学級の開催
◎学習成果の活用

2－（11）－35．生涯学習施設の活用

図書館や地区公民館をはじめとする生涯学習施設の活用・充実に努めます。特に、図書館については、電子図書の充実を図ることで利用促進に努めます。また、地区公民館ごとに設置した地区生涯学習推進協議会の活動を支援し、地域教育力の向上を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎図書館の機能充実と障害者の利用促進（電子図書の整備等）
◎生涯学習施設の充実
○地区公民館の利用促進

2－（11）－36．青少年健全育成の推進

青少年が社会に適応できる生きる力を育むため、家庭・学校・職場・地域の連携を強化し、社会環境の浄化や非行防止活動への取組を推進するとともに、青少年の地域における社会活動への参加促進を図ります。また、青少年問題の早期発見と解決に向けた相談体制の充実を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎青少年育成活動への支援
◎青少年の社会活動への参加促進
○非行防止活動の推進
○相談体制の充実

2－（11）－37．高等教育の充実

学習環境の質的向上を図るため、高等教育機関等との連携を進めます。また、多様な大学との連携により、高度で専門的な学習の機会を提供します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○多様な大学との連携による講座開催
◎高等教育機関等への支援、連携

施策の目標(指標)

指標名	現状値 （R2（2020））	最終目標 （R8（2026））
生涯学習関係学級・講座参加者数	1,984 人／年	4,600 人／年
図書館利用者数（入館者数）	166,644 人／年	334,400 人／年
生涯学習コーディネーター登録者数	106 人	150 人
電子図書蔵書冊数	1,323 冊	2,000 冊

部門別計画

計画名	計画期間
生涯学習推進計画	令和４（2022）年～令和９（2027）年
子どもの読書活動推進計画	令和元（2019）年～令和６（2024）年

大田原西地区公民館

大田原市立図書館

大田原市立図書館

基本政策 2

2－（12）生きる力を育む学校教育の推進

現状と課題

- 情報技術の急速な進展やグローバル化、価値観の多様化など社会のめまぐるしい変化は、子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響をもたらしています。また、家族のあり方の変化、地域とのつながりの希薄化から、従来、生活の中で身についていた力が十分に醸成されにくい状況を生み出しています。このため学校教育では、家庭や地域と連携した取組を意図的・計画的に位置づけるとともに、文部科学省が提唱するＧＩＧＡスクール構想※の実現に向けた取組を実施することにより、確かな学力、高い規範意識、健やかな心と体の育成を柱とした、生きる力の育成に取り組むことが、一層重要となっています。
- 不登校の要因は、人間関係や学業、部活動、環境など複雑多様なことからも、本市の対策として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、教育支援センターや適応指導教室すばる、関係機関と連携し不登校児童生徒の居場所づくりや学習支援など、個々に寄り添った支援を行っております。
- 本市では落ち着いた学習環境を確保し、児童生徒の能力差に応じたきめ細かい支援を行うなど、特色ある学力向上事業に取り組んできました。この結果、児童生徒の主体的に学習しようとする意欲が高まり、学力の向上にも大きな成果が見られました。今後は、思考力・判断力・表現力の醸成が学力向上の重要な要素であることから、各教科に応じた言語活動を充実することが求められています。
- 家族のあり方や地域とのつながりの希薄化などを背景に、幼児とその家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。そのような中、本市では幼児期の教育から義務教育へのスムーズな移行が図れるよう、幼稚園・保育園等と小学校の連携を図るための幼保小連絡協議会を設置し、各事業に取り組んでいます。
- 学校施設の長寿命化を図るため、老朽化した施設・設備の計画的改修を行うことが必要です。また、コミュニティ・スクールを基盤とした、地域と一体となり児童生徒を育む「地域と共にある学校づくり」を一層推進していきます。
- 次代を担う子どもたちの教育効果を第一に考えた教育環境を作り出すため、平成 26（2014）年５月の大田原市立小中学校再編整備検討委員会からの答申に基づき、学校の統廃合も視野に入れた、適正規模による学校再編整備を進めることが必要です。

施策の方向

少子高齢化やグローバル化など変化の著しい現代社会において、社会に適応できる生きる力を一人ひとりが身につけられるよう、確かな学力、高い規範意識、健やかな心と体の育成を柱とする、小中一貫した学校教育を推進します。

また、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、学習指導の効果を高めるため、ＩＣＴ（情報通信技術）を効果的に活用した教育を推進します。

さらに、教育効果を高めるため、学校規模の適正化を図るとともに、小中学校施設の長寿命化を推進します。

施策の展開と具体的な取組

2－（12）－38．教育活動の充実

校務及び授業におけるＩＣＴの活用や英語教育の充実、特別支援教育を推進するとともに、教職員の授業力向上を図ります。また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを進めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎校務及び授業におけるＩＣＴの活用
◎特別支援教育の推進
○教職員の授業力向上
○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり
○体験学習の充実
○人権教育の推進
○ＡＬＴの活用

2－（12）－39．教育支援体制の充実

不登校やいじめ、発達障害等の問題について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を効果的に活用し、教育相談の充実を図り、個々に応じた支援に努めるとともに、児童生徒指導研究会を毎年実施する等、教職員の研修の充実を図ります。また、外国人児童生徒への教育支援を進めるとともに、幼児期の教育から義務教育へ円滑に移行できるように努めます。さらに、奨学金貸付制度を継続するとともに、経済的理由により就学困難と認められる子どもへの就学の援助に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家派遣の充実
◎教育支援相談の実施
◎要支援者への就学援助
◎外国人児童生徒への支援
○奨学金貸付制度の継続
○家庭・学校・地域・関係機関の連携強化
○幼児期の教育から義務教育への円滑な移行

2－（12）－40．教育環境の整備・充実

学校の統廃合も視野に入れた、適正規模による学校再編整備を進めます。また、教育内容の多様化に対応した学習環境の整備を進めるとともに、既存施設の適切な維持管理、及び老朽施設等の計画的改修を進めることで、施設の安全性の確保を図り、長寿命化を進めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎学習環境の整備
○学校の統廃合
○教育施設の整備と充実
○施設の有効活用
○小中学校施設の長寿命化
○教育施設のエコスクール化及びユニバーサルデザイン化の推進

2－（12）－41．地域とともにある学校づくり

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、地域とともにある学校づくりを目指します。また、幼児教育との連携に努めるとともに、小中学校の連携により、義務教育９年間を見通した教育活動を行う小中一貫教育を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎コミュニティ・スクールの推進
○小中一貫教育の推進

施策の目標(指標)

指標名	現状値 （R2（2020））	最終目標 （R8（2026））
小学生全国学力テスト・学習状況調査（２教科）全国平均との差	未実施	２点
中学生全国学力テスト・学習状況調査（２教科）全国平均との差	未実施	２点
全国学力・学習状況調査での「授業におけるＩＣＴ活用意欲を持つ児童・生徒」の割合	未実施	90.0 %

ＩＣＴを活用した授業

大田原小学校新校舎開校式

紫塚小学校新校舎

基本政策 2

2－（13） 文化・芸術の振興

現状と課題

- 本市では、市の特性を生かした特色ある文化・芸術に関する事業やイベントを長期にわたり開催しています。それらの事業が、市民にとってより親しみやすく、より参加しやすくなるよう、市民のニーズを把握し、事業の継続や内容の見直しを含めた検討を行い、再編成していくことが必要です。
- 本市には公共ホールとしての那須野が原ハーモニーホール、ピアートホール、総合文化会館があり、また、文化財等の保存公開施設としての那須与一伝承館、黒羽芭蕉の館、なす風土記の丘湯津上資料館、歴史民俗資料館、さらに、市民と作家が交流するための芸術文化研究所があります。これらの施設はそれぞれの特性を生かして、文化芸術活動の場や鑑賞の機会を提供しています。今後、各種事業を効率的、効果的に進めていくためには、各文化施設が相互に連携する体制づくりが必要です。
- 本市の各文化施設は、設置から相当な年数が経過し老朽化しているものが多くあります。今後は、公共施設個別施設計画に沿って、適正かつ計画的に管理していく必要があります。
- 本市には、国宝の那須国造碑をはじめ貴重な文化財が数多く存在しますが、少子高齢化、過疎化の進行に伴い後継者や担い手が減少し、それらが滅失あるいは散逸するおそれがあります。指定・未指定に関わらず文化財の価値を再認識して、適切に保存管理し、計画的に整備するとともに、地域活性化やまちづくりにつながるよう効果的に活用していくことが求められています。
- 本市では、平成の合併以前に旧市町村単位で市町村史誌が編さん、発行されましたが、その後相当な年数が経過し、記録として残すべき新たな出来事や歴史文化等に関する新たな知見が蓄積されてきています。これらを記録し、後世に伝えるための市史編さんの取組を進めています。

文化芸術振興施設利用者数

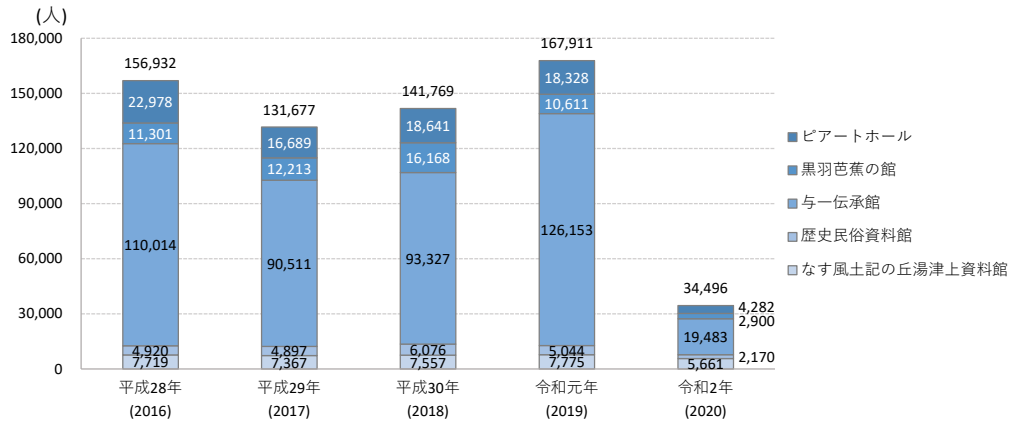

出典：文化振興課調べ

（注）令和２（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響による休館で利用者数が減少。

施策の方向

文化関係施設の計画的な改修に努めるとともに、地域の特色ある歴史・文化・芸術にふれる機会を拡充して、市民の誇り尊ぶ意識を高め、次代に継承していく体制づくりに努めます。

また、市民の自主的な文化芸術活動を強化し、文化遺産を活用することにより、心の豊かさや生活の潤いが実感できるまちづくりを推進します。

施策の展開と具体的な取組

2－（13）－42．文化芸術の振興

市民ニーズを的確にとらえ、市民が質の高い文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、市民が主体的に文化芸術活動に参加できる機会の提供に努めます。また、新型コロナウイルス感染症の影響でそれらの機会が制限された状況も踏まえ、インターネット等による情報発信を強化し、文化芸術活動ネットワーク化を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○文化芸術活動への参加推進
○竹工芸や俳句等の伝統文化の振興
◎文化芸術作品の鑑賞機会の充実
○インターネット等による情報発信
○文化芸術活動ネットワーク化の推進

2－（13）－43．文化施設の充実と活用

文化施設の維持管理や修繕を計画的に進めるとともに、文化活動の多様化に対応した拠点の提供に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○既存施設の機能保全・拡充
○文化活動の多様化に対応した拠点の提供
○情報の収集・発信・活用

2－（13）－44．文化財の保存と活用

文化財の把握や調査・研究を計画的に行ってその価値を再認識し、保存管理や修理を適切に進めるとともに、関係機関・団体等と連携しながら文化財を活用したまちづくりや観光資源としての活用を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎文化財の適切な保存管理
○文化財保存団体への支援強化
◎文化財に関する調査・研究の推進
○文化財を生かしたまちづくりや観光活用の推進
○文化財公開事業の推進
○文化財情報提供機能の強化

2－（13）－45．郷土の歴史・文化の普及啓発

郷土の歴史を後世に伝えるとともに、市民が市の歴史・伝統・文化の正しい理解を通じて愛郷心を高め、市民が行うまちづくりに役立てるため、大田原市史の編さんを進めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎大田原市史の編さん
○新たに蓄積された市史に関する情報の発信

2－（13）－46．人材の育成・体制の強化

文化協会や文化財を保全・継承する団体の運営や取組を支援することによって、文化や文化財に係る人材の育成や、組織としての体制の強化に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○文化芸術・文化財関係団体の活動支援
○人材活用の仕組みの構築
○文化芸術・文化財を通じて社会貢献活動を実践できる人材の育成

施策の目標（指標）

指標名	現状値 （R2（2020））	最終目標 （R8（2026））
那須野が原ハーモニーホール利用者数	22,829 人／年	130,000 人／年
那須与一伝承館利用者数	19,483 人／年	110,000 人／年
黒羽芭蕉の館利用者数	2,900 人／年	14,000 人／年

部門別計画

計画名	計画期間
大田原市文化財保存活用地域計画	令和３（2021）年～令和７（2025）年

那須野が原ハーモニーホール

那須与一伝承館

黒羽芭蕉の館

基本政策 2

2－（14） スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

- 各種市民大会の実施やスポーツ推進委員の出前講座等により、スポーツ・レクリエーションへの参加の機会が増加するなど、市民一人１スポーツへの取組効果が現れています。
- 健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの一環として、スポーツを楽しむ人を支援するため、「シニア」や「ジュニア」を対象としたスポーツ教室の開催や指導者の育成を図ることが必要です。また、市民の多様なニーズに応えるため、民間活力を生かした「ＮＰＯ法人大田原市体育協会」と「総合型地域スポーツクラブ※」の活動支援が課題です。
- 本市では美原公園内の各スポーツ施設をはじめ、県立県北体育館や黒羽運動公園、グリーンパーク、屋内温水プールなどの施設が、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として広く利用されています。
- 地域の身近なスポーツ活動の場として提供している学校の体育施設の利用状況も年々増加しており、地域に根ざしたスポーツ活動が盛んに行われています。これからも子どもから高齢者に至るまで、だれもがスポーツを気軽に楽しむ機会を提供するためには、体育施設の計画的な改修により安全性を確保するとともに、利用率向上に向けた取組を進めることが必要です。
- 半世紀に一度巡ってくる国民体育大会への取組は、令和４（2022）年の開催年度だけではなく、必要な施設整備や選手の育成強化を行うなど、開催に向けた準備及び機運醸成を図る必要があります。
- 国民体育大会への取組では、開催まで諸準備と機運醸成を図り、円滑な運営による大会の成功につなげることが必要です。また、市民総参加による開催を目指すため、より多くの市民・企業・団体に様々な形で参加いただき、大会後の市全体の活性化につなげる必要があります。
- 国民体育大会を一過性のものとせず、本市で開催する競技の継承をはじめ、国体を契機として更なる市民スポーツの普及・発展及び競技力の向上につなげる必要があります。

施策の方向

だれもが積極的にスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ教室の開催や施設の充実を図り、スポーツを習慣化させる取組を推進するとともに、ＮＰＯ法人大田原市体育協会など関係機関との連携を図りながら、市民一人１スポーツの実現を目指します。

また、レクリエーションスポーツとしての身近な施設を充実させるとともに、令和４（2022）年栃木国体の開催に合わせ、市民のスポーツへの関心と参加する意識の醸成を図ります。

ＪＴＢバトミントンＳ／ＪリーグⅡ 2021 大田原大会
（いちご一会とちぎ国体バトミントン競技リハーサル大会）

施策の展開と具体的な取組

2－（14）－47．スポーツ活動の推進

市民ニーズに応じたスポーツ教室の開催などにより、市民一人１スポーツの推進に努めます。市民のレクリエーション活動や高齢者・障害者のスポーツ活動を推進します。また、競技スポーツレベルの向上を支援し、質の高いスポーツ指導者の養成とスポーツ推進委員の強化に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○市民一人１スポーツの推進
○情報提供と相談体制の整備
○各種スポーツ教室・大会の開催
○レクリエーション活動の充実
○競技スポーツレベルの向上
○スポーツ観戦機会の提供
○スポーツ指導者の養成とスポーツ推進委員の強化
○高齢者・障害者のスポーツ振興

2－（14）－48．スポーツ団体等の育成

地域における総合型スポーツクラブの活動支援や県内プロスポーツチームによる教室開催など連携事業を行います。また、スポーツ関連団体との連携強化を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○スポーツ関連団体への支援と連携
○総合型地域スポーツクラブの活動支援
○県内プロスポーツチームの支援と連携

2－（14）－49．スポーツ施設の管理と活用

スポーツ施設の計画的な改修・管理を図るとともに、学校体育施設の効果的・効率的な活用に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎スポーツ施設の適正な維持管理と利用促進
○学校開放施設の利用促進

2－（14）－50．スポーツを通したまちづくりの推進

良好な自然環境のもとでスポーツに親しめるという本市の特性を最大限に生かし、プロスポーツイベントの招致など、スポーツを軸とした観光・交流を図り地域の活性化を目指します。また、国民体育大会開催に向けた準備を進め、円滑な運営による大会の成功につなげます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎観光施策と連携したスポーツイベントの開催
◎国民体育大会開催に向けた準備と円滑な運営

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
市が携わるスポーツイベントの参加者数	6,669 人／年	30,000 人／年
何らかのスポーツ・レクリエーションをしている人の割合	39.6 ％	80.0 ％
体育施設利用者数	368,799 人／年	874,000 人／年
学校開放施設利用者数	83,057 人／年	221,000 人／年

基本政策 2

2－（15） 国際化への対応と国内交流の推進

現状と課題

- 市内在住外国人のために、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語及び韓国語による生活案内書を作成する等、暮らしやすい生活環境につながるよう努める必要があります。
- 国際性豊かな人材の育成を推進するため、中学生及び高校生が海外の歴史・文化・生活習慣などの体験を通して、海外に住む同世代の考え方や異文化を直接感じることで、グローバル化した社会で活躍できる人材を育成することを目的とし、姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州ウエストコビナ市等との間で「海外派遣交流事業」を実施しています。
- 民間の国際交流ボランティア団体による国際交流フェスティバルの開催などで在住外国人との交流を図っていますが、今後は海外との交流や外国人の定住に向けた多文化共生の意識啓発が必要です。
- 岡山県井原市とは友好親善都市として小学生の交流事業をはじめ、特産品の相互販売やイベント参加などによる交流を図っています。また、東京都江東区、埼玉県蕨市及び草加市、宮崎県東臼杵郡椎葉村、千葉県成田市、北海道広尾郡大樹町、岩手県久慈市、福島県白河市と「災害時における相互応援に関する協定」等により交流を深めています。今後は市民間レベルでの交流を積極的に推進するとともに、市と関係の深い都市等との新たな親善交流の推進が必要です。

市内外国人登録者の主な国籍別割合

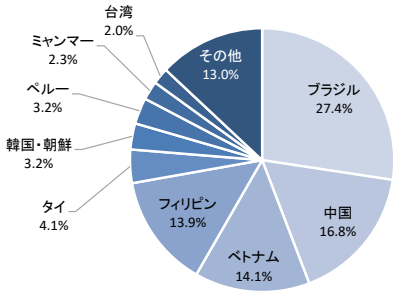

出典：市民課調べ
（令和３（2021）年３月末時点）

中学生・高校生交流事業の生徒の派遣数

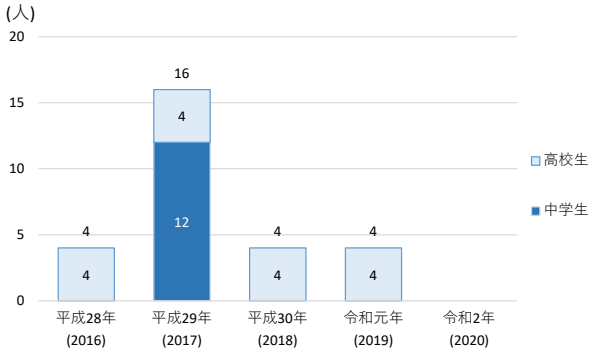

出典：生涯学習課調べ

（注）令和２（2020）年の中学生・高校生交流事業は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止。

施策の方向

在住外国人の風習や習慣等の違いを理解し、外国人と地域が共生できる環境づくりに努めるとともに、青少年期から豊かな国際感覚を身に付けるための国際交流活動を推進し、多文化共生社会※に対応できる人材を育成します。

また、国内の友好親善都市をはじめとした関係都市と連携し、市民を巻き込んだ相互交流事業を継続することで地域間交流の促進を図ります。

施策の展開と具体的な取組

2－（15）－51．国際化に対応した地域社会づくり

在住外国人への生活情報提供を充実させ、国籍に関係なく地域で安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、多文化共生に関する意識啓発に努め、キーパーソンとなるボランティア団体の育成支援を進めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○外国人への生活情報提供の充実
○多文化共生に関する意識啓発
○活動団体の育成及び支援
○外国人と市民の相互理解の促進

2－（15）－52．国際交流の促進

中学生、高校生が異文化を理解し、国際感覚を身につけることができるよう、外国の文化や生活習慣を体験・経験するため姉妹都市等と中学生高校生海外交流事業を実施します。また、国外の生活習慣や文化等の違いを直接感じることで、次世代を担う青少年を国際性豊かな人材に育成します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎中学生高校生海外交流事業
○国際交流活動の推進及び支援
○国際理解教育の充実
○国際感覚豊かな人材の育成

2－（15）－53．地域間交流の促進

友好親善都市、関係都市との交流・交歓の中で、協調性に富み、幅広い視野を持った行動力のある児童・生徒を育成します。また、農林業・観光・スポーツ施策と連携した交流を通して、都市部から農山村への定住促進を図るとともに、関係の深い都市等との新たな親善交流に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○地域を超えた友好交流
◎都市部から農山村へ定住促進を目指した交流
○関係都市との交流の拡大及び新たな親善交流の推進
○関係団体との連携強化と市民自主交流への支援

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
中学生交流事業の生徒の派遣数（累計）	168 人	180 人
高校生交流事業の生徒の派遣数（累計）	110 人	118 人

高校生海外交流事業

基本計画【後期】

基本政策３

次代につなぐ賑わいを創生する、魅力と活力あふれる産業のまちづくり

基本政策 ３

次代につなぐ賑わいを創生する、魅力と活力あふれる産業のまちづくり

魅力ある成長産業として発展する農林業、競争力が高く新たな事業を生み出し続ける工業、人で賑わう魅力あふれる商業、そして多くの人が集う観光・交流産業など、新たな姿に向けそれぞれの産業が希望を持って成長し、更なる雇用の創出により市民の元気を生み出す、魅力と活力あふれる産業のまちづくりを進めます。

（１６）　農業の振興
（１７）　林業の振興
（１８）　商業の振興
（１９）　工業の振興
（２０）　観光の振興

基本政策 3

3－(16) 農業の振興

現状と課題

- 本市の基幹的農業従事者※数は、令和２（2020）年は 4,083 人で平成 22（2010）年と比べ 76.1%にまで減少しています。今後も農業者の高齢化に伴い、減少傾向は続くものと推測されます。また、新規就農者数は、平成 27（2015）年の 27 人をピークに、近年は 20 人前後で推移しており、引き続き、次代の本市農業を担う人材として確保・育成していく必要があります。
- 本市の農業は県内でもトップクラスの産出額を誇ります。これから将来にわたりこの地位を維持していくためには、長期的な展望に立った農業施策を推進することが必要です。
- 市内の水田整備率は、60.2%と、依然として高くありません。また、過去の農業生産基盤整備事業によって整備をした施設の老朽化が進んでいます。
- 農業の競争力強化に向け、農地の集積・集約化を促進するためには、経営規模の拡大を目指す担い手の農業生産施設等の整備や、経営改善等に向けた取組を支援することが必要で、各地域における人・農地プラン※の実行が求められています。
- 生産効率の低い中山間地域での増加が懸念される荒廃農地の新たな発生を防止していくことが必要です。
- 消費者等の「食の安全・安心」や有機農業をはじめとする「環境保全型農業※」への関心の高まりにより、農産物は外国産から国内産へ回帰する傾向が見られます。これからも消費者等の多様なニーズや需要に対応できる産地づくりに向けた取組を支援することが必要です。

基幹的農業者数の推移

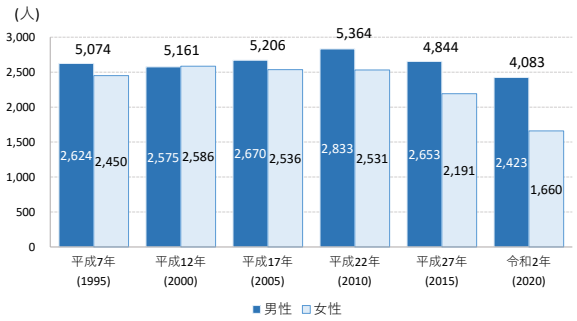

出典：農林業センサス

認定農業者数及び新規就農者数の推移

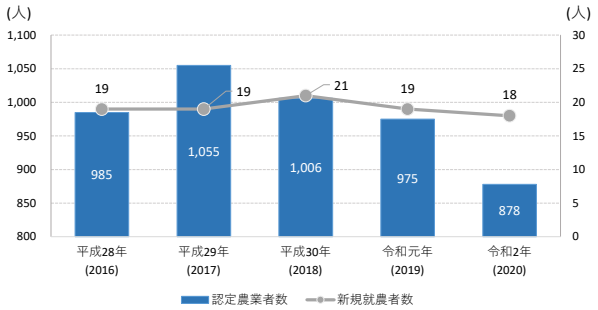

出典：認定農業者数：担い手の実態に関する調査
（農林水産省経営局調べ）
新規就農者数：那須地域就農支援ネットワーク会議資料
（那須農業振興事業所調べ）

施策の方向

農業を魅力ある成長産業のひとつとして育てるために、農業生産基盤の整備や農地の集積・集約化を促進する圃場整備事業の推進、集落営農の組織化等農業経営体の育成・強化、地域特性を生かした経営の多角化、農産物の高付加価値化・ブランド化等の取組を推進します。

また、雇用創出に繋がる就農希望者への支援を充実するなど、これからの地域農業の中心となる担い手の確保・育成を図ります。

施策の展開と具体的な取組

3－（16）－54．農業担い手の育成

農業の持続的な発展を図るため、地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農者の確保・育成を図るとともに、担い手の少ない地域においては、集落営農の組織化・法人化への取組を支援します。また、ＵＩＪターンや退職後の就業の受け皿として農林業の確立を支援します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎認定農業者や新規就農者の育成
◎経営感覚に優れた担い手や後継者の確保と育成
○集落営農の組織化・法人化への支援
○ＵＩＪターンの受け皿として農林業の確立を支援

3－（16）－55．農業生産の振興

農業経営基盤の強化を図るため、園芸作物を始めとした農産物の生産振興への支援を関係機関と連携し継続するとともに、各地域における人・農地プランの実行や農地中間管理機構※の活用等により農地の集積・集約化の促進を図ります。また、安全・安心な農産物の生産を推奨し、加工品などの商品開発・ブランド化を支援することで、６次産業※化の促進を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎特産物の生産推奨とブランド化への支援
○６次産業化と商品開発への支援
◎園芸作物の生産振興への支援
○土地利用型農業・畜産業・水産業の生産振興への支援
○農産物の品質向上と安全・安心対策の推進
○国内外への販路開拓の促進
○農地の集積・集約化への支援
○新品種・新技術の普及推進
○有害鳥獣駆除の推進

3－（16）－56．農業生産基盤の整備

地域の営農形態や土地利用計画に合わせた圃場整備を推進するとともに、農道や農業用排水路の整備促進を図ることで、農地・農業用水等の資源の保全と質的向上に努めます。また、農業用施設の適切な補修を支援するなど施設の長寿命化対策を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎圃場整備の推進
○農道や農業用排水路の整備の促進
○農地・農業用水等の資源保全と質的向上
○農業用施設の補修による長寿命化対策の推進

3－（16）－57．多面的機能の発揮

農業及び農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域が取り組む共同活動に対して支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、バイオマスエネルギーを活用した循環型農業への支援に努めるとともに、化学肥料や農薬の使用低減の促進を図るなど、環境に優しい農業を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎中山間地域の振興
○環境負荷の少ない畜産排泄物処理の促進
◎バイオマスエネルギーを活用した循環型農業への支援
◎環境保全型農業の推進

3－（16）－58．食育・地産地消の推進

食と農を通じた都市住民との交流促進に向けた取組を支援することで、農村地域の活性化を図ります。また、農産物直売所への支援などにより、農産物の地産地消を推進することで、本市の安全・安心で優れた農産物の販売促進を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎食と農を通じた都市住民との交流
○農産物直売所への支援

施策の目標(指標)

指標名	現状値 （R2（2020））	最終目標 （R8（2026））
新規就農者数	18 人／年	20 人／年
水田を活用した園芸作物の作付面積	38,172 a	38,500 a
圃場整備事業着手地区数	3 地区	7 地区

部門別計画

計画名	計画期間
農業振興地域整備計画	平成 28（2016）年～令和 8（2026）年
農業経営基盤強化促進基本構想	令和 4（2022）年～
食育・地産地消推進計画	平成 30（2018）年～令和 4（2022）年
酪農・肉用牛生産近代化計画	平成 28（2016）年～令和 8（2026）年
農村環境計画	平成 20（2008）年～

農地利用集積面積・集積率

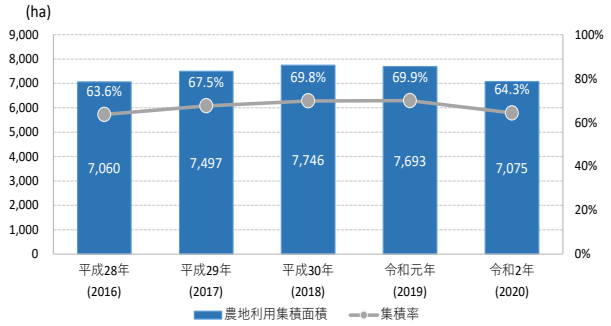

出典：担い手の農地利用集積状況調査
（農林水産省経営局調べ）

水田を活用した園芸作物作付面積

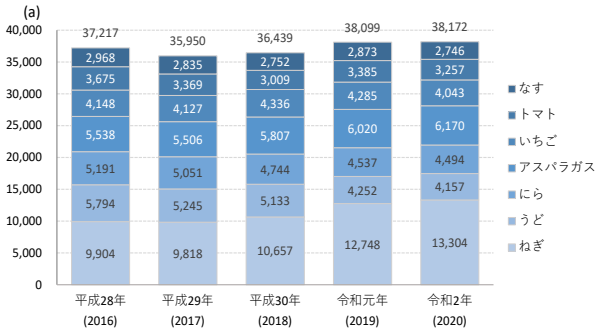

出典：大田原市農業再生協議会調べ

農業部門別産出額

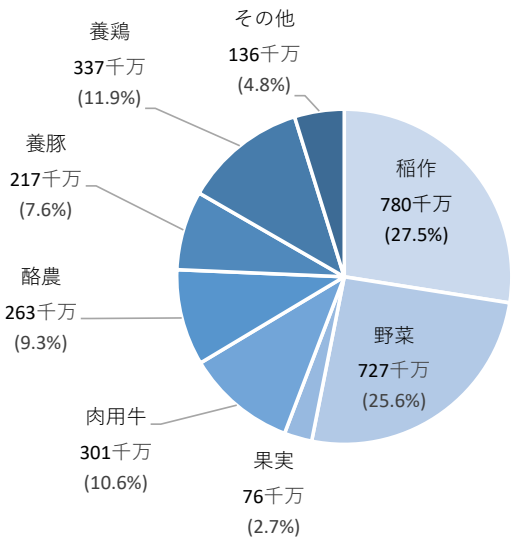

出典：2020 農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果（農林水産省調べ）

大田原市の特産品

生き物調査（多面的機能支払交付金事業）

基本政策 3

3－(17) 林業の振興

現状と課題

- 本市の森林計画面積は 15,255ha で本市総面積の 4 割を占めており、そのうち民有林面積は 12,232ha を占めています。森林所有者を規模別にみると、5ha 未満の小規模林家が 7 割を占めているのが現状です。今後は林業の集約化計画などにより、不在所有者の山林など手入れの行き届かないところへの対策が当面の課題です。
- 民有林内における林道開設距離である林道密度は県平均 6.63m/ha に対して本市は 4.49m/ha となっており、効率的な木材搬出や山林の手入れのためには今後も林道路網整備について計画的に推進していく必要があります。
- 森林資源の循環的な利用及び木材需要の増進を図るために、林業の担い手の育成の支援や、森林整備の重要性についての普及啓発に努めていくことが必要です。
- 森林環境譲与税の使途として、国が推進する新たな森林管理制度である森林経営管理制度についても、森林や林業に精通した方を雇用するなどして事業を進めていくことが必要です。
- 木材を利用した新たな技術である直交集成板※（ＣＬＴ）や、次世代の素材であるセルロースナノファイバー※（ＣＮＦ）など、市に豊富に賦存する資源である木材の新技術活用促進に向けた取組についての検討が必要です。
- 本市の特用林産物は、しいたけやぎんなんの栽培と木炭生産が主なものです。従来、山間部における貴重な収入手段となっていましたが、自然災害や環境の変化による影響を受けやすく、年々生産量が減少しています。

森林計画面積及び市民一人当たりの森林計画面積

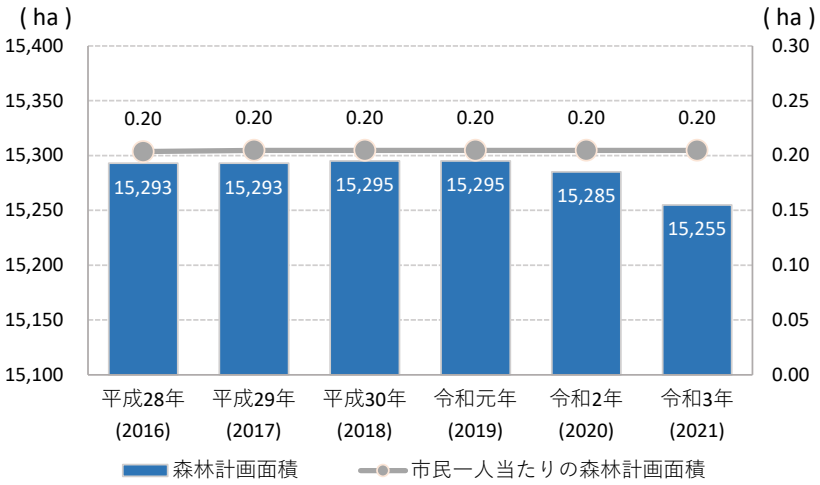

出典：農林整備課調べ

施策の方向

市民の森林に親しむ意識を高めるとともに、次代につなぐ森林の計画的整備への取組を継続し、林業を成長産業とするため、地域における活動に対する支援に努めます。

また、農業とともに付加価値を高める６次産業化に取り組み、観光との連携を図ります。

施策の展開と具体的な取組

３－（１７）－５９．森林整備の充実

人工林の間伐主体から皆伐の本格導入による循環型林業を促進するとともに、林道整備の推進や林業の担い手の育成、森林施業の集約化などにより、低コスト林業の基盤づくりを進めます。また、地域住民や森林ボランティアによる森林整備活動の支援を継続実施します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○人工林の間伐主体から皆伐の本格導入による循環型林業の促進
◎森林施業の集約化等の推進
○低コスト林業の基盤づくり
◎林業の担い手の育成
◎地域住民や森林ボランティアによる森林整備活動の支援
○林道整備の推進
○有害鳥獣及び森林病害虫等駆除の推進
○計画的な保安林適正配備の推進
○森林ＧＩＳを活用した森林管理体制の推進

３－（１７）－６０．木材消費の環境づくり

地元木材の需要拡大に努めるとともに、木材品質の向上を進め、産材の安定供給と利用拡大を図ります。また、直交集成板（ＣＬＴ）やセルロースナノファイバー（ＣＮＦ）など、新技術活用に向けた取組を検討するとともに、未利用材などを活用した木質バイオマスの利用促進を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○地元木材の需要拡大
◎未利用材等、木質バイオマスの利用促進
○地元産材の普及啓発
◎市内公共建築物へのＣＬＴの利用とＣＬＴ製造工場立地の推進

３－（１７）－６１．特用林産物生産の充実

しいたけやぎんなんの栽培、木炭生産などの特用林産物の品質確保に努め販路拡大を図るとともに、特用林産物生産のための森林育成を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○特用林産物生産のための樹種転換の推進

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
森林環境整備促進事業費補助金申請団体数	０件	１０件

部門別計画

計画名	計画期間
森林整備計画	令和３（2021）年～令和１３（2031）年
バイオマス活用推進計画	平成２８（2016）年～令和７（2025）年

基本政策 3

3－(18) 商業の振興

現状と課題

- 本市における卸・小売業の年間販売額は平成 28（2016）年度で 1,215 億円であり、4 年前の平成 24（2012）年度の 957 億円と比較すると 258 億円（27.0%）の増加になります。また、事業所数では 30 事業所（4.5%）の増加になります。
- 近年の道路交通網の発達に伴う商業圏域の広域化や、インターネット販売などの電子商取引の普及による消費の分散化などにより、本市の商業を取り巻く環境も大きく変化しています。
- 店舗の立地状況は、市道内環状南大通り線沿線に郊外型大規模小売店舗や飲食店が進出した一方で、中心市街地では商業機能の空洞化が進行していましたが、「トコトコ大田原」を起点とした中心市街地の再開発が進み地元商店街等の活動が活発になっています。引き続き空き店舗の利活用の促進、にぎわい創出に向けた支援の推進により、市街地の活性化を図る必要があります。
- 商業振興のためには、商工団体等との更なる連携を図るとともに、経営者相互の連携による魅力ある充実した商業サービスの促進を図ることが必要です。
- 本市の中小企業・小規模企業は、多様な事業活動を通じて本市経済の成長を支え、地域の雇用を生むなど地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきました。しかしながら、人口減少や少子高齢化に伴う内需の縮小、経済活動の国際化の進展など、急激な環境の変化により、中小企業・小規模企業は厳しい経営環境に置かれ、経営資源の確保が困難な小規模企業は特に厳しい状況にあります。このような中、本市の経済及び社会が今後も発展していくためには、中小企業の成長発展と小規模企業の事業の持続的発展に向けた取組を進めるとともに、創業支援の推進のため、創業支援資金（融資制度）の活用について、更なる周知徹底を図ることが必要です。

● 年間商品販売額（卸売・小売）

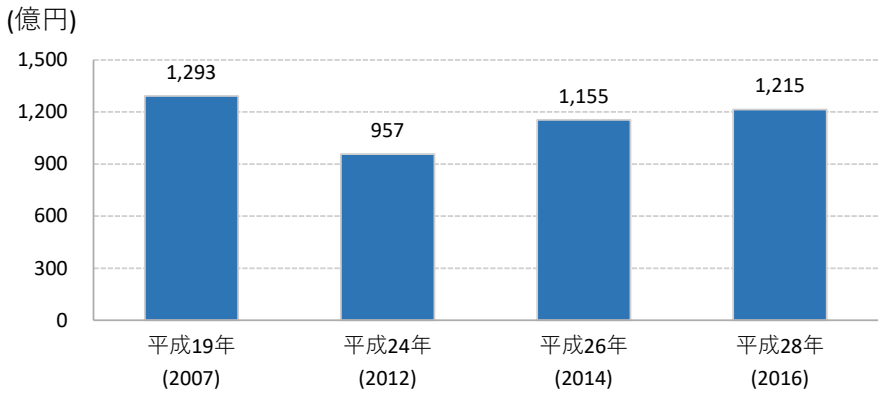

出典：商業統計調査（平成 19（2007）年度・平成 26（2014）年度）
経済センサス（平成 24（2012）年度・平成 28（2016）年度）

施策の方向

市内商業地への吸引力を高め、地元購買率の減少傾向に歯止めをかけるため、地元商業者と連携し地域集客力の強化に向け取り組むとともに、商店会等による賑わいの創出への支援を推進します。そのために、市民の消費を継続的に喚起する取組や空き店舗等の流動化支援を推進します。

また、中小企業の成長発展と小規模企業の事業の持続的発展への支援の強化に努めるとともに、関連団体との連携により創業支援を図り、雇用の創出に努めます。

施策の展開と具体的な取組

3－（18）－62．商業の活性化

市内商業地での消費喚起を継続的に行うことで、地域経済の好循環化を目指します。また、空き店舗対策や商工団体等の連携及び支援強化などにより、商業基盤の安定化・活性化を図ります。さらに、トコトコ大田原を中心とした地域の魅力向上や、周辺の都市施設等の活用により、周遊性の向上を図るとともに、にぎわいを創出する事業への支援等により、中心市街地の活性化を進めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎地域経済の消費喚起と好循環化
◎中心市街地の活性化
◎空き店舗対策の充実
○商店街の活性化
○市民交流施設の充実
○商工団体等の連携及び支援強化

3－（18）－63．中小企業及び小規模企業の経営基盤の強化

中小企業支援団体等との連携のもと、融資制度の整備・充実を図るとともに、創業及び事業継承の支援充実を図ります。また、中小企業等を取り巻く環境に対応できるよう、企業が行う経営の改善及び向上を図るための取組への支援に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎創業及び事業継承の促進
◎中小企業及び小規模企業の経営改善及び向上の促進
○中小企業及び小規模企業の金融円滑化対策の充実
○中小企業支援団体等との相互連携・協力

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
創業件数（累計）	127 件	170 件
空き店舗活用数（累計）	42 件	70 件

部門別計画

計画名	計画期間
中心市街地総合再生基本計画	平成 28（2016）年～令和 7（2025）年

基本政策 3

3－(19) 工業の振興

現状と課題

- 産業立地の促進、及び市民の雇用機会の拡大を図るため、立地企業の競争力強化に向けた取組への支援と、立地企業が操業しやすい周辺環境の整備を図ることが必要です。
- 既存産業の高度化や新産業の創出による地域経済の活性化を図るためには、地場企業と誘致企業間のネットワークづくりや、経営面・技術面など総合的な支援体制の充実が必要です。
- 工場の集約、生産拠点の国内回帰、ＩＳＯ※取得のための環境整備などを背景に、企業の経営判断において立地構想から操業開始までが短縮化傾向にあり、多角的な情報収集とイニシャルコスト※を抑えるための支援制度を周知するなど、そのスピードと質的変化に対応できる体制づくりが求められています。
- 工業団地への企業誘致に当たっては、暮らしやすい生活環境・自然災害が少なく調和のとれた自然環境をＰＲし、新たな雇用を創出することが必要です。
- 産業の高度化や、大学・医療機関との連携による地域の活性化と持続的な地域経済の発展を促進するためには、産学官金の相互連携が必要です。市では産学官連携推進委員会を設立し、国際医療福祉大学をはじめ、県内の大学や市内の商工団体・企業・医療機関との協働による産学官連携事業を展開しています。今後も異業種・異分野間の技術交流や共同研究を促進するための支援やネットワークの充実強化が必要です。
- 活力ある産業の振興を図るためには、企業の中核を担う人材を育成するとともに、新たなビジネスや高度な技術開発に挑戦しようとする人を支援することが必要です。

工業従業員数及び工業事業所数

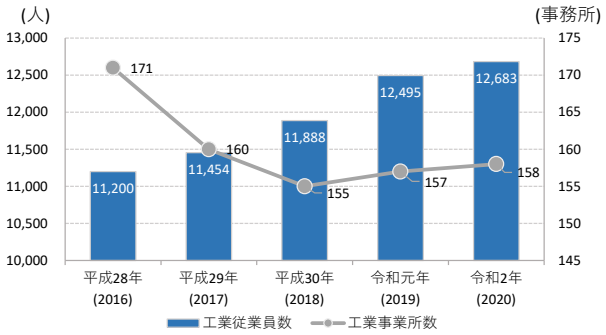

出典：「栃木県の工業」2019 年工業統計調査結果報告書

製造品出荷額等

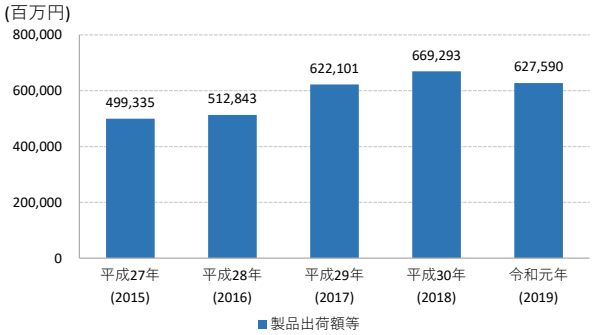

出典：「栃木県の工業」2019 年工業統計調査結果報告書

施策の方向

継続的な企業立地の促進により、市民の雇用・就業機会の拡大を図り、需要動向に応じた工業用地の確保に努めるとともに、市内中小事業者の競争力を高める支援を強化します。

また、新事業や新産業の創出につながる産学官金連携を強化するとともに、事業者の地域外への販路拡大を支援し、あわせて、地域産業を支える人材の確保・育成に努めます。

施策の展開と具体的な取組

3－（19）－64．企業誘致の促進

立地企業の操業環境を向上させるため、継続して道路などの周辺環境の整備を推進します。また、操業を中止した工場跡地の利用促進に努めるとともに、企業の動向を把握し、立地支援策の説明・ＰＲや現地説明会等の誘致活動を積極的に行うなど、企業誘致を促進します。さらに、産業インフラの整備を促進するとともに栃木県土地開発公社と連携し、円滑な企業誘致を進めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○立地企業の周辺環境整備の推進
○操業を中止した工場跡地利用の促進
◎立地についての支援策のＰＲ推進
○未利用地の活用促進
○栃木県土地開発公社等との連携
○流通道路網等産業インフラ整備の要望活動

3－（19）－65．中小企業及び小規模企業への支援

中小企業及び小規模企業の製品・技術開発力強化に向けた取組への支援に努めるとともに、経営安定のための資金融資制度や国・県の支援事業などを、商工団体との連携を密にして事業者に周知し、地場産業の活性化を支援します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○製品・技術開発力の強化支援
◎経営安定のための資金融資による支援
○地場産業の活性化
○商工団体との連携
○企業の事業活動の活性化への支援

3－（19）－66．産学官金の連携への支援

事業所間の連携による新製品・新技術の研究開発への支援、また大田原ブランドの創出・プロモーションに向けた取組などにより、産学官金の連携を推進し、地域産業の充実を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎新技術の研究開発支援と大田原ブランドの創出推進

3－（19）－67．人材の育成・確保

優れた技能者の顕彰等による中小企業の中核を担う人材の育成強化に努めます。また、創業資金など起業家への支援を継続するとともに、関係機関やＮＰＯ法人等との連携による雇用・就業支援に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎優れた技能者の顕彰等による企業を担う人材の育成
◎起業家への支援
◎関係機関やＮＰＯ法人等との連携による雇用・就業支援
○勤労者福祉の向上

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
製造品出荷額等	627,590 百万円／年	645,000 百万円／年
工業従業員数	12,683 人	13,000 人

部門別計画

計画名	計画期間
医療福祉産業都市構想	平成 16（2004）年～

基本政策 3

3－（20）観光の振興

現状と課題

- 本市の観光客入込数は、平成 23（2011）年の東日本大震災の影響で平成 22（2010）年の約 320 万人から 229 万人に落ち込みましたが、年々回復し、平成 30（2018）年にはＪＲグループの『デスティネーションキャンペーン※』の実施により、約 350 万人まで増加しました。令和 2（2020）年度の観光客入込数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少しています。
- 本市特産の唐辛子や、地酒による地域おこしを進めるとともに、大田原ブランド認定制度を活用し、本市の優れた特産品や料理をＰＲしていくことが必要です。
- アンテナショップの活用をはじめ、県外での観光キャンペーン、旅行会社へのＰＲ等、本市の特産品や観光・イベント情報の発信力強化や効果的な情報発信方法を検討していくことが必要です。
- 本市の豊かな自然や食等、魅力ある地域資源を生かした体験型・着地型観光の取組として、農家民泊、農業体験といったグリーン・ツーリズム事業を推進していくことが必要です。
- 観光協会の組織力強化を図り、会員事業者の取組を積極的に情報発信することで観光交流の推進に繋げていくことが必要です。
- 本市の観光発信力を高めるため、北那須 3 市町による広域連携の取組や八溝山周辺地域定住自立圏域連携により、広域的な観光ネットワークを構築することが必要です。
- 今後も増加が見込まれるインバウンドに対応した観光施策の取組を進めることが必要です。

観光客入込数

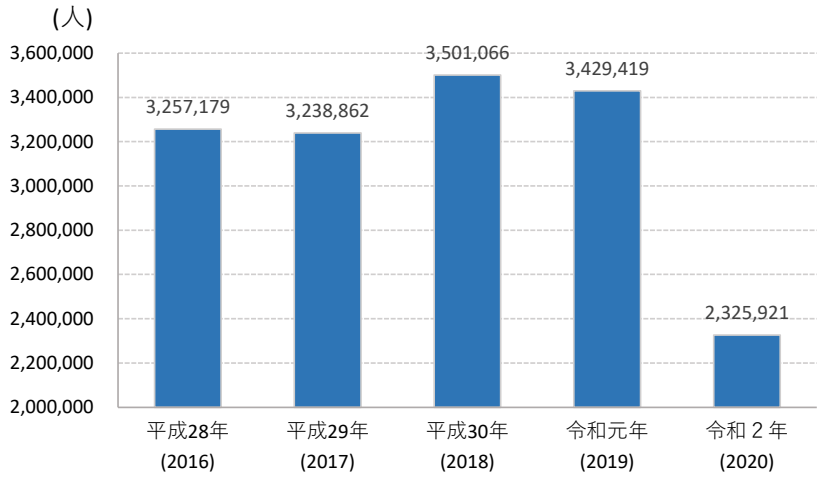

出典：栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査（令和２（2020）年度）

施策の方向

本市の魅力ある地域資源を観光コンテンツとして活用し、国内外からの誘客を推進する取組を強化するとともに、定住自立圏構成市町の連携により、市の枠を越えた観光プログラムの開発と観光情報の発信を目指します。

また、農林商工業とも連携し、移住定住にもつながるグリーン・ツーリズムの推進を図るほか、中山間地域に残る美しい風景や懐かしい木造校舎をフィルムコミッション※に登録し、地域間交流の促進や交流人口の拡大を図ることで、観光産業の強化に努めます。

施策の展開と具体的な取組

3－（20）－68．魅力ある観光地づくり

北那須３市町や八溝山周辺地域定住自立圏域等における広域的な観光資源を有効活用し、誘客の拡大を図るとともに、グリーン・ツーリズム事業の更なる推進に努めます。また、観光案内人の養成等によるおもてなしの向上、大田原ブランドの構築、地域グルメ等を活用した観光プログラムの開発、登録ＤＭＯの設置等により、魅力ある観光地づくりを進めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎広域連携による観光資源を活用した誘客の拡大
◎グリーン・ツーリズム事業の更なる推進
◎大田原ブランド認定制度の推進
◎地域グルメ等を活用した観光プログラム・特産品の開発
◎イベント等を活用した地域観光情報の積極的な発信
◎観光案内人の養成と拡充
○インバウンド対策の推進
◎登録ＤＭＯの設置

3－（20）－69．観光施設の整備

案内施設の更新と整備など、観光情報の一元化や発信の強化に努めるとともに、今後増加が見込まれるインバウンドに対応した情報発信整備を推進します。また、観光拠点施設の維持・補修や観光地へのアクセス性・周遊性の向上を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎情報発信施設の充実
○観光拠点施設の維持
○観光地へのアクセス性・周遊性の向上

3－（20）－70．広域交流事業の促進

アンテナショップを活用した地域情報の発信に努めるとともに、グリーン・ツーリズム事業など観光資源を活用した都市部との交流を促進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○アンテナショップの活用促進
◎観光資源を活用した都市部との交流促進

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
観光客入込数	2,325,921 人／年	3,500,000 人／年
観光協会ホームページアクセス件数	121,004 件／年	200,000 件／年
グリーン・ツーリズム交流人口（延べ人数）	795 人／年	10,000 人／年
大田原ブランド認定件数（累計）	22 件	30 件

基本計画【後期】

基本政策 4

いたわり、支えあい、すべての
市民が健康で安心して暮らせる
心のかよったまちづくり

基本政策 ４

いたわり、支えあい、すべての市民が健康で安心して暮らせる心のかよったまちづくり

若い世代の結婚希望がかなうまちづくりを進めるとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境、健康寿命の延伸、健康格差の縮小等、住民が主体的に取り組める健康づくりの環境が提供され、市民同士が支え合う保健・医療・福祉のネットワークが充実した自助、互助、共助、公助の取組がバランスよく展開するまちづくりを進めます。

（２１）　健康づくりの推進
（２２）　結婚支援と子育て支援の充実
（２３）　高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実
（２４）　障害者にやさしいまちづくりの推進
（２５）　地域福祉の充実と生活困窮者への支援の充実
（２６）　社会保障の充実

基本政策 4

4－（21）健康づくりの推進

現状と課題

- 本市では健康長寿都市推進事業として、健康セミナーを中心とした講演会の開催、広報等での周知によりライフステージに応じた健康づくりの普及啓発に取り組んでいます。
- 市民の健康づくりは、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築することが重要です。特に、肥満傾向にある子どもの増加が問題であることから、乳幼児期から学童期へと継続性を持たせた生活習慣の確立と小児生活習慣病の予防に取り組み、成人期から高齢期については、生活習慣病から健康障害を招くことで要介護状態に移行するリスクを減らすための取組を強化することが必要です。
- 健康寿命の延伸・健康格差の縮小を図るためには、生活習慣病の予防対策が重要であることから、特定健康診査等の受診割合を増やし、特定保健指導対象者や重症化予防対象者に対する保健指導を継続的に推進することが必要です。
- 行政と市民の協働により地域の健康課題を解決するために、健康づくりリーダー連絡協議会及び食生活改善推進委員協議会等が行う予防活動を支援することが必要です。
- 感染症予防対策としては、様々な感染症の発生状況をとらえるとともに、予防対策の普及啓発や予防接種事業を推進することが求められています。また、関係機関と連携し新型コロナウイルスをはじめとする感染症の発生に備えることや、市民への適切な情報提供を実施することが必要です。
- 医療供給体制の充実を図り、安心で良質な医療サービスを確保するためには、地域の診療所や病院、医師会などとの連携・支援が必要です。

施策の方向

市民の健康寿命を延ばすため、生活習慣病の発症と重症化を予防し、市民・関係機関・行政が連携し健康づくりを推進します。

また、食育の推進、運動の習慣化、適度な休養と適正飲酒等、健康づくりを積極的に支援します。

さらに、感染症予防対策の啓発に努めるとともに、予防接種事業を推進します。

集団健診会場

施策の展開と具体的な取組

4－（21）－71．健康づくりの推進

市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康診査の受診奨励により、各ライフステージに応じた健康づくりの推進に努めます。また、自治会等の地区組織と連携し、市民と協働の健康づくりを進めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○ライフステージに応じた健康づくりの推進
○健康診査の受診奨励
◎市民との協働による健康づくりの推進

4－（21）－72．予防対策の推進

生活習慣病予防の一環として、乳幼児から高齢者の健康診査の充実を図るとともに、重症化の予防に努めます。また、がん検診及び精密検査の受診率向上を図り、早期発見・早期対応に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎生活習慣病発症予防対策の充実
◎生活習慣病の重症化予防の推進
○ＣＫＤ（慢性腎臓病）の重症化予防の推進
○生活習慣病からの介護予防対策の推進
◎子どもの肥満・虫歯予防の推進
◎がん予防・早期発見対策の推進
◎がんの精密検査受診率の向上
○自殺予防対策の推進

4－（21）－73．感染症予防対策の推進

感染症予防対策の普及促進や予防接種事業の推進に努めるとともに、感染症発生時に対応する体制を整備します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎感染症予防対策の啓発及び体制整備
◎予防接種の実施

4－（21）－74．地域保健医療対策の推進

市民が身近なところで安心して良質な医療サービスが受けられるよう、地域医療の充実に努めます。また、地域の診療所や病院、医師会等との連携体制の充実を図るとともに、近隣市町との連携により、広域的な救急体制の充実に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○地域保健医療対策の充実
○広域的な救急医療体制の充実
◎地域の医師会等との連携体制の充実

施策の目標(指標)

指標名	現状値 （R2（2020））	最終目標 （R8（2026））
がん検診受診率	30.6 %	50.0 %
介護保険第２号被保険者の認定率	0.4 %	0.3 %

部門別計画

計画名	計画期間
第２次健康おおたわら 21 計画	平成 25（2013）年～令和４（2022）年
母子保健計画「愛あいプラン」	平成 29（2017）年～令和８（2026）年
第２期大田原市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成 30（2018）年～令和５（2023）年
第３期大田原市特定健康診査等実施計画	平成 30（2018）年～令和５（2023）年
新型インフルエンザ等対策行動計画	平成 26（2014）年～

新型コロナワクチン集団接種訓練

「新しい生活様式」の実践例

（1）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□人との間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。
□会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
□外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
□家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
□手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※　高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
□発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
□地域の感染状況に注意する。

（2）日常生活を営む上での基本的生活様式

□まめに手洗い・手指消毒　□咳エチケットの徹底
□こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）　□身体的距離の確保
□「３密」の回避（密集、密接、密閉）
□一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
□ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

（3）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

□通販も利用
□１人または少人数ですいた時間に
□電子決済の利用
□計画をたてて素早く済ます
□サンプルなど展示品への接触は控えめに
□レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

□公園はすいた時間、場所を選ぶ
□筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
　もしくは自宅で動画を活用
□ジョギングは少人数で
□すれ違うときは距離をとるマナー
□予約制を利用してゆったりと
□狭い部屋での長居は無用
□歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

□会話は控えめに
□混んでいる時間帯は避けて
□徒歩や自転車利用も併用する

食事

□持ち帰りや出前、デリバリーも
□屋外空間で気持ちよく
□大皿は避けて、料理は個々に
□対面ではなく横並びで座ろう
□料理に集中、おしゃべりは控えめに
□お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

□接触確認アプリの活用を
□発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（4）働き方の新しいスタイル

□テレワークやローテーション勤務　□時差通勤でゆったりと　□ オフィスはひろびろと
□会議はオンライン　□対面での打合せは換気とマスク

※　業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

基本政策 4

4－（22）結婚支援と子育て支援の充実

現状と課題

- 結婚する・しない、子どもを産む・産まないの自由など、結婚観は時代とともに変化し、夫婦、家族のあり方も様変わりしている現在、若い世代が自分の結婚観を見つめ直し、人生を創造する機会を設け、結婚問題に目を向ける働きかけを行うことが必要です。
- 少子化・核家族化が進行する中で育ってきた世代が親となり、地域社会のつながりが希薄化している現在において、子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や、子育てに関する不安や孤立感を抱えている親に対する親子交流の場の提供と相談に対する支援体制の充実が求められています。
- 子育て世帯への経済的支援の取組として、妊産婦医療費や不妊治療に対する助成をはじめ、こども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成等による支援、及び学校給食費の一部補助による支援を行っています。
- 保育環境の整備については、公立保育園の民営化と移設の際の定員増、小規模保育事業所の整備、幼稚園の認定こども園への移行による保育基盤の整備を進めてきました。今後は、少子高齢化が進む中での女性の社会進出や核家族化の進行による、将来的な保育需要を把握し、適正な供給調整を行うことが必要です。
- 家族、就労形態の多様化等による留守家庭児童の増加により、子どもたちが安全で快適に過ごせる放課後の居場所を確保することがますます重要になっています。
- 児童虐待の発生予防や早期発見及び適切な対応を図るため、関係機関との連携や地域社会への普及・啓発が必要です。また、養育支援を必要とする家庭を発見し、早期から適切な支援を行うことが必要です。

● 放課後児童クラブ利用児童数及び保育園等通園児童数

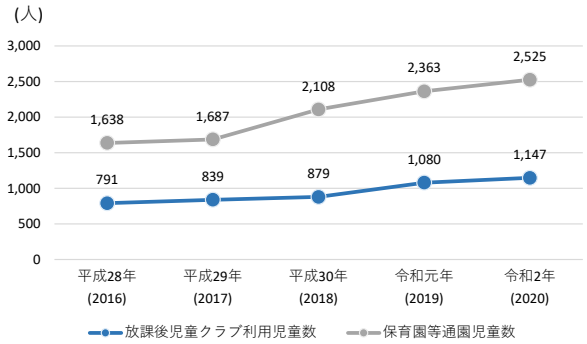

出典：保育課調べ

● 必要と思う少子化対策（上位回答項目）

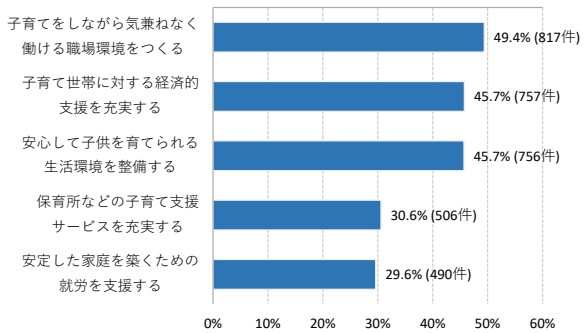

出典：大田原市市民意識調査（令和２（2020）年度）

施策の方向

結婚・子育てを前向きにとらえる意識を醸成し、特に若い世代の結婚や出産の希望をかなえることができる環境づくりを推進します。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を推進し、周産期医療と小児医療の充実、児童虐待の発生予防・早期発見に努めます。さらに、仕事と生活の調和の取れた社会環境を整えるためのワーク・ライフ・バランスを広く啓発するとともに、保育基盤の整備を推進し、健やかに子どもが育つ子育て環境づくりを推進します。

施策の展開と具体的な取組

4－（22）－75．若い世代への結婚支援

結婚に真剣に目を向ける働きかけを行うとともに、出会いの機会創出を支援し、出会いを仲介する人材を育成することで、市内における婚姻件数の増加を目指します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎出会いの機会創出への支援
◎出会いを仲介する人材の育成と支援

4－（22）－76．地域における子育て支援の充実

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に向けた対策として、子育て世代包括支援センター及び子育て支援情報の充実を図るとともに、乳児家庭全戸訪問等の支援に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎子育て世代包括支援センターの充実
◎乳児家庭全戸訪問の充実
◎子育て支援情報の充実
○子育て支援センターの充実
○地域子育てサービスの充実
○子育てに関する意識啓発
◎予防接種の推進
○子育て世代への食育の推進
◎思春期保健対策の充実
○小児医療体制の充実

4－（22）－77．子育てに関する経済的支援の充実

健康診査や予防接種等への各種助成や各種手当の充実を図るとともに、多子世帯への保育料軽減や学校給食費の一部補助を継続するなど経済的支援に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○多子世帯への保育料軽減（幼稚園含む）
○学校給食費の一部補助による支援
○各種健康診査、予防接種等の助成
○こども医療費、ひとり親家庭医療費、妊産婦医療費助成による支援
○不妊治療・不育症治療への助成

4－（22）－78．安心して育児ができる環境づくり

幼児の健やかな成長のために保育環境や子育て施設の充実を図るとともに、幼児が安心して屋外活動のできる環境の整備と交通安全教育の推進に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎保育環境の充実
◎子育てのための施設充実
○犯罪防止策の推進
○交通安全教育の推進
○安心して外出できる環境の整備

4－（22）－79．仕事と子育ての両立支援

子育て家庭を支援するため、保育サービス事業の充実、放課後児童の安全・安心な居場所の確保に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの啓発など子育てと仕事の両立支援に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎保育サービス事業の充実
◎放課後児童の安全・安心な居場所の確保
○父親の育児参加への推進
○育児休業制度の周知、推進
○ファミリーサポートセンター体制の充実

施策の展開と具体的な取組

４－（２２）－８０．要保護児童対策の充実

関係機関・地域との連携強化及び養育支援家庭訪問の充実により、児童虐待の予防・早期発見に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎児童虐待の予防・早期発見の推進
◎関係機関の連携強化
◎養育支援家庭訪問の充実
◎ひとり親家庭への支援

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
婚活マスターによる婚姻件数（累計）	14 件	24 件
ファミリーサポートセンター利用件数	450 件／年	570 件／年
乳児家庭全戸訪問実施率	93.4 ％	98.0 ％
学童保育館定員数	1,239 人	1,469 人
児童虐待対応の研修開催回数	１回／年	１回／年

部門別計画

計画名	計画期間
母子保健計画「愛あいプラン」	平成 29（2017）年～令和８（2026）年
子ども・子育て支援事業計画	令和２（2020）年～令和６（2024）年

学校給食

学童保育館（うすばアットホーム）

基本政策 4

4－（23） 高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実

現状と課題

- 団塊の世代が 75 歳を迎え後期高齢者になる令和 7（2025）年には、約３人に１人が高齢者となり、更に団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年には、高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い 85 歳以上人口の急激な増加が見込まれます。
- 令和 7（2020）年及び令和 22（2040）年を見据え、介護サービス需要の増加、ニーズの多様化による介護基盤・人的基盤の不足が危惧される中で、多種多様な主体によるサービス提供体制の整備が新たな課題となっています。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進によって、高齢者への切れ目ない支援が提供できる体制づくりが必要です。
- 地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させる「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施することで、地域の支え合い体制づくりの推進及び、要支援者等に対する効果的・効率的な支援が期待されています。
- 認知症対策については、認知症についての正しい理解を促進するとともに、認知症高齢者に対してやさしい地域づくりが求められています。
- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、在宅医療・介護サービスを一体的に提供することが必要です。
- 高齢者の社会参加については、多様なライフスタイルやニーズに応じ、介護予防拠点施設等を活用しながら様々な社会参加の重要性を普及・啓発することが必要です。
- 介護保険制度を維持し持続的に運営するためには、高齢者が介護保険の問題を自らの問題として認識し、介護予防への自主的な取組を推進するとともに、介護現場や地域における人材を確保することが重要となっています。
- 介護サービスの充実と質の向上のために、事業所実地指導の充実、給付適正化の推進、介護サービス事業者連絡協議会の支援等が必要です。
- 高齢者だけでなく、地域に暮らす全ての住民がそれぞれの役割を持って活躍できる「生涯活躍のまち」の取組を「地域共生社会※」の実現につなげることが必要です。

施策の方向

心豊かな健康長寿社会の実現のため、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生きがいと誇りを持ち自立した生活を送ることができるよう、自助・互助・共助を基に、地域において高齢者を支え合う体制づくりを推進するとともに、公助として福祉環境の基盤整備に取り組みます。

また、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が確保される「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

施策の展開と具体的な取組

4－（23）－81．地域包括ケアシステムの構築

高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○介護予防・日常生活支援総合事業の推進
◎生活支援体制整備事業の推進
◎認知症総合支援事業の推進
○安心生活見守り事業の推進
○高齢者福祉サービスの充実
◎在宅医療（在宅看取りを含む）・介護連携の推進

4－（23）－82．高齢者の健康と生きがいづくりの推進

就業機会の拡大や社会活動への参加などを促進し、高齢者の社会参加を支援します。また、高齢者の健康寿命を延ばすための支援を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎社会活動への参加促進
○介護支援ボランティアポイント制度の推進
◎シルバー人材センターへの支援
○就業機会の拡大への支援
○一般介護予防事業の充実

4－（23）－83．高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が安全で安心して生活することができるよう、住環境・交通環境の整備に努めます。また高齢者の虐待防止と早期発見など権利の擁護に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○自立支援や介護予防の理念・意識の共有
○高齢者にやさしい住環境の整備促進
○高齢者福祉意識の高揚の推進
◎高齢者福祉を支える人材の育成
◎高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

4－（23）－84．介護保険の適正運営

介護保険制度の維持と持続可能な運営のため、適正な事業所指定及び指導・監督を実施するとともに、介護給付の適正化を推進します。また、中長期的な視点に立ち被保険者の負担能力に応じた介護保険料の設定に努めるとともに、介護保険制度の市民への啓発に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○事業所指定及び指導・監督の強化
◎介護給付適正化事業の推進
○介護保険料の適正な算定
○介護保険制度の市民への啓発

4－（23）－85．生涯活躍のまちづくりの推進

高齢になっても元気でいきいきと生活できる「生涯活躍のまちづくり」を推進することで、共に支え合う地域づくりの醸成を図ります。また、地域の新たな担い手として市外からの移住者等も受け入れることで、地域共生社会の実現を目指します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○生涯活躍のまちづくりの推進
○健康づくりと高齢者福祉の連携

施策の目標(指標)

指標名	現状値 （R2（2020））	最終目標 （R8（2026））
安心生活見守り事業における見守り活動件数	91,666 件／年	98,000 件／年
介護支援ボランティアポイント制度（与ーいきいきメイト）登録者数	94 人	140 人
認知症サポーター数（累計）	14,013 人	16,400 人
シルバー人材センター会員数	292 人	328 人

部門別計画

計画名	計画期間
第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和元（2019）年～令和５（2023）年
高齢者福祉計画・介護保険事業計画 （あんしんプラン）第８期計画	令和３（2021）年～令和５（2023）年

シルバー人材センター会員の活動の様子

● 高齢化率

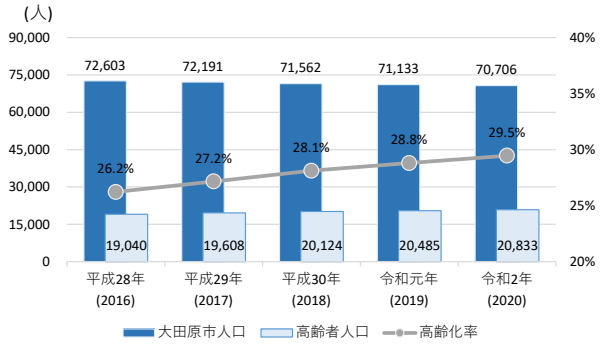

出典：高齢者幸福課調べ
（注）各年４月１日現在

● 安心生活見守り事業

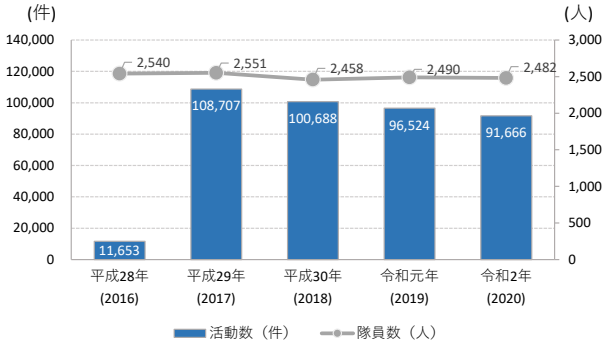

出典：高齢者幸福課調べ

● 認知症サポーター数

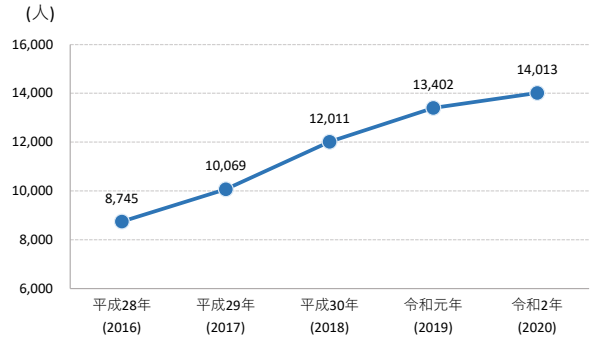

出典：高齢者幸福課調べ

● シルバー人材センター会員数

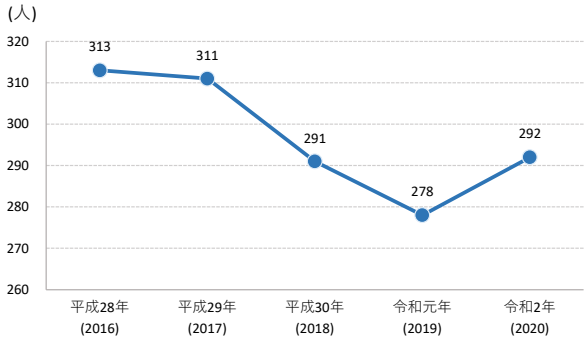

出典：高齢者幸福課調べ

● 介護支援ボランティアポイント制度（与ーいきいきメイト）登録者数

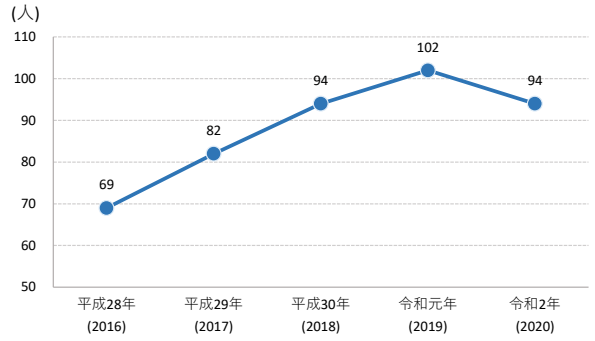

出典：高齢者幸福課調べ

基本政策 4

4－（24） 障害者にやさしいまちづくりの推進

現状と課題

- 障害者・障害児の相談支援事業については、平成 29（2017）年度より大田原市単独で実施し、より身近で充実した相談体制で進めています。
- 保健や医療、介護、まちづくりなどが連携して、障害者が地域の中で安心して、自立した生活を送れるよう環境整備を進めることが必要です。
- 障害者手帳所持者が年々増加している中、障害者への医療費の負担軽減を図るため、重度心身障害者医療費助成及び自立支援医療により医療費の一部を助成するなど、保健の向上、福祉の増進に向けた取組を進めています。
- 「地域自立支援協議会」を中心として取り組む、市内の障害者福祉に係るネットワークづくりや、情報発信については十分とはいえない状況です。今後は「地域自立支援協議会」の活動の充実を図り、障害者が地域の一員として社会活動に参加できる場を提供することが必要です。
- 意思疎通に支援が必要な、視覚、聴覚、言語及び知的障害者等に対しては、より容易に情報を取得できる方策を講じることが必要です。
- 障害者の移動手段の確保として、福祉タクシー券を交付することにより、外出する機会の増加や、社会参加の促進に向けた取組を進めています。

障害者相談支援事業相談件数

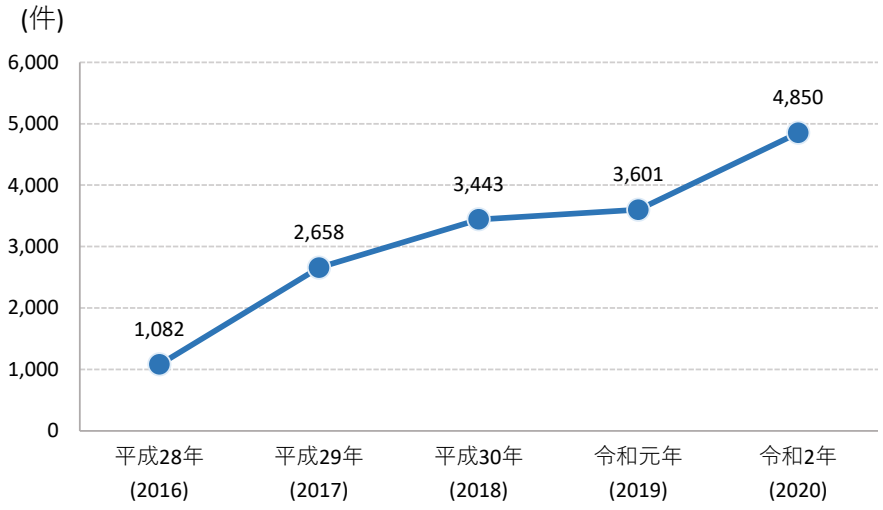

出典：福祉課調べ

施策の方向

障害者に対する正しい理解と認識を深め、安心して暮らせる環境づくりに努めるとともに、障害に配慮した情報の提供と相談体制の仕組みを整え、利用者本位のサービスの提供と就労支援強化を図ります。

施策の展開と具体的な取組

4－（24）－86．相談支援と情報提供の充実

障害者やその家族が身近な地域で必要な相談が受けられるよう支援体制の充実を図るため、「地域自立支援協議会」の活動の充実や情報発信の強化に努めます。また、権利擁護制度※及び成年後見人制度の周知に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○各種相談支援の充実
○情報提供の充実
○権利擁護・成年後見人制度の普及啓発

4－（24）－87．障害者福祉サービスの充実

障害福祉サービスや地域生活支援事業などの周知を図ります。また、事業所間のネットワークの構築により情報の共有化を図り、サービスの質の向上に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○介護・訓練給付等の充実
○日常生活を支える基盤の確保
○補装具等給付の充実
○地域生活支援事業の推進

4－（24）－88．障害者の保健・医療体制の充実

関係機関の連携による相談支援体制の充実を図るとともに、専門機関への迅速な情報提供体制を構築します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○自立支援医療給付の促進
○重度心身障害者医療費助成の充実
○療育体制の充実
○障害の予防・早期発見の推進

4－（24）－89．障害者の社会参加の推進

障害者一人ひとりに適した一般就労、福祉的就労への支援を行うとともに、雇用機会の拡大に取り組みます。また、障害のある人とない人の意思疎通を支援するための人材育成を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○地域移行・社会参加の推進
○就労支援の推進
○地域住民との交流の促進
○コミュニケーション支援の充実
○重度障害者等就労支援特別事業の検討

4－（24）－90．障害者にやさしいまちづくりの促進

様々な障害に対する相互理解を深めるため、学校・地域での福祉体験・福祉教育を行うなど、共生社会の形成に向けた障害者福祉や障害者差別解消に関する周知・啓発活動を促進します。また、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○障害及び障害者に対する正しい理解の促進
○公共施設等バリアフリー化の推進
○安心して外出できる交通環境の整備
○障害者福祉を支える人材の育成
◎障害者のための防災・防犯対策の充実
○障害者への差別解消に関する普及・啓発
○障害者への合理的配慮について、民間企業も含めて供与に関する周知の徹底

施策の目標(指標)

指標名	現状値 （R2（2020））	最終目標 （R8（2026））
居宅介護利用者数	82 人／年	89 人／年
共同生活援助利用者数	93 人／年	100 人／年
就労支援利用者数	267 人／年	322 人／年
児童発達支援利用者数	56 人／年	60 人／年
放課後デイサービス利用者数	133 人／年	155 人／年
障害者相談支援事業相談件数	4,850 件／年	5,500 件／年
障害者就労施設等からの優先調達実績	1,234,874 円／年	1,000,000 円／年

部門別計画

計画名	計画期間
障害者福祉計画・障害者福祉プラン　第５期計画	令和元（2019）年～令和５（2023）年
障害者福祉・自立支援プラン　第６期計画	令和３（2021）年～令和５（2023）年

地域自立支援協議会相談支援部会グループワーク

福祉ふれあいまつり展示会

思いやり駐車場（大田原市役所）

基本政策 4

4－（25） 地域福祉の充実と生活困窮者への支援の充実

現状と課題

- 「大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に掲げる「おたがいを　おもいやり　たのしくわらってくらせるまち　大田原」を目指し、平成 26（2014）年度に市内全地区の体制が整った「安心生活見守り事業」を推進するとともに、社会福祉協議会と連携し、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちおおたわら」を目指しています。
- 社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会連合会、福祉委員、大田原市ボランティア連絡協議会、事業者などと連絡・協調し、福祉サービスの向上を図ることが必要です。
- 国際医療福祉大学等関係機関との連携強化などにより、福祉サービスを適切に提供するために必要な福祉人材（ボランティア）の確保が求められています。
- 市民一人ひとりが、犯罪や事故、災害に対して不安を感じることなく安心して暮らすことができるよう、地域住民・事業所・企業・行政の協働による地域活動を推進することが必要です。また、子どもから高齢者まで、すべての人々がそれぞれの能力を生かし、自らの意志で社会参加し、住み慣れた地域で安全で安心な日常生活を送れる環境づくりを推進することが必要です。
- 年齢や障害の有無に関わらず、自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、横断的かつ包括的な相談・支援体制の整備と、福祉サービスの適正な提供に努めることが必要です。
- 生活困窮者に対する相談・就労支援を実施していますが、今後は自立に繋げるため更にきめ細やかな対応を図るなど、支援体制の充実が求められています。

施策の方向

だれもが安心して暮らせる地域づくりに向け、地域ボランティアやＮＰＯ等の主体的な活動を推進し、各種団体との連携及び基盤強化を図ります。

また、地域と学校との連携による福祉活動への理解と市民参加を推進します。

さらに、生活困窮者への早期の支援が求められる中、生活保護に至る前の生活困窮者への相談、自立支援に努めます。

障害のある方から学ぶふくし共育（福祉教育）

施策の展開と具体的な取組

4－（25）－91．地域福祉活動推進体制の整備

だれもが安全で安心して暮らせるまちの実現に向け、だれもが必要な福祉サービスを受けられるまちづくりを推進します。また、社会福祉協議会と連携し、情報発信の強化を図るとともに、地域での身近な相談支援事業を推進します。さらに、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を図り、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○総合的な福祉サービスの提供
○社会福祉協議会との連携
○地域福祉活動拠点の確保
○相談体制と情報提供の充実
○包括的な支援体制の整備
○地域共生社会の実現

4－（25）－92．地域福祉ネットワークの整備

地域に密着した福祉サービスを提供するため、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の強化を図ることで、専門機関への迅速な情報提供体制づくりを推進します。さらに、地区社会福祉協議会の活動を支援するとともに、市内全域での安心生活見守り事業を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○保健・医療・福祉の連携強化
◎福祉ボランティア等の人材育成と活動支援
○地区社会福祉協議会等の活動推進

4－（25）－93．バリアフリーのまちづくり

公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、情報提供のバリアフリー化の推進を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○福祉意識の啓発
○公共施設等バリアフリー化の推進
○権利擁護制度の充実
○情報提供のバリアフリー化の推進

4－（25）－94．生活困窮者への支援の充実

生活保護に至る前の生活困窮者への相談、自立・就労支援の充実に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○生活困窮者への相談支援の充実
○生活困窮者への自立・就労支援の充実
○生活困窮者への調査・点検の強化
○生活困窮者への生活環境の整備

施策の目標(指標)

指標名	現状値 （R2（2020））	最終目標 （R8（2026））
民生・児童委員、主任児童委員相談件数（注）	992 件／年	1,200 件／年
社会福祉協議会登録ボランティア団体数	139 団体	150 団体
生活困窮者支援相談受付件数（注）	79 件／年	90 件／年
就労支援により就職した生活困窮者	20 人／年	28 人／年

（注）相談件数を増やすことが目標ではありませんが、必要としている人に希望するサービスを提供できる体制を目指すための指標として設定しました。

部門別計画

計画名	計画期間
第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画	令和元（2019）年～令和５（2023）年

フードバンク配布会（ボランティア活動）

バリアフリー化された道路（中央通り）

見守り隊員の声かけ訪問

おしゃべりのできる楽しい通いの場

基本政策 4

4－（26） 社会保障の充実

現状と課題

- 国民健康保険は、国民皆保険制度の理念に基づき、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献していますが、被保険者の年齢構成や所得の差異による構造的問題を抱え、財政運営は困難な状態が続いています。このため、平成 30（2018）年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、市町は納付金算定に向けて県と情報を密に共有しつつ納付金額に応じた税率等を算定しています。被保険者数の減少と一人当たりの医療費が増加する中で、安定的な財政運営のため、税率と納付金などの中長期定的なバランスを保つことが課題となっています。
- 特定健康診査等の保健事業は、治療中の者及び 40～50 歳代の受診率が低迷していることや、新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えなどの理由により受診率が低下傾向にありますが、ニーズの多様化に合わせWEB 予約やコールセンター予約を取り入れ、さらに未受診者勧奨を行うなど、受診率向上を目指した事業を展開しています。また、保健事業を充実させるため、集団健診に加え、人間ドック後に特定保健指導を実施するなど生活習慣病の早期発見や重症化予防に努めています。
- 高齢化率が上昇する中、後期高齢者医療制度を持続可能なものとするため、運営主体である後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の抑制や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進し、制度を支える現役世代の理解を得ることが重要な課題となっています。
- 国民年金事務は法定受託事務であり、日本年金機構との協力、連携のもと、年金制度の相談や届出業務がスムーズに実施できるよう被保険者、受給者等の利便性向上に努めています。
- 令和 3 年度中にマイナンバーカードの保険証利用が開始となりますが、普及率は全国的に低迷しており、本市においても同様の現状となっています。今後、マイナンバーカードの汎用性の高まりが予想されることから、活用できるメリットを周知し、普及を促進することが課題となっています。
- 生活保護については、保護が必要な困窮世帯に対して確実に保護を実施するとともに、世帯の状況に応じた支援により、自立助長を図ることが必要です。

国民健康保険被保険者数（年度平均）

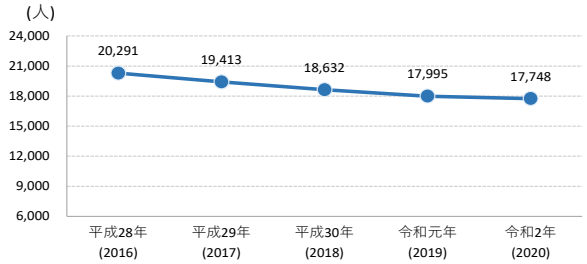

出典：国民健康保険事業年報

特定健診受診率

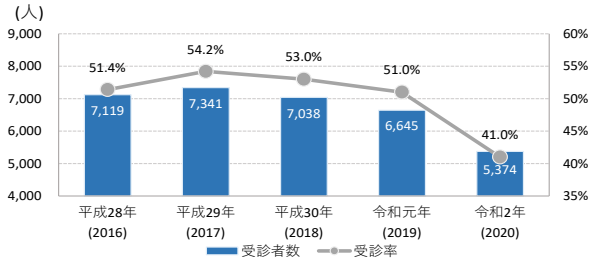

出典：特定健康診査等実施状況に関する結果報告（法定報告）
（注）令和２（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響による健診回数減少のため受診率が低下。

施策の方向

持続可能な医療保険制度を構築するため、県が財政運営の責任主体となる国民健康保険制度の安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を推進するとともに、新制度への円滑な移行ができるよう、周知、広報を継続します。

また、後期高齢者医療制度及び国民年金制度の周知を図るとともに、生活保護受給世帯の支援と自立助長を図ります。

施策の展開と具体的な取組

4－（26）－95．国民健康保険事業の適正運営

特定健康診査・特定保健指導の受診率（実施率）向上を目指し、人間ドック事業等を展開することにより、生活習慣病をはじめとする被保険者の健康増進に努め、医療費適正化及び国保財政基盤の強化を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○国民健康保険の健全運営
◎特定健康診査・特定保健指導の受診率（実施率）向上
○適正な医療の確保
○国民健康保険制度の市民への啓発

4－（26）－96．後期高齢者医療制度の啓発

後期高齢者医療制度への理解の向上を図るため、周知・広報活動や相談体制の充実を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○後期高齢者医療制度の市民への啓発

4－（26）－97．国民年金制度の啓発

国民年金制度への理解の向上を図るため、周知・広報活動や相談体制の充実を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○国民年金の相談業務の充実
○国民年金制度の市民への広報
○国民年金適用対策の推進

4－（26）－98．生活保護制度の適正実施

就労自立促進事業を活用し、生活保護受給者の経済的自立に向けた就労相談支援の充実を図ります。また、ケースワーカーによる細やかな相談支援により、生活保護受給者の自立助長を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○生活保護世帯への就労支援の充実
○生活保護世帯への相談支援の充実

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
特定健康診査の受診率	40.2 %	60.0 %
特定保健指導の実施率	50.7 %	60.0 %
就労支援により就職した生活保護受給者数	13 人／年	23 人／年

部門別計画

計画名	計画期間
第３期大田原市特定健康診査等実施計画	平成 30（2018）年～令和５（2023）年
第２期大田原市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成 30（2018）年～令和５（2023）年

基本計画【後期】

基本政策 5

市民にひらかれた安全で安心な明るい地域をともにつくるまちづくり

基本政策 5

市民にひらかれた安全で安心な明るい地域をともにつくるまちづくり

市民のだれもが防災・防犯意識を高く持ち、緊急時にも適切に対応できる体制を強化することにより、安全な環境を自らが守る安心なまちづくりを進めます。

また、市民一人ひとりが人権を守り尊重し合い、まちづくりに参加し、行政運営に参画できるまちづくりを進めます。

（２７）　防犯体制と対策の充実
（２８）　防災体制の充実
（２９）　交通安全対策の推進
（３０）　消費者保護対策の充実
（３１）　市民参加行政の推進
（３２）　広報広聴活動の充実
（３３）　自治会・コミュニティの活性化
（３４）　人権尊重意識の普及と高揚
（３５）　男女共同参画の推進

基本政策 5

5－（27） 防犯体制と対策の充実

現状と課題

- 本市では平成 28（2016）年２月からメール配信サービス「よいちメール」の運用を開始し、防犯・防災情報をタイムリーに配信しています。
- 地域の安全・安心は地域住民が自らの手で守るという基本的な考えから、自治会単位の自主的な防犯組織の設立や自主防犯団体の活動用品の支援、登下校時の見守り活動の推進、「あんしん家」プレートの掲示による通学時の安全確保等、地域防犯ネットワークの構築を推進することが必要です。
- 夜間における犯罪抑止及び児童等の下校時における通学路の安全を確保する観点から、人の行動を視認できる防犯灯の整備は必要となっており、自治会からの要望を踏まえて、実情に見合った適切な配置と適正な管理が求められています。
- 高齢者等を対象とする悪質で巧妙化する振り込め詐欺被害をはじめとした特殊詐欺※被害を防止するため、広報啓発活動の充実が必要です。

よいちメール登録者数

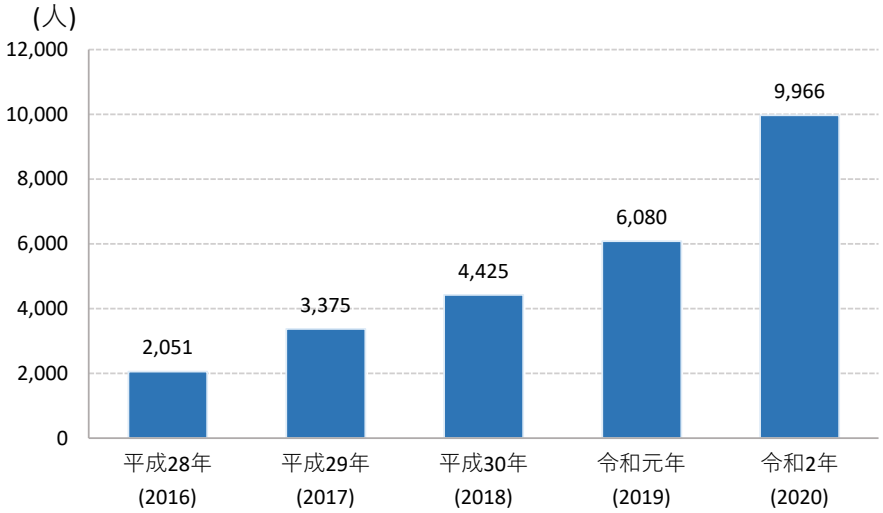

出典：情報政策課調べ
（注）各年年度末データ

施策の方向

防犯団体と連携し広報啓発活動を実施するとともに、自主防犯活動の円滑な取組に向けた支援を行うことで、安全で安心なまちづくりを推進します。

また、高齢者等が特殊詐欺被害等の犯罪に遭わないよう、その対策の充実を図ります。

施策の展開と具体的な取組

5－（27）－99．地域での犯罪抑止活動の推進

地域の安全は地域で守るため、自治会単位の自主防犯組織の設立支援に努めるとともに、地域防犯ネットワークの構築を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎自主防犯組織の活動支援
◎地域防犯ネットワークの推進
○市民、警察、行政等、関係団体の連携
○防犯パトロール実施事業

5－（27）－100．防犯意識の高揚

市民に対する防犯の必要性や防犯知識についての普及・啓発を図るため、防犯教育を推進します。また、高齢者に対し、振り込め詐欺等の手口を周知し、注意の喚起に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎防犯意識の啓発
○防犯教育の推進
◎防犯に関する情報提供の充実

5－（27）－101．防犯環境の整備

犯罪の発生を未然に防止するため、防犯に配慮したまちづくりに努めます。また、夜間における犯罪抑止及び児童等の通学路の安全確保のために必要な箇所への防犯灯の設置と適正な管理に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎防犯灯の適切な設置・管理
○各組織・団体等との連携
○防犯相談業務の強化
○青少年健全育成のための有害環境の浄化
◎大田原市防犯協会との連携強化

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
市内の刑法犯罪発生件数	235 件／年	100 件／年
防犯講話及び広報実施回数	1 回／年	10 回／年

部門別計画

計画名	計画期間
安全で安心なまちづくり基本計画	平成 19（2007）年～

基本政策 5

5－（28）防災体制の充実

現状と課題

- 平成 23（2011）年３月に発生した東日本大震災において、本市は最大震度６強の激震にみまわれ、一般家屋や家財、ライフライン等に過去に例を見ないほどの被害を受けました。また、近年、数十年に一度と言われる大雨が日本の各地で発生するようになっています。本市においても、令和元（2019）年東日本台風（台風第 19 号）により、蛇尾川堤防の決壊や浸水等の被害を受けました。災害はいつでもどこでも起こりうることを念頭に置き、国や関係機関等と連携を図り、更に防災・危機管理体制を強化していくことが必要です。
- 市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止められるよう、関係機関との連携により防災意識の高揚に努めるとともに、持続可能な防災体制を確保することが必要です。
- 令和 2（2020）年度末の自主防災組織数は 169 自治会のうち 125 自治会で組織化されています。今後は市内全自治会での組織化が必要です。また、災害時において、高齢者や障害者などの避難支援が必要な避難行動要支援者に対し、互助・共助による避難支援体制の整備を図ることが必要です。
- 常備消防の充実を図るとともに、消防団員の確保や消防団の充実を図り、火災及び災害に備えることが必要です。
- 平成 30（2018）年度に完成した本庁舎が、大地震発生時等にも行政機能を継続維持できるよう、免震耐震設備の定期的な診断や適正な維持管理を続けることが必要です。
- 交通事故の多発、救急患者の増加などにより救急車の出動件数が増加しており、救急救命士養成等の高度な救急業務や、救急車とドクターカー※との連携による迅速な救命措置が求められています。
- 万一、武力攻撃や大規模テロなど、住民の生命、身体及び財産を脅かす事態が発生した場合に、市がとるべき対応を定めた「大田原市国民保護計画」を市民に周知することが必要です。

火災発生件数

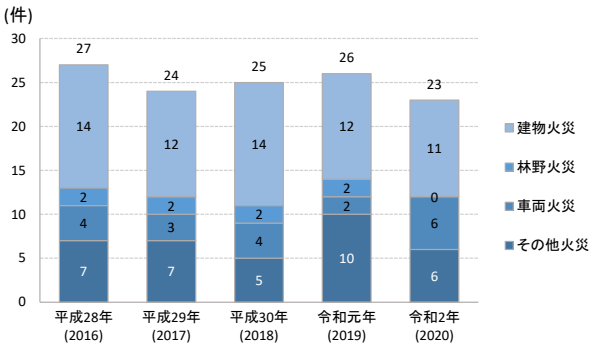

出典：那須地区消防組合調べ

救急車出動件数

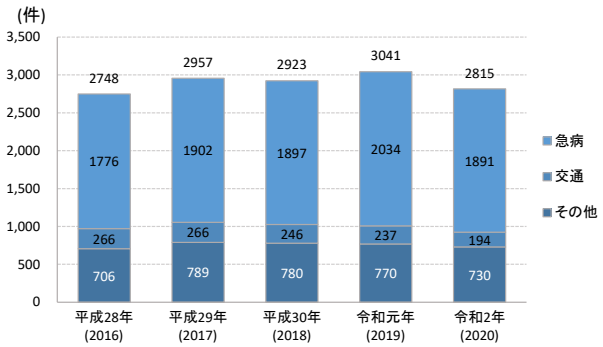

出典：那須地区消防組合調べ

施策の方向

自主防災組織の市内全域での設立を目指すことで自主防災体制の充実を図るとともに、災害時における情報などを迅速かつ正確に市民へ伝達するため、情報伝達体制の構築に取り組みます。

また、地域防災計画を適宜見直し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の展開と具体的な取組

5－（28）－102．減災に向けた対策の充実

市民の防災意識の高揚を図り、災害に対する自助・互助・共助を啓発するとともに、市内全自治会での自主防災組織の組織化を推進します。また、防災行政無線システムの適正な維持管理・運用に取り組むとともに、物資や資機材等の計画的な備蓄に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎市内全自治会に自主防災組織の組織化推進
○防災行政無線システムの適正な維持管理・運用
◎食料・物資・資機材の計画的な備蓄
○災害時に備えた各種訓練の実施
○避難行動要支援者対策の充実
○災害危険箇所対策の充実

5－（28）－103．災害応急対策の充実

情報の収集・伝達、通信確保の強化や避難対策の充実を図り、災害に応じた活動体制を確立するとともに、保健衛生、医療救護体制の整備や相互応援協力、派遣要請体制の確立を図り、速やかな応急体制の整備に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎避難対策の充実
◎地域防災のリーダーとなる防災士の養成
◎相互応援協力及び派遣要請体制の充実
◎災害発生後に必要な生活必需品等の調達供給体制の構築
○生活基盤の速やかな復旧体制の整備

5－（28）－104．消防力の充実強化

消防団員の確保と教育訓練に努め、消防団の充実・強化を図るとともに、消防施設や装備の充実を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎地域防災の中核を担う消防団員の確保と教育訓練
○消防施設の整備と装備の充実

5－（28）－105．本庁舎の維持

本庁舎は本市の災害対策本部として位置づけられており、有事において本庁舎を中枢拠点とし迅速な復旧活動が求められるため、免震・耐震機能を含めた設備の適切な維持管理に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎庁舎の免震・耐震設備の定期的診断と適切な維持管理

5－（28）－106．防災体制の充実

地域防災計画を適宜見直し、総合的な防災体制の整備に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎地域防災計画に基づく安全・安心なまちづくりの推進

5－（28）－107．救急救助体制の充実

初期救急・救護活動の強化や応急手当の普及・啓発などにより、救命活動の充実を図るとともに、医療機関との連携強化や消防防災ヘリコプターの活用、消防相互応援の実施などにより、救急・救助体制の強化に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○実施体験を通した救急技術の向上
○救急救命の普及と啓発
○救助体制の充実
○医療機関との連携強化

施策の展開と具体的な取組

5－（28）－108．国民保護体制の充実

避難や救助などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護計画の啓発に努めるとともに、関係機関との連携強化等により必要な組織及び体制の整備に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○国民保護計画の啓発
○情報の収集と伝達に係る訓練と通信設備の充実
○関係機関との連携強化

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
自主防災組織数（自治会数）	125 自治会	169 自治会

部門別計画

計画名	計画期間
地域防災計画	令和３（2021）年～
国民保護計画	令和３（2021）年～
水防計画	令和３（2021）年～

操法競技会

令和元年の東日本台風（台風第 19 号）による被害

基本政策 5

5－（29） 交通安全対策の推進

現状と課題

- 本市は交通事故死者に占める高齢者の割合が高く、超高齢社会の進行に伴い、今後ますます高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が犠牲となる事故を一件でも減らすことはもとより、高齢者が当事者となる悲惨な事故を起こさせないため、だれもが安心して暮らせる道路交通環境の整備を行うことが必要です。
- 「生活道路では人が優先」の考えのもと、通学路等において、歩行者や自転車利用者を事故から守るために、本市、警察、教育委員会、学校、PTA、自治会、道路管理者等と連携し、必要に応じて危険箇所への交通安全施設の設置・修繕を行い、整備後においても適切な維持管理が求められています。
- さらに、広く市民に対して、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、本市、県、警察、学校や関係機関・団体、市民と連携し、交通安全市民総ぐるみ運動を通じて、市民一人ひとりに交通安全意識の普及啓発を図ることが必要です。
- 自転車事故が増加する中で、自転車利用者が事故の加害者となった高額賠償請求の事例が発生しており、被害者救済の観点から、損害賠償責任保険等加入の普及啓発を推進する必要があります。

交通事故発生状況

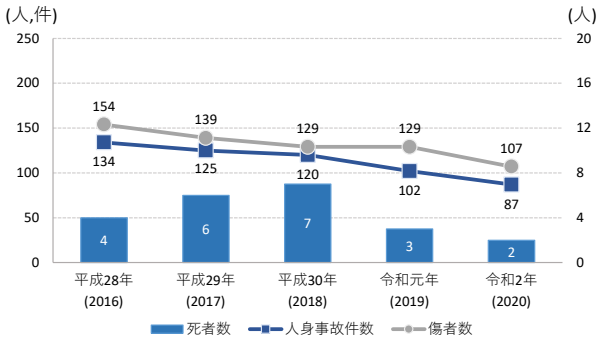

出典：栃木県警察調べ

自動車保有台数

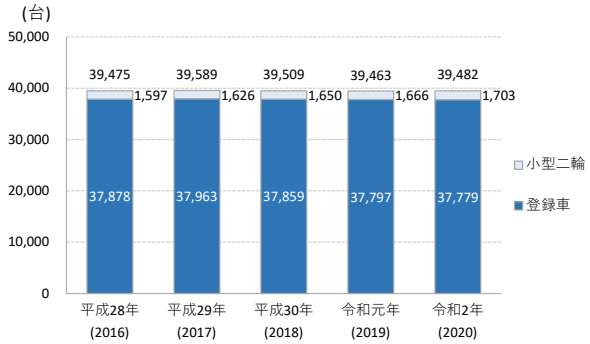

出典：関東運輸局調べ

施策の方向

市民総ぐるみの交通安全運動などにより、関係機関と連携した交通安全思想の普及、啓発を推進します。

また、市民一人ひとり、特に子どもや高齢者の交通安全意識を高めるため、交通安全教室を継続して実施するとともに、自転車利用者や歩行者の安全を守るなど、地域の事情に応じた交通安全施設整備を推進します。

施策の展開と具体的な取組

5－（29）－109．交通安全意識の普及啓発

交通安全意識と交通マナーの向上に努め、学校・職場・地域・家庭・各組織に、有効な交通安全教育を展開します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎交通安全教育の推進
◎交通マナーの向上
◎交通安全運動の推進
○交通安全関係団体の活動支援
○安全運転教育の推進

5－（29）－110．道路交通環境の整備

交通事故多発地点や通学路、その他緊急に交通安全を確保する必要性がある道路について、交通安全計画に基づき、各種交通安全施設整備の充実を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎交通危険箇所の改善
○交通安全施設の整備
○駐車場・駐輪場の利用促進

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
交通事故発生件数（注）	87 件／年	90 件／年
交通事故死亡者数（注）	2 人／年	3 人／年
交通事故負傷者数（注）	107 人／年	100 人／年
交通教育指導員による交通安全教室受講者数	1,322 人／年	4,200 人／年

（注）１月～１２月までの数値

部門別計画

計画名	計画期間
第 11 次大田原市交通安全計画	令和３（2021）年～令和７（2025）年

交通安全教室

基本政策 5

5－（30）消費者保護対策の充実

現状と課題

- 消費者安全法の改正に伴い、消費者の自立支援や被害の未然防止体制の拡充に加え、消費生活センター相談員の知識・技術の向上を図るための体制づくりが必要です。
- 消費生活相談については、相談内容の多様化により幅広い知識を要します。さらに、相談内容は年々複雑化し、１件あたりの相談対応期間が数ヶ月に及ぶこともあります。また、消費者基本法に基づく消費者教育の推進を図る必要があるなど、相談員の負担は年々増加しています。
- 高齢者を狙う詐欺行為や悪質商法が増加しているため、高齢者等見守り組織との連絡体制を確立するなど連携を強化し、高齢者が巻き込まれやすいトラブルを未然に防ぐ取組を進めることが必要です。
- 複雑化している消費生活問題に自主的に取り組む消費者団体の育成と支援が必要です。
- 成年年齢を引き下げる民法改正やインターネットの普及に伴い、青少年が事件・事故に巻き込まれる被害が増加しています。各家庭・学校・地域と連携し、青少年の被害を防止する啓発活動が必要です。

啓発活動実施回数

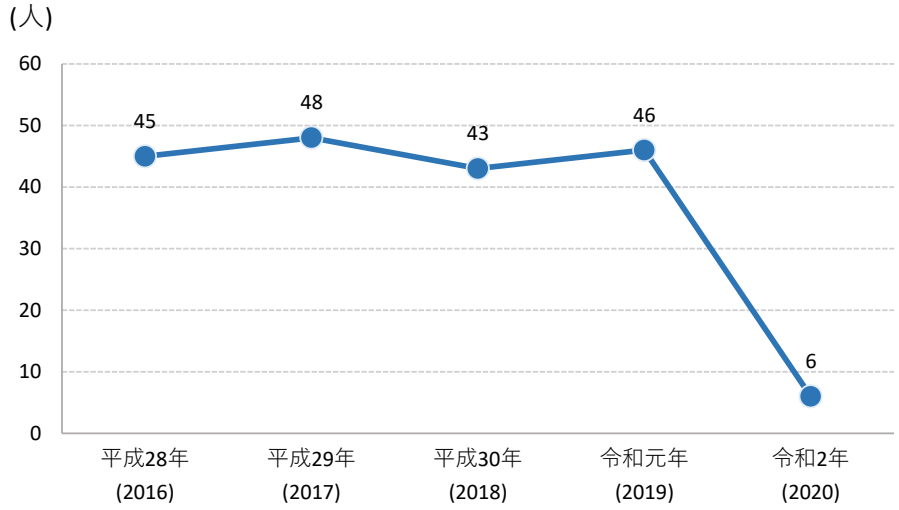

出典：生活環境課調べ
（注）令和２（2020）年は新型コロナウイルス感染症の影響により啓発活動の実施回数が減少。

施策の方向

消費者トラブルを未然に防ぐために、消費生活に係る啓発活動の充実と、関係機関、消費者団体と連携した相談体制の充実を図ります。

また、消費者の安全・安心を確保するための情報提供に努めるとともに、特に、高齢者が巻き込まれやすいトラブルを未然に防止するため、高齢者等見守り組織との連携を強化します。

施策の展開と具体的な取組

5－（30）－111．消費生活相談の充実

関係機関との連携と情報交換により、消費生活相談体制の充実・強化を図ることで、消費者の自立支援や消費者被害の未然防止に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○消費生活相談体制の充実・強化
○関係機関との連携と情報交換による相談体制の充実

5－（30）－112．啓発活動の強化

消費者被害の未然防止のため、消費生活センター相談員等による啓発活動の強化を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○消費生活センター相談員等による啓発活動の強化

5－（30）－113．消費者の自立支援

消費者の自立を促すため、詐欺被害等に関する情報提供の推進、高齢者等見守り組織や市内学校との連携による啓発活動の充実・強化に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎消費者の自立を促すための啓発と相談事業の充実
○詐欺被害等に関する情報提供の推進
○高齢者見守り隊組織との連携による啓発の強化
○市内学校との連携による啓発の強化

5－（30）－114．消費者団体の活動促進

消費者団体の育成・活動支援に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○消費者団体の活動支援

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
市民への啓発活動実施回数	4回／年	50回／年
高齢者見守り隊との連携講座等	0回／年	12回／年
市内学校との連携講座等	2回／年	5回／年

5－（31）市民参加行政の推進

現状と課題

- 本市は、平成 26（2014）年４月に大田原市自治基本条例を制定しました。行政サービスへの市民ニーズが高まる中、市民が自治や市政に積極的に参加し協働してこそ、自ら責任を持ち、地域が自主的かつ自立的に決定していく地方自治を実現できるとしています。
- 地域におけるＮＰＯや市民活動、ボランティアなどの社会貢献活動を行う個人の支援や、団体と連携を図るために、運営のサポートを行える人材の育成が必要です。
- 公民連携により、民間の能力やノウハウを取り入れる試みが日本各地で行われていますが、民間と行政とが目的を共有し、お互いのメリットを享受し、互恵的な関係を構築することが必要です。そこで、地域の企業、金融機関、大学、行政等が意見を自由に交換できる場の整備が求められています。
- 市民活動を推進していくためには、若者の協働のまちづくりの意識啓発が必要です。若者の意向を把握するとともに、若者の提案を実現させるための取組が求められています。大学生とも連携を図り地域活動をとおして世代にとらわれない交流を進めていくことで、市民全体の協働意識を高めることが必要です。
- 行政運営参加への手段である選挙ですが、国政選挙・地方選挙ともに投票率の低下が問題となってから久しく、若い世代の選挙離れや政治への無関心への対策が必要です。インターネットによる選挙運動解禁や選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、学校で行う主権者教育の支援やＳＮＳ等の活用により、選挙がより身近なものになるような取組を推進することが必要です。また、市議会では、議会基本条例に基づき市民に開かれた議会と一層の議会改革を推進し、議会活性化及び市民参加を推進する議会の実現を目指した取組を進めています。

市民活動への参加経験

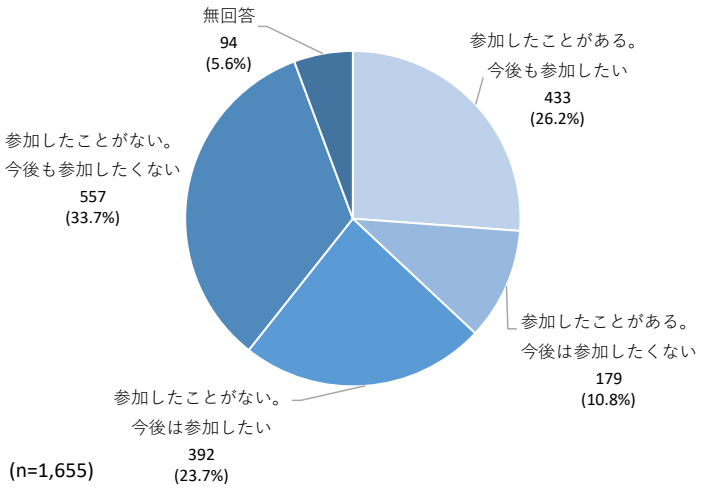

出典：大田原市市民意識調査（令和２（2020）年度）

施策の方向

市民が地域社会の主役として、自治や市政に積極的に参加するよう自治意識の醸成に努めます。

また、市民と行政とが互いに認め合い、支え合う協働の体制づくりを推進するとともに、ボランティア団体、ＮＰＯ等の市政参画を促進し、意思や意向を施策に生かせる体制づくりを推進します。

施策の展開と具体的な取組

5－（31）－115．協働のまちづくりの推進

ボランティア団体、ＮＰＯ等の活動支援に努めるとともに、協働推進を担う人材の確保に努めます。また、ＰＰＰ※事業の推進により協働の場や機会づくりに努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎ボランティア、ＮＰＯ等の活動の支援
◎協働の場や機会づくりの推進
◎大学生による地域貢献活動の推進
◎協働推進を担う人材の確保・育成
○社会貢献活動を進める環境づくりの推進

5－（31）－116．市民参画の推進

各種審議会への公募委員の積極的な参加を促進するとともに、ボランティア団体、ＮＰＯ、市民団体等が市政参画できる体制の整備に努めます。また、大田原市自治基本条例の理念に基づき、議会との連携により、市民参加・市民協働による自治を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○各種審議会委員への公募の推進
○自治基本条例に基づく自治の推進
◎ボランティア団体、ＮＰＯ等が市政参画できる体制の整備
○市議会との連携による市民参加の促進
◎SNS 等の活用による新たな選挙啓発の取組の推進

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
市民活動に参加したことがある割合 （注）市民意識調査結果	37.0 ％	50.0 ％
公募による委員がいる審議会数	２件	４件

大田原市総合計画審議会

5－（32） 広報広聴活動の充実

現状と課題

- 市民協働によるまちづくりを進めるためには、自治体が周知したい情報だけを発信するのではなく、「政策の実現に効果的な広報」、「住民の『知りたい』に応える広報」、「自治体の魅力を発信する広報」などの目的に合わせて、広報のあり方も変化することが求められています。
- 広報事業については、広報「おおたわら」を通じての情報提供に加え、ホームページやＳＮＳ、新聞、テレビ、ラジオ放送等の手段により情報発信を行っています。
- どんなにすばらしい事業やイベントを実施しても、それが相手に伝わり興味を持って参加してもらえなければ、施策の効果は大きく減少することから、今後は情報提供の内容の更なる充実と、より効果的な手法により情報を発信することが必要です。
- 市民と行政が意見交換や情報の共有を図れるようなシステムの整備が求められています。
- 市民協働のまちづくりを進めるためには、市の施策や制度の策定に当たり、あらかじめ市民の意見を聞く「パブリックコメント※」を適切に実施していくことが必要です。また、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組めるような仕組みづくりと、庁内組織の横断的協働体制の構築が課題です。

行政への関心の程度

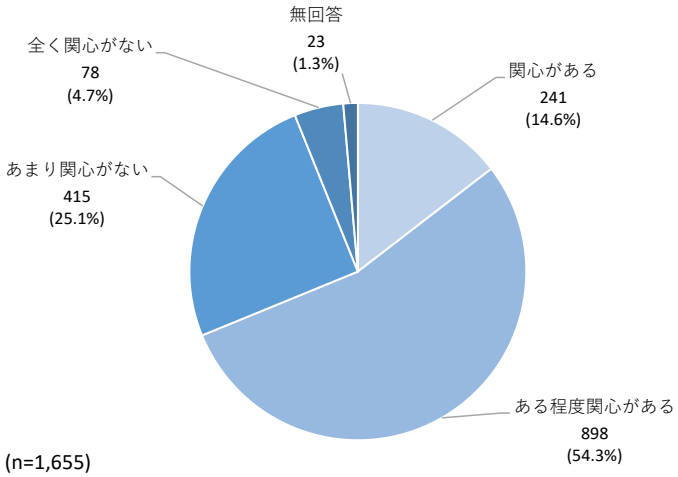

出典：大田原市市民意識調査（令和２（2020）年度）

施策の方向

市民の意見やニーズを的確に把握し、市政に反映させるため、市政に関する懇談会やパブリックコメント等を実施し、市民が行政に積極的に参加できる体制づくりを推進します。

また、広報広聴活動を通じて市民への積極的な情報提供に努めます。

施策の展開と具体的な取組

5－（32）－117．市民への行政情報の提供

市民と行政の相互理解と信頼を深めるため、各種情報媒体を活用した効率的・効果的な行政情報の提供に努めるとともに、外国人向けの行政情報提供の充実を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎各種情報媒体を有効に活用した行政情報の提供
○外国人向けの行政情報の提供
○各種広報活動の充実
○オープンデータ※の推進

5－（32）－118．市民の声の把握

市民の意見やニーズを的確に把握し市政に反映させるため、市政懇談会やパブリックコメントの実施により、市民と行政の対話の場を提供します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎市と市民の対話づくりの推進
○パブリックコメント制度の充実
○市政懇談会の開催

5－（32）－119．魅力ある地域情報の発信

本市の魅力やブランドイメージを積極的に伝えるため、各課と連携した情報発信体制の強化を図るとともに、各種情報媒体を活用した地域情報の発信に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎各種情報媒体を有効に活用した地域情報の発信
◎各課と連携した情報発信体制の強化

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
「市政への関心」がある市民の割合 （注）市民意識調査結果	68.9 %	75.0 %
よいちメール登録者数	9,966 人	15,000 人

市政懇談会

5－（33） 自治会･コミュニティの活性化

現状と課題

- 地域のコミュニティ活動は、自治会を中心として防犯・防災をはじめ環境保全など、住民生活に直結する地域の課題に取り組んでいますが、市民のライフスタイルや家族構成の多様化に伴い、自治会の加入率は減少傾向をたどっています。特に、若い世代は日中が仕事などで忙しいため、時間的に自治会活動に参加しにくいことや、高齢者の比率が高い中山間部などの地域においては、自治会の運営や互助活動を高齢者に頼らざるを得ない状況にあります。
- 自治会の加入率が減少傾向をたどる中、自治会を中心とした地域のまちづくり活動を一層活発にするためには、自治会活動の見直しを行い、特定の個人・世代に負担の偏りがない新たな自治会の在り方を模索する必要があります。
- 親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通する課題をみんなで協力して解決し、安全安心に暮らせる地域社会を築くことが必要です。
- 近年、地縁的によるつながりだけでなく、地域の垣根を超えて同じ課題・目的を持った新しい形態のコミュニティ活動も芽生え始めています。今後はこれらの活動を注視するとともに、従来のコミュニティの中から活動の中核を担う人材の育成を支援し、各団体間の連携を図り、地域活動を活性化することが求められています。

自治会加入率

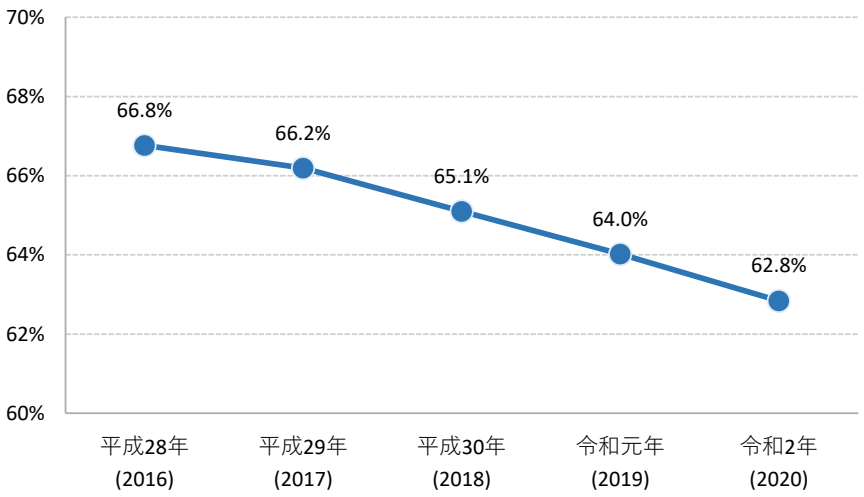

出典：政策推進課調べ

施策の方向

市民が地域の中で安心して暮らせるよう、自治会やコミュニティ組織の運営及び連携を支援します。

また、市民が自ら行う地域活動を支援するとともに、中山間地域等における集落機能の補完や活力あるコミュニティの再生に向けた取組を推進します。

施策の展開と具体的な取組

5－（33）－120．地域コミュニティ活動の活性化

自治会の役割や有効性を明確にし、自治会加入促進を図るとともに、運営・活動の支援に努めます。また、地域社会の課題解決のため、コミュニティ活動を促進する人材の育成に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎自治会活動への支援及び自治会加入推進
◎地縁を生かした地域活動の充実
◎地域ネットワーク組織化への支援
○自治会間の連携強化
○コミュニティ意識の啓発
○組織運営・活動の支援
◎コミュニティ活動を促進する人材の育成
◎地域・世代を越えた市民活動の推進

5－（33）－121．コミュニティ活動拠点の整備

地域特性や活動状況に対応した活動の拠点となる施設の充実を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○コミュニティ活動施設の充実
○ＩＣＴを活用したコミュニティの推進

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
コミュニティの活性化に対する満足度 （注）市民意識調査結果	18.3 ％	20.0 ％
自治会の加入率	62.8 ％	63.0 ％

自治会活動（大田原屋台まつり）

基本政策 5

5－（34） 人権尊重意識の普及と高揚

現状と課題

- 大田原人権擁護委員協議会との連携のもと、人権に関する相談窓口として特設人権相談所を毎月開設するなど、精力的に人権擁護活動を実施しています。
- 市内小中学校においては、「人権教育」及び「人権の花」運動により、命の大切さや思いやりの心を養い豊かな人権意識を身につける活動を行っています。
- 児童虐待やＤＶは重大な人権侵害であり、さらに人権の侵害にとどまらず犯罪に当たる行為であるという認識を社会全体で共有し、暴力を許さない社会的意識の醸成を図ることが必要です。
- 近年、スマートフォンの普及とあいまってインターネット等による誹謗中傷など悪質な事案が急増しています。偏見や差別を解消するためにも、誰もがお互いの人権を尊重し、共に支え合う社会づくりの推進が必要です。
- 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別から、不適切な取扱いを受けたりするなど人権問題が発生しております。誰もが多様な性について知り、身の回りの習慣や常識となっている考え方を今一度点検し、この問題について関心と理解を深めていくことが大切です。

施策の方向

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、不当な差別のない共に生きる社会を実現するため、人権尊重意識の啓発及び人権教育を推進するとともに、学校・家庭・地域・企業など関連機関と連携し、人権意識の高揚に努めます。

「人権の花」運動

施策の展開と具体的な取組

5－（34）－122．人権尊重の社会づくり

教育委員会と連携し、学校等における人権教育活動を推進するとともに、市民への人権啓発事業を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎学校等における人権教育の推進
○人権啓発事業の推進

5－（34）－123．人権に関する相談支援体制の充実

特設人権相談所の開設により人権相談窓口の充実を図るとともに、市民への周知に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○人権相談窓口の充実
○相談支援体制の充実

5－（34）－124．人権意識高揚に向けた関係機関との連携及び支援

大田原人権擁護委員協議会等との連携強化を図るとともに支援を充実することで、人権意識の高揚につなげます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○大田原人権擁護委員協議会等との連携強化による人権啓発の推進

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
人権教室の開催回数	４回／年（R1）	６回／年

人権教室

基本政策 5

5－（35） 男女共同参画の推進

現状と課題

- 「男女共同参画行動計画」に基づく年次報告では、制度上の整備や支援体制が進んでいるものの、政策や市民活動への女性の視点や意見の反映が十分ではない状況です。
- 政策・方針決定の場へ女性の参画を拡大するためには、女性の意思を反映するための取組を一段と加速させることが求められています。
- 法律や制度上では男女平等が進んでおり、女性の意識や男性の理解・意識が徐々に変化してきています。それに伴い夫婦共働きというライフスタイルが増えていますが、家庭では従前の役割分担が残っているため、働く女性への負担が大きくなっています。
- ワーク・ライフ・バランスに関する法制度上の整備は進んでいますが、その実現に向けては、家庭・地域・職場での男女相互の意識改革や事業者との連携強化を図ることで、家事・育児・介護等を男女が対等に分かち合うことができる環境づくりが必要です。
- 男女それぞれが一個人として自らの個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の形成を目指すためには、セクシュアルハラスメント※、ＤＶ、パワーハラスメント※、マタニティハラスメント※等を許さない社会環境づくりを推進することにより、性別に起因する差別や人権侵害を根絶していくことが重要です。

男女共同参画推進の満足度

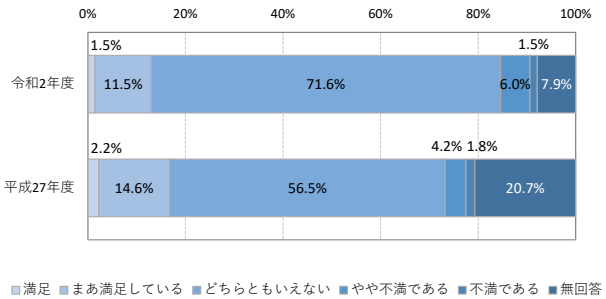

出典：大田原市市民意識調査（令和２（2020）年度）

審議会・委員会等における女性委員の割合

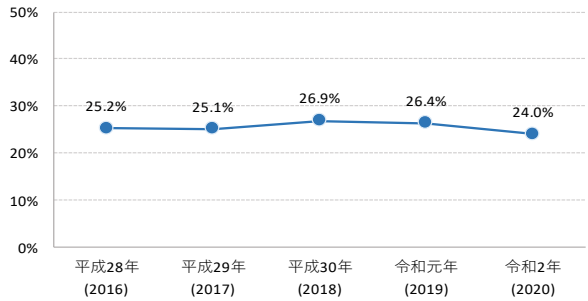

出典：令和２（2020）年度男女共同参画に関する年次報告書

施策の方向

だれもが性別にとらわれず、互いを尊重し、共に生きる男女共同参画社会の実現を目指します。

また、あらゆる分野における女性の活躍を推進するため、職場、地域、家庭等で女性が安心して能力を発揮できる環境づくりに努めるとともに、配偶者等からの暴力の根絶と被害者に対する支援に努めます。

施策の展開と具体的な取組

5－（35）－125．男女共同参画意識の確立

男女共同参画への認識や意義に対する理解を深めるため、講座・セミナーの開催や啓発活動を推進します。また、配偶者等からの暴力の根絶に向け、暴力を容認しない意識の啓発に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○男女共同参画を目指す講座・セミナーの開催
○ジェンダー平等意識の啓発
○意識と慣行の見直しの推進
○暴力根絶に向けた意識の啓発

5－（35）－126．あらゆる分野への男女共同参画の推進

働く場における女性活躍の促進を図るとともに、女性の意見を市政に反映させるため、政策や方針の決定過程への女性の参画を推進します。また、地域で活動する各種団体への情報提供や支援を行うなど、男女共同参画の推進に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○働く場における女性の地位向上の促進
○政策・方針決定の場への女性の登用の促進
○家庭・地域における性別役割分担意識の解消
○国際化に対応した男女共同参画社会構築の推進

5－（35）－127．男女が共に心豊かに暮らせる環境の整備

男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現を目指し、男性の家庭生活への参画促進に向けた啓発を行うとともに、子育てや介護を社会全体で支えることができる環境の整備に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎ワーク・ライフ・バランス実現に向けての啓発事業
○男女の生涯にわたる健康確保の促進
○ひとり親家庭等が安心して社会参画できる環境の整備
○子育て・介護等に関する施策の充実

5－（35）－128．DVに対する正しい理解の周知啓発

DVに対する正しい知識と理解の促進を図るとともに、DVの未然防止に向けた周知啓発に努めます。また、被害者が安心して相談でき、迅速な支援が受けられるよう相談体制の充実を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○DV防止に対する啓発の推進
○DV相談体制の充実

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
男女共同参画推進事業者表彰受賞事業者数（累計）	20 件	30 件
審議会・委員会等における女性委員の割合	24.0 %	35.0 %

部門別計画

計画名	計画期間
第４次男女共同参画行動計画 （女性活躍推進計画、DV防止基本計画）	令和４（2022）年～令和８（2026）年

基本計画【後期】

基本政策 6

情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり

基本政策 ６

情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した地域情報化を一層進めるとともに、周辺自治体との連携による共通課題への対策と広域的な行政サービスが充実したまちづくりを進めます。

また、質の高い行政サービスを持続的に提供するため、積極的な行政改革に取り組み、健全で安定した財政運営を目指すことにより、効率的・効果的な行財政運営のまちづくりを進めます。

（３６）　行政の効率的・効果的運営
（３７）　財政の健全運営
（３８）　広域連携の推進
（３９）　地域情報化の推進

基本政策 6

6－（36） 行政の効率的・効果的運営

現状と課題

- 今日の社会経済情勢の変化に伴い行政需要はますます多様化・高度化しています。このような状況の中で様々な行政課題に対応できる人材育成が求められています。
- 総合計画の進行管理を行い、事務事業の見直しや公共施設の活用等を含めた一元管理を進め、効率的な事業推進を図ることが必要です。
- 定員適正化計画に基づき、必要な人員を適正に配置するとともに、事務事業の見直しや民間委託の推進、適切な指定管理者制度の運用が求められています。
- 効率的な行政経営を進めるため、行政評価システム※や人事評価制度の効果的な運用が必要です。

● 人口 10,000 人当たりの職員数

区分	議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農林水産	商工	土木	一般行政部門計	教育	合計
大田原市	0.85	18.05	5.36	14.39	5.36	0.28	4.80	1.21	7.48	57.83	13.54	71.34
類似団体	0.90	18.44	4.47	17.75	5.69	0.03	4.54	1.84	7.15	60.79	12.92	77.42

出典：地方公共団体定員管理調査（令和２（2020）年度）
（注）人　　口：令和２年１月１日現在の住民基本台帳人口
　　類似団体：人口５万人以上 10 万人未満のうち、本市と産業人口構造が酷似している 11 市の平均

● 職員研修実施講座数及び受講職員数

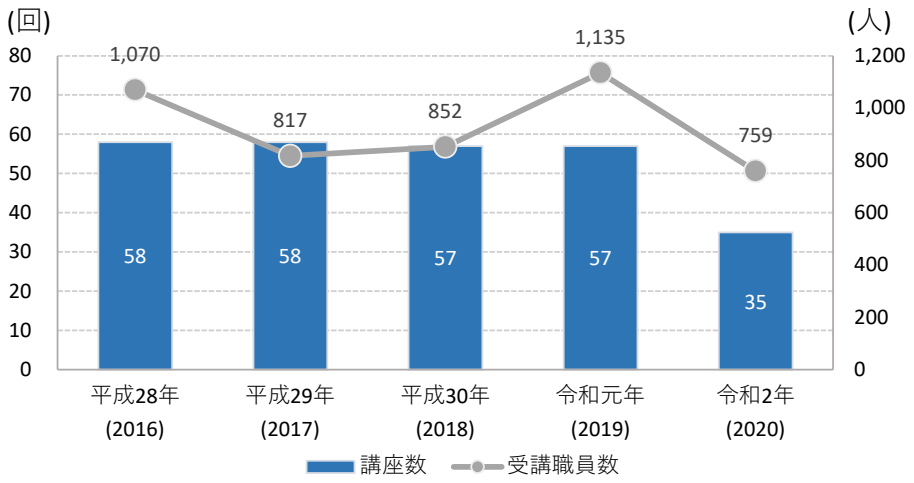

出典：総務課調べ
（注）令和２（2020）年は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止となった研修があり、講座数及び受講職員数が減少。

施策の方向

地方分権の進展や住民ニーズの多様化に対応するため、行政評価システムや行政組織機構の見直し、行政サービスの民間委託や指定管理者制度の推進により、効率的・効果的な行政運営を図ります。

また、人事評価制度や窓口対応をはじめとした研修制度への取組により、職員力の向上を図るとともに、適切な情報公開制度の運用により透明性の高い行政運営に努めます。

施策の展開と具体的な取組

6－（36）－129．計画的行政経営の推進

限られた財源を有効に活用し、行政サービスの向上に努めます。行政評価システムによる事務事業の検証等により、効率的で効果的な事業実施に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○第４次大田原市行政改革大綱に基づく行政改革の推進
○行政評価システムの活用
◎事務改善の推進
◎事務事業の見直し
○総合計画と連動した計画づくり、進行管理の推進

6－（36）－130．組織体制の改善

長期的課題や緊急的課題に柔軟に対応できる組織づくりと、行政課題に的確に対処できる人材育成に努めます。また、内部統制制度の適正な運用により、市民に対する行政の信頼確保に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○組織機構の柔軟な見直し
○職員の人材育成の推進及び内部統制制度の運用
○人事評価制度運用の推進
○民間委託・指定管理者制度の推進

6－（36）－131．行政サービスの充実

市民ニーズの多様化に対応した行政サービスの提供に努めます。また、市民がより利用しやすい窓口サービス体制の整備に努めるとともに、窓口業務の質の向上を目指します。さらに、個人情報の保護に十分配慮しながら市政に関する情報を積極的に公開することで、透明性の高い行政運営に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎行政資料や市政情報の積極的な情報公開
◎公文書の適正管理
○窓口サービスの質の向上
◎電子申請の活用
○民間委託の検討と指定管理者制度の導入促進
○適切な個人情報の保護

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
定員適正化計画による職員総数	568 人	543 人
専門研修機関等への派遣職員数	３人	８人
指定管理者による管理運営施設数（累計）	15 施設	17 施設

部門別計画

計画名	計画期間
定員適正化計画	令和３（2021）年～令和７（2025）年
第４次大田原市行政改革大綱	令和３（2021）年～令和７（2025）年

基本政策 6

6－（37）財政の健全運営

現状と課題

- 健全化判断比率※は適正範囲を維持しているものの、人件費以外の経常経費（扶助費、公債費、補助費、物件費）等の増大により、財政構造の弾力性を示す経常収支比率※は依然として高水準にあります。
- きめ細やかな納税催告、納税相談、財産調査による早期の滞納処分に着手し、市税収納率向上に努めています。
- 持続可能な自治体運営を確立するため、中期的な財政見通しのもとに、計画的で健全な財政運営に努めるために策定した「中期財政計画」に基づく具体的な取組が必要です。
- 少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化などにより財源不足が生じており、経費節減への取組や効率的な財政運営が必要です。また、市の歳入の根幹である市税収入を確保するためにも、適正な課税がますます重要となっています。
- 財政健全化への取組は、市民の理解と協力が不可欠であります。このため市民に対する財政状況の開示は、より分かりやすい公開方法や内容であることが必要です。
- 事務事業全般について目的、必要性、費用対効果を検証し徹底した経費の抑制を図り、財政基盤を強化することが必要です。
- 遊休・未利用の市有財産については、売却も含め適正かつ有効な活用を図ることが必要です。
- 公共施設は市民の安全安心な利用の確保に努めながら、公共施設等総合管理計画並びに個別施設計画に基づき施設の適正化を進め、財政負担の軽減と平準化を行うことが必要です。

各種財政指標等

項　　目	平成28年（2016）	平成29年（2017）	平成30年（2018）	令和元年（2019）	令和2年（2020）
市税収納率【現年分】	98.9%	99.0%	99.2%	99.3%	99.2%
経常収支比率	94.8%	95.5%	95.5%	97.9%	96.4%
実質公債費比率	9.4%	8.6%	7.9%	7.1%	6.4%
将来負担比率	49.6%	51.1%	58.2%	63.7%	64.9%
市債残高（注）	31,151百万円	31,327百万円	32,675百万円	31,947百万円	32,380百万円
基金残高（注）	1,625百万円	1,325百万円	1,325百万円	1,026百万円	1,026百万円

出典：市税収納率：収納対策課調べ
経常収支比率：地方財政状況調査（決算統計）
実質公債費比率：健全化判断比率（財政健全化法）
将来負担比率：健全化判断比率（財政健全化法）
市債残高：地方財政状況調査（決算統計）
基金残高：地方財政状況調査（決算統計）
（注）市債残高：一般会計における残高
基金残高：財政調整基金と減債基金の合計額

施策の方向

健全な財政運営に向け、中期財政計画を推進し、歳入と歳出の収支の均衡を図ります。

また、事業の見直しによる歳出経費の削減を強化するとともに、市税等の積極的な財源確保を図ります。

さらに、特別会計への繰出金の抑制や、遊休施設の効率的活用、公共施設の長期的な視点に立った老朽化対策の実施と適切な維持管理に努めます。

施策の展開と具体的な取組

６－（３７）－１３２．持続可能な財政運営

将来にわたって安定した市民サービスを提供するため、市税をはじめとする自主財源の確保に努めるとともに、中期財政計画に基づき財政基盤の充実強化を図るため、更なる市税収納率向上に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○中期財政計画の推進と検証
○財源の確保と有効活用
○市税収納率の向上
○市債の圧縮と基金の有効活用
○統一基準による財務書類の活用

６－（３７）－１３３．事務事業の見直しと経費の削減

限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、事務事業の見直しを行い、優先事業の選択と経常的経費の抑制に努めます。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○事務事業の見直し
○効率的な予算配分

６－（３７）－１３４．市有財産の適正管理

市有財産の適正な維持管理を実施するとともに、市有財産の適切な情報開示・公表と有効活用を図ります。また、公共施設は長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化を進め、総量の適正化を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○市有財産の管理、活用及び処分
○公共施設の総量の適正化、適正配置、管理の効率化

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
市税収納率【現年分】	99.2 %	99.5 %
経常収支比率	96.4 %	95.0 %以下
実質公債費比率	6.4 %	10.0 %以下
将来負担比率	64.9 %	50.0 %以下
市債残高【一般会計】	32,380 百万円	29,000 百万円以下

部門別計画

計画名	計画期間
中期財政計画	令和３（2021）年～令和７（2025）年
公共施設等総合管理計画	平成 28（2016）年～令和 27（2045）年
公共施設個別施設計画	令和３（2021）年～令和 12（2030）年
第４次大田原市行政改革大綱	令和３（2021）年～令和７（2025）年

基本政策 6

6－（38）広域連携の推進

現状と課題

- 本市はこれまで、那須地区広域行政事務組合による共同事業や公共施設の相互利用を通じて、近隣市町との連携に努めてきましたが、隣接市町にまたがる縦貫道路の整備など住民生活向上のために必要な課題について、市町間の協議を継続していくことが必要です。
- 人口減少社会が進展する中で、広域連携は対象となる市町の行財政基盤を安定させるための有効な手段であり、権限移譲の受け皿としての更なる充実が求められています。また、広域連携によるまちづくりは、持続可能で安心して暮らせる社会の確立に向けた重要な課題であり、地域特性に応じた取組を進めることが必要です。
- 八溝山周辺地域定住自立圏の中心市である本市とその連携市町が相互に役割を分担し、連携・協力することで、圏域全体の生活機能を確保するために必要な取組の推進が求められています。
- 本市の長期的な発展を目指し、人口減少に歯止めをかけるためには、八溝山周辺地域定住自立圏の構成市町における既存住民の転出を抑え、圏域全体の人口減少を抑制することが課題であることから、本市と連携市町が協力し合い、定住環境を整備し、圏域内に「都市部」からの新たな人の流れを創るための施策を展開することが必要です。
- 移住・定住を促進するにあたっては、本市の地域資源を最大限に活用し、様々なプロモーションの活用等による情報発信を行うとともに、雇用や住居、子育て等、様々な分野において環境の整備を進めることが必要です。あわせて、移住した「定住人口」や観光に来た「交流人口」でもなく、市内の地域や地域の方々と多様に関わる「関係人口」を創出していくことが必要です。

● 「八溝山周辺地域定住自立圏」の圏域及び圏域内の「推計人口」と「将来展望人口」

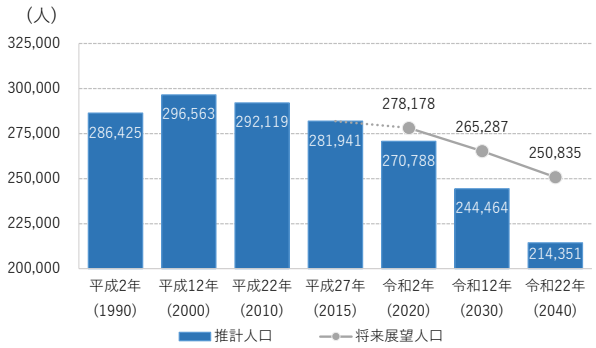

（注）推 計 人 口：令和７（2025）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成 30 年３月推計）但し、棚倉町、矢祭町、塙町の推計値は、それぞれの町の人口ビジョン記載の数値。
将来展望人口：各市町が目指すべき人口の合計。

施策の方向

那須地区広域行政事務組合の構成市町が相互に協力し、事務事業を効率的に執行するとともに、八溝山周辺地域定住自立圏の中心市としての役割を担い、リーダーシップを発揮することで、連携市町と共に魅力あふれる圏域づくりを目指します。

また、本市と周辺地域の魅力・暮らしやすさを積極的かつ効果的に情報発信するとともに、支援制度や受け入れ体制を充実することで、都会からの移住・定住促進を図ります。

施策の展開と具体的な取組

6－（38）－135．広域行政の推進

那須地区広域行政事務組合による広域行政の充実を図るとともに、那須地区消防組合との連携強化を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○那須地区広域行政事務組合による広域行政の充実
○那須地区消防組合との連携強化

6－（38）－136．近隣市町との連携強化

住民生活向上のため、那須地区内外の市町との連携強化を図ります。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎那須地区内外の市町との連携強化
○広域連携の推進

6－（38）－137．定住自立圏構想の推進

八溝山周辺地域定住自立圏構想の推進及び那須地域定住自立圏構想の推進を図り、圏域全体として持続可能な社会の確立を目指します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎八溝山周辺地域定住自立圏構想（中心市）の推進
○那須地域定住自立圏構想（連携市）の推進

6－（38）－138．移住定住の促進

移住定住促進プロモーションを推進するとともに、移住定住に関する相談窓口を設置し、受け入れ体制の充実を図ります。また、地域おこし協力隊や外部人材を活用し、地域活性化を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

◎移住定住に関する相談窓口の設置
◎移住定住促進プロモーションの推進
◎民間移住支援機関と連携した情報発信
◎地域おこし協力隊を活用した地域活性化
○外部人材を活用した地域活性化
○サテライトオフィス※等の整備によるテレワーク※の推進

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
転出超過数（転出者数－転入者数）（注）	151 人／年（R1）	75 人／年（R6）
八溝山周辺地域定住自立圏域内人口	270,510 人	271,744 人（R7）

（注）転出超過数の現状値と最終目標は、令和２（2020）年３月末時点の第２期大田原市未来創造戦略に基づく

部門別計画

計画名	計画期間
八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン	平成 31（2019）年～令和５（2023）年
那須地域定住自立圏共生ビジョン	令和２（2020）年～令和６（2024）年

6－（39） 地域情報化の推進

現状と課題

○ 国・地方を通じたデジタル・ガバメント※の構築を加速化するため、国は「自治体ＤＸ※(デジタルトランスフォーメーション)推進計画」を策定しました。「大田原市地域ＩＣＴ 総合推進計画」に基づき、国が推進するデジタル社会の構築に向けた各施策を効果的に実行していくために推進体制の強化を進めています。

○ 国が推進するマイナンバーカードの普及とマイナポータルによるオンラインサービスの利用促進に併せ、市の行政サービスにおいても電子申請や電子決済等への対応による市民サービスの充実を図ることが求められています。

● 大田原市地域 ICT 総合推進計画のイメージ

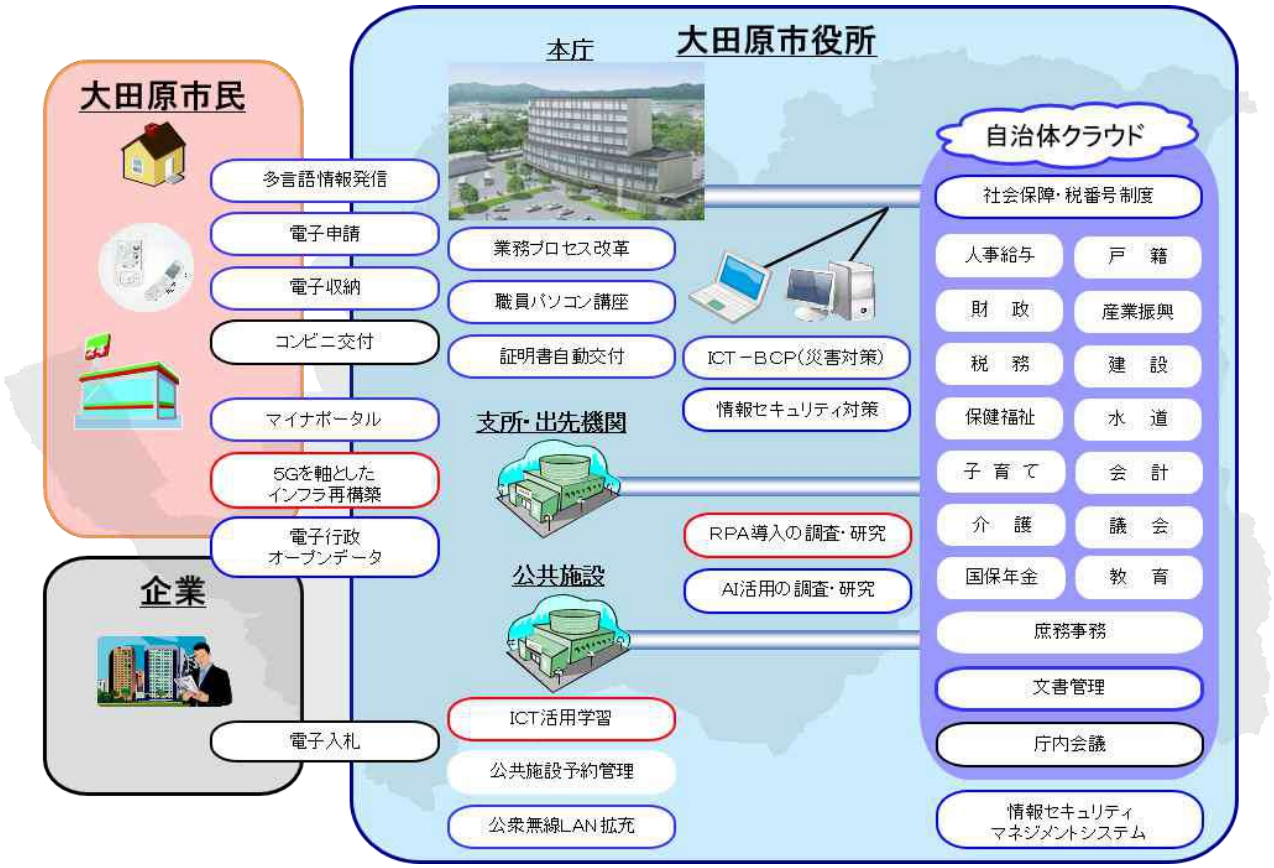

施策の方向

業務増と職員減に対応するための、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した行政システムの導入と高度な電子自治体※の実現に努めます。

施策の展開と具体的な取組

6－（39）－139．電子市役所の推進

急速に進歩するＩＣＴ（情報通信技術）に対応し、業務効率化・コスト削減等を実現するため、情報システムの導入・利活用の強化に取り組みます。また、情報通信技術の高度化及び利活用の更なる進展に対応した情報セキュリティ対策の強化を図ることにより、サイバー攻撃や災害に強い電子市役所を目指します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○情報セキュリティ対策の強化
◎ＩＣＴを活用した業務プロセス改革
○ペーパーレス化の推進
○ＩＣＴ-ＢＣＰ※（ＩＣＴ部門の業務継続計画）に基づく災害対策の強化
○デジタル人材の確保・育成
○AI を活用した業務支援ツールなどの調査・研究

6－（39）－140．市民サービスの向上と地域活性化の推進

マイナンバーカードの普及促進を図り、電子申請の拡充や、電子決済などの導入により、ＩＣＴによる市民サービスの向上と地域活性化を推進します。

具体的な取組（◎は重点テーマ）

○行政手続のオンライン化
○マイナンバーカードの利活用及び普及の促進
○電子決済等による納付方法の推進
○電子申請の拡充

施策の目標（指標）

指標名	現状値（R2（2020））	最終目標（R8（2026））
電子申請等のできる行政手続き（累計）	31 件	100 件

部門別計画

計画名	計画期間
地域ＩＣＴ総合推進計画	令和２（2020）年～令和４（2022）年

グリーン・ツーリズム体験

道の駅那須与一の郷

おおたわら国造りプラン

資　料　編

1　用語解説

あ行	
ＩｏＴ （アイオーティー）	「Internet of Things（モノのインターネット）」の略称。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
ＩＳＯ （アイエスオー）	「International Organization for Standardization（国際標準化機構）」の略称。工業製品、部品、使用技術の規格統一を推進するための国際機関で、これを取得している場合、国際規格に適合していることを意味する。 【例】9001：品質マネジメントシステム、14001：環境マネジメントシステム、22000：食品安全マネジメントシステムなど
ＩＣＴ （アイシーティー）	「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略称。情報や通信に関する科学技術の総称。特に電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術。
ＩＣＴ-ＢＣＰ （アイシーティー、ビーシーピー）	情報システム部門（ＩＣＴ部門）において、災害や事故を受けても重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させる計画。ＢＣＰとは「Business Continuity Planning（事業継続計画）」の略称。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための生活指針。「マスクを着用する」「距離をあける」といった一人ひとりの対策、「咳エチケット」等の日常生活での対策、「買い物」「公共交通機関」等の日常生活の各場面での対策、「テレワーク」や「時差出勤」等の働き方の新しいスタイルへの対応など。
一部過疎	合併前に過疎地域に指定された旧市町村の区域、又は合併後に過疎地域に指定された旧市町村の区域を含む市町村。
イニシャルコスト	物事を始めたり、新しい物を使い始める際に、最初に必要になる費用。使用開始までにかかる費用で、物品の購入代金やサービスの契約料、運搬や設置、設定にかかる費用が該当する。
インバウンド	海外から日本へ来る観光客。
ＡＩ （エーアイ）	「Artificial Intelligence（人工知能）」の略称。人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの。
ＳＮＳ （エスエヌエス）	「Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略称。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のＷｅｂサイトおよびネットサービス。 【例】Facebook、Twitter、Instagram、ＬＩＮＥなど
ＳＤＧｓ （エスディージーズ）	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。国連の持続可能な開発のための国際目標であり、17 のグローバル目標と 169 のターゲット（達成基準）からなる。
オープンデータ	機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。
か行	
海洋プラスチックごみ問題	海洋に流出したプラスチックごみが、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしているもの。

か行	
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。
ＧＩＧＡスクール構想（ギガ）	ＧＩＧＡとは（Global and Innovation Gateway for All）の略称。「全ての人に包括的で革新的な入り口を」という意味。一人一台端末と高速大容量の通信環境を一体的に整備し、ＩＣＴや先端技術を効果的に教育に活用する構想。
基幹的農業従事者	自営農業に主として従事した世帯員のうち、仕事として主に自営農業に従事している者。
行政評価システム	行政が実施する施策や事務事業を計画、実施、改善という過程を通して事務事業の結果や成果を客観的に計り、改善につなげていくこと。
グリーンスローモビリティ	時速20km未満で公道を走ることが出来る電動車を活用した小さな移動サービス。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す指標。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
健全化判断比率	財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものであり、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の４つの指標の総称。
権利擁護制度	認知症高齢者など判断能力が十分でない方を対象として日常的な金銭管理や重要書類の保管などを行う制度。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
ごみ有料化	市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収すること。
さ行	
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスといった有限の化石燃料とは違い、自然界に常に存在するエネルギーで、永続的に利用でき、温室効果ガスを排出しないエネルギー。「エネルギー供給構造高度化法」施行令において、太陽・風力・水力・地熱・太陽熱・大気熱その他自然界に存在する熱・バイオマスの７種類が規定されている。
サテライトオフィス	企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィス。
産学官金連携	産業を活性化し各地域におけるイノベーションの創出をさらに促進するために、従来の産学官の連携に加えて、地域企業と密接な関係にある地域金融機関とも連携し、より実効性の高い取組を実施すること。
自治体ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）	地方自治体が社会情勢や経済状況の変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、住民ニーズや地域課題を基に、行政サービスを変革するとともに、行政事務そのものや、組織、プロセス、行政組織の文化・風土を変革し、住民本位の行政の推進や公共の福祉の増進を図ること。
指定管理者制度	従来、地方公共団体が公的団体等に管理委託していた公共施設の管理運営について、民間事業者等を指定することにより、住民サービス向上やコスト削減を図ることを目的とする制度。
住宅セーフティーネット	住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な方が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み。

さ行	
循環型社会	使用済み製品の回収、素材への資源化、再使用等により省資源化を図り、環境に対する負荷を軽減し、自然との共生を図っていこうとする社会。
小水力発電	小規模な水力発電であり、中小河川、用水路、さらにはトイレの洗浄水等、様々な水流を利用して行う発電。
食育	食べ物をバランスよく食べ、望ましい食生活が送れるための能力を小さいころから身に付けさせること。また、消費者に「食」の安全に関する知識などを学ばせること。
食品ロス	本来食べられるのにもかかわらず捨てられてしまう食品（可食部分）。
新型コロナウイルス感染症	新たに発見されたコロナウイルス（SARS-CoV-2）によって引き起こされる感染症（COVID-19）。COVID-19 とは coronavirus disease 2019（2019 年に発生した新型コロナウイルス感染症）の略称。2019 年の終わりごろに発生したのを皮切りに、あっという間に世界中に感染が拡大した。
スクールカウンセラー	児童・生徒や、保護者及び教職員の心のケアや支援を行う人。
スクールソーシャルワーカー	問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境への働きかけや、関係機関等との連絡・調整を行う人。
ストックマネジメント	長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。
スマートシティ	先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組。また、都市が抱える諸問題に対して、ＩＣＴ等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画・整備・管理・運営）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区。
３Ｒ （スリーアール）	リデュース（Reduce：ごみを減らす）・リユース（Reuse：ごみにしないで再使用する）・リサイクル（Recycle：ごみを資源として再生する）の３つのＲの総称。
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。
セクシュアルハラスメント	職場などで、相手方の意に反する性的言動によって相手方に不快感や苦痛を与える行為。
セルロースナノファイバー （ＣＮＦ）	植物の細胞壁を構成するセルロースを細かくした繊維。太さは約 10 ナノメートル。
ゼロカーボンシティ	2050 年に二酸化炭素（温室効果ガス）排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体。
総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで、多様な要求に応じて複数の種目が用意され、年齢や技術レベルに関係なく参加できるクラブ。
Society5.0 （ソサエティ）	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）、に続く、新たな社会（未来社会）を指す。
た行	
脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会。

た行	
タブレット端末	タブレット（平板）型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先を当てながら操作する「タッチパネル」が採用されている端末。ノートパソコンより小さく軽いため、片手で持ちながら利用できる。インターネット検索や電子メール、動画、電子書籍、ゲーム、映画鑑賞など数多くの機能が盛り込まれている。
多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域や社会の構成員として共に安心して暮らすことのできる社会。
多面的機能	農山村が保有する農地や里山の水源涵養、大雨時の水田の一時的な貯水機能、地域住民による休耕田を利活用した植栽等の景観形成など農業に限定されない多様な役割。また、地元の子どもたちによる生き物調査や収穫祭を開催し失われつつある地域コミュニティの維持、増進にも寄与している。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地産地消	地域生産・地域消費の略称。地域で生産された農林水産物を地域で消費すること、又は地域で必要とする農林水産物は地域で生産すること。
直交集成板（ＣＬＴ）	ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。ＣＬＴとは「Cross Laminated Timber」の略称。
ＤＭＯ（ディーエムオー）	「Destination Management Organization（観光地域づくり法人）」の略称。観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人。
ＤＶ（ディーブイ）	「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。
デジタル・ガバメント	デジタル技術の徹底活用と官民協働を軸として、国と地方、官民の枠を超えて行政サービスを見直し、行政の在り方を変革していくこと。
デスティネーションキャンペーン	ＪＲ北海道・ＪＲ東日本・ＪＲ東海・ＪＲ西日本・ＪＲ四国・ＪＲ九州のＪＲグループ旅客６社と指定された自治体、地元の観光事業者等が共同で実施する大型観光キャンペーン。
デマンド交通	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つの形態。
テレワーク	ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。
電子自治体	コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするもの。
特殊詐欺	面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺。
ドクターカー	医師及び看護師が同乗し、救急現場や救急車とのドッキングポイントへ向かい、搬送病院まで救命措置をしながら患者を搬送できる救急車。医師が医療機器を装備するドクターカーに同乗することにより、救急現場や救急車内で医療行為を開始し、患者の救命率向上を図ることができる。
特定健康診査	生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群を早期に発見し、生活習慣改善のための保健指導を行うための健診。

た行	
特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣を改善することによりその予防効果が期待できる人に対し、生活習慣を見直すために行う指導や情報提供。
特別支援教育	障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
特用林産物	森林が持つ森林原野において産出された生産品のうち、建築用材以外の全てのもの。 【例】きのこ類、栗、たけのこなど
な行	
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者。
農地中間管理機構	高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関のこと。都道府県に一つずつ設置されている。通称、農地バンク。
は行	
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの。 【例】間伐材や木くず、動物の排せつ物、食品廃棄物、農産物加工残さなど
パブリックコメント （意見公募手続）	行政が政策を決定する過程で、計画等の趣旨、内容など必要事項を公表し、広く市民から意見を求め、出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続き。
バリアフリー	高齢者や障害者が社会生活を送る上で、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁を含めて、それらを取り除くことをいう。
パワーハラスメント	職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為。
人・農地プラン	農業者が話合いに基づき、地域農業における中心経営体（認定農業者等）や地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成している。
ＰＰＡモデル （ピーピーエー）	「Power Purchase Agreement（電力販売契約）モデル」の略称。公共施設の敷地や屋根などに発電事業者が太陽光発電システムなどの発電設備を設置すること。設置費用やメンテナンス費用は発電事業者が負担するため、初期費用は必要ない。発電量に応じたサービス料を電気料金と合算して支払う。
ＰＰＰ （ピーピーピー）	「Public Private Partnership（公民連携）」の略称。行政と民間がそれぞれ得意とする役割と責任を持って分担しあいながら、効率的かつ質の高い公共サービスを提供していくもの。民間委託や指定管理者制度などもＰＰＰ手法の一つ。
フィルムコミッション	映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする機関。

ま行	
マイクロプラスチック	海洋などの環境中に拡散した微小なプラスチック粒子。難分解性のプラスチック類が紫外線や波力等の物理的作用を受けて細片化したものと、洗顔料や研磨剤に含まれるマイクロビーズ等がある。海の中で食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。
マイナンバー制度	マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、個人番号（マイナンバー）を利用して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための社会基盤となる制度。
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為。
モータリゼーション	自動車が社会と大衆に広く普及し、生活必需品化する現象。
や行	
有収率	配水する水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。【年間有収水量÷年間配水量×100（%）】
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。
ら行	
ライフステージ	幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期など、生涯を段階区分した人生の各段階。
６次産業	１次産業×２次産業×３次産業のことで、１次産業が農林水産物の生産だけではなく、２次産業、３次産業にも主体的かつ総合的に関わることにより事業の付加価値を高めようとする取組。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。仕事と仕事以外の子育てや親の介護、自己啓発、地域活動などの調和がとれている状態。

２　大田原市総合計画策定の経緯

年　月　日	内　　容
令和２年度	
８月 18 日	大田原市総合計画後期基本計画策定基本方針決定
９月１日	大田原市総合計画後期基本計画策定委員会等設置
11 月５日	第１回大田原市総合計画審議会 （会長等選任、後期基本計画策定方針）
11 月 13 日	市議会全員協議会への報告（市民意識調査実施）
11 月 18 日～12 月 16 日	市民意識調査の実施（市内全域より 18 歳以上市民 3,000 人対象）
11 月 20 日	第１回後期基本計画策定委員会 （後期基本計画策定方針、スケジュール、書面開催）
11 月 20 日	第１回後期基本計画策定部会 （後期基本計画策定方針、スケジュール、書面開催）
11 月 20 日	第１回後期基本計画策定分科会 （後期基本計画策定方針、スケジュール、書面開催）
１月 20 日～22 日	前期基本計画達成状況評価各課ヒアリング（30 課対象）
令和３年度	
４月 15 日	市議会全員協議会への報告（市民意識調査結果）
５月 13 日、14 日	第２回後期基本計画策定分科会（後期基本計画素案の内容協議）
５月 27 日、28 日	第２回後期基本計画策定部会（後期基本計画素案の内容協議）
６月７日	第２回後期基本計画策定委員会 （後期基本計画策定委員会での素案の決定）
７月１日	第２回大田原市総合計画審議会（後期基本計画素案の審議）
７月 16 日	市議会全員協議会への報告 （後期基本計画パブリックコメントの実施）
８月２日～31 日	後期基本計画パブリックコメント（市ホームページに掲載）
10 月５日	第３回後期基本計画策定分科会 （パブリックコメント結果による後期基本計画案の検討、書面開催）
10 月５日	第３回後期基本計画策定部会 （パブリックコメント結果による後期基本計画案の検討、書面開催）
10 月 29 日	第３回後期基本計画策定委員会 （後期基本計画策定委員会での案の決定）
11 月 12 日	第３回大田原市総合計画審議会（後期基本計画案の審議（答申））
11 月 25 日	大田原市総合計画審議会から後期基本計画に係る答申
12 月１日	後期基本計画パブリックコメント結果公表（市ホームページに掲載）
１月 21 日、27 日	庁議・調整会議（後期基本計画の決定）

3　都市宣言一覧

○非核平和都市宣言

（昭和 61 年 10 月 1 日）

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

「つくらず・もたず・もちこませず」の非核三原則を堅持することを、すべての人々と共に訴え、緑と光とやすらぎのある豊かな自然と平和を希求する市民の願い達成のため、ここに大田原市は、非核平和都市を宣言する。

○暴力追放都市宣言

（平成２年 10 月１日）

平和で住みよい都市づくりは、全市民共通の願いである。

市民一人ひとりが、善良な市民生活を侵害する暴力の存在を認めず、暴力排除の確固たる信念のもとに一致団結して、あらゆる暴力を追放、根絶し、犯罪のない明るい都市づくり達成のため、ここに大田原市は暴力追放都市を宣言する。

○環境保全都市宣言

（平成６年 12 月 21 日）

与一の里大田原は、「ミヤコタナゴ」が生息し、白鳥が飛来する、豊かで美しい自然に恵まれたまちである。

いま、このまちの澄んだ空、豊かな清流、緑茂る大地を汚染や破壊から守り育ててゆくことが、私たち市民一人ひとりに課せられた責務である。

また、私たちは自然と人間が調和し、永遠に共生することを強く念願するものである。

市制 40 周年を契機に、私たちは自然環境の保全と環境にやさしいまちづくりを決意し、豊かで美しい自然を永く後世に伝えるため「環境保全都市大田原」の実現を目指すことをここに宣言する。

○健康長寿都市宣言

（平成７年７月 14 日）

私たち大田原市民は、ゆとりとうるおいのある社会の中で、互いに支え合いながら、すこやかに長寿を迎え、幸せに生きたいと願っています。

この願いを実現するため、私たち市民一人ひとりが、「健康は自分に贈ることのできる最高のプレゼント」と認識し、すすんで健康の保持増進に努めることを誓い、ここに「健康長寿都市大田原」を宣言します。

○生涯学習都市宣言

（平成 13 年３月 21 日）

生きる喜びを見つけよう

　だから磨こう　自分らしさを

学ぶ喜びを見つけよう

　だから集おう　呼びかけあって

活かす喜びを見つけよう

　だから尽くそう　社会のために

ひとが輝き　まちが輝く　人間性豊かな大田原市をめざし、

ここに生涯学習都市を宣言します。

○交通安全都市宣言

（平成 16 年 12 月 22 日）

交通事故のない、安全で住みよい地域社会を築くことは、市民すべての願いです。

この願いを一瞬にして奪い、平穏な暮らしを破壊する悲惨な交通事故をなくすことは、重要かつ緊急の課題です。

交通事故をなくすためには、交通安全意識の高揚を図り、交通環境の整備に努めるとともに、市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践することが必要です。

ここに大田原市は、決意を新たに「交通事故のない安全で住みよいまち」をめざし、交通安全都市を宣言します。

４　諮問書及び答申書

諮問書

大政第５８号

大田原市総合計画審議会長

小　林　雅　彦　　様

本市は、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるために大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」を策定し、これに則した行政運営に努めております。

このたび、総合計画のうち後期基本計画を策定したいので、大田原市総合計画審議会条例（平成２２年１２月２８日条例第２９号）第２条の規定により、計画案について貴審議会より答申をいただきたく、ここに諮問いたします。

令和２(2020)年１１月５日

大田原市長　津 久 井　富 雄

答申書

大総審第１号

令和３(2021)年１１月２５日

大田原市長　津久井　富　雄　様

大田原市総合計画審議会

会長　小　林　雅　彦

令和２(2020)年１１月５日付け、大政第５８号で諮問のありました大田原市総合計画後期基本計画案について、本審議会は慎重に審議を重ねてまいりました。

審議の過程においては、各委員から様々な意見や提言がありましたことをご報告いたします。

審議の結果、後期基本計画案については、総合計画基本構想に掲げた将来像「知恵と愛のある協働互敬のまち　おおたわら」の具現化に向けて、取り組むべき課題に対応した計画となっており、原案のとおり異議ない旨、答申いたします。

5　大田原市総合計画審議会条例

（平成 22 年 12 月 28 日条例第 29 号）
改正　平成 23 年 3 月 23 日条例第 3 号

（設置）
第１条　大田原市総合計画　（以下「総合計画」という。）を策定するため、大田原市総合計画審議会　（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

（組織）
第３条　審議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
(1)　国又は県の職員
(2)　関係団体の役員又は職員
(3)　関係団体の推薦する者
(4)　識見を有する者
(5)　その他市長が必要と認める者

（任期）
第４条　委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。
２　前条第１号及び第２号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

（会長及び副会長）
第５条　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選による。
２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
４　議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

（H23 条例３．一部改正）

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 23 年３月 23 日条例第３号）

この条例は、平成 23 年４月１日から施行する。

大田原市総合計画審議会委員名簿

番号	氏　名	所　属	備　考
1	高山　誠	栃木県大田原土木事務所	令和３年３月31日まで
1	屋代　紀明	栃木県大田原土木事務所	令和３年４月１日から
2	玉木　茂	大田原商工会議所	
3	吉岡　博美（副会長）	大田原市観光協会	
4	植竹　雅弘	大田原市森林組合	
5	佐藤　宏	社会福祉法人　大田原市社会福祉協議会	
6	古谷　忠	一般社団法人　那須野ヶ原青年会議所	
7	筒井　雅治	大田原市区長連絡協議会	
8	小林　朋子	大田原市教育委員会	
9	堀内　直美	大田原市小中学校長会	
10	伊藤　都	大田原市女性団体連絡協議会	
11	岡本　允久	特定非営利活動法人　大田原市体育協会	
12	小林　雅彦（会長）	国際医療福祉大学	
13	屋代　ゆき子	栃木県女性農業士	
14	車田　宏之	大田原地区医師会	
15	富塚　保	公募委員(18歳未満の子のいる方)	
16	北原　裕子	公募委員(18歳未満の子のいる方)	

６　大田原市総合計画基本計画策定委員会設置要領

（令和２年９月１日）
改正令和３年４月１日

（設置）

第１条　大田原市総合計画後期基本計画策定方針に基づき、全庁的な取組として大田原市総合計画基本計画（以下「基本計画」という。）の原案を作成するため、基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　基本計画の原案について検討し、総合計画審議会（大田原市総合計画審議会条例（平成22年条例第29号）第１条に規定するものをいう。）に具体的な提案を行うこと。

(2)　基本計画の原案の方針、目標等について協議すること。

(3)　その他市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長には総合政策部の事務を担当する副市長、副委員長には総合政策部長、委員には別表第１に掲げる者をもって充てる。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（部会）

第５条　委員会において検討する基本計画の原案を作成するため、委員会に基本計画策定部会（以下「部会」という。）を置き、その組織は、別表第２に掲げるとおりとする。

２　部会には部会長及び副部会長を置き、部会員の互選とする。

（分科会）

第６条　部会において検討する基本計画の原案を作成するため、部会に基本計画策定分科会（以下「分科会」という。）を置き、その組織は、別表第３に掲げるとおりとする。

２　分科会には分科会長及び副分科会長を置き、分科会員の互選とする。

（準用）
第７条　第３条第３項及び第４項並びに第４条の規定は、部会及び分科会について準用する。

（報告）
第８条　委員長は、会議の経過及び結果について、速やかに市長に報告しなければならない。
２　部会長及び分科会長は、作成した基本計画の原案について、速やかに委員長に報告しなければならない。この場合において、分科会長は、作成した基本計画の原案を報告するときは、当該分科会長の属する部会長の承認を得た後でなければならない。

（庶務）
第９条　委員会、部会及び分科会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

（委任）
第 10 条　この要領に定めるもののほか、委員会、部会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則
この要領は、令和２年９月１日から実施し、基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。
附　則（令和３年４月１日）
この要領は、令和３年４月１日から実施する。
以下、別表省略

大田原市総合計画
おおたわら国造りプラン

発　行　者　●大田原市
発　行　日　●令和４（2022）年３月発行
企画・編集　●大田原市総合政策部政策推進課

〒324-8641
栃木県大田原市本町１丁目４番１号
TEL：0287-23-8701　FAX：0287-23-8748
HP：https://www.city.ohtawara.tochigi.jp
E-mail：seisakusuishin@city.ohtawara.tochigi.jp

大田原市